

以上の諸例によりて催眠の理由を知るべし。

第五十三節(動物の催眠) 凡そ催眠には身體有機々關上に於けるものと、精神思想上に於けるものと二種あり、余は一を生理的催眠、二を心理的催眠と云はんとす、而して右に講述せし所は人間の上になる催眠の現象なれば、固より心理的催眠に屬すと雖も、人間は精神と身體と相合して高等動物の上になるものなれば、又生理的催眠も其影響を精神上に及ぼして、心理的催眠を起すに至るや必せり、然るに動物に至りては其精神思想未だ發達せざるを以て生理的催眠あれども、所謂心理的催眠なるものなし、今此動物に就て催眠の起る原因を知らんと欲せば、先づ生理上有機身體の状態に應じて睡眠の起る所以を知るときは、自ら其理を領得すべし、さて此睡眠には自然的と人為的の別あり、又意識的と無意識的との別あり、普通の睡眠は所謂自然的なり、既に自然に睡眠の起ることありとせば、又人為人工によりても之を催し得べき理なからんや、而して動物の催眠は人為的にして無識的なり、何者催眠中幻境を啓き神通眼を開く等のとあらず、動物催眠のことに就ては先年大澤醫學博士の講演せられたるものあり、其説によるに、先づ動物催眠に要する所の事情は左の如し、「凡て動物を魔睡せしむるには、第一、外圍の靜謐なること、第二、異常の位置を與ふること、第三、壓抑強制すること、第四、五官の一若くは二に弱き刺激を與へて、久時之を保續することを必要とす、然れども其種類の異なること、縦ひ同一種屬なるも其特異の性質あることと由て、或は第二法のみにて已に魔睡す

る者あり、或は此の四法を連用するも更に睡らざる者あり、而して就眠の後には可及的外來の刺激を避くるを可とす、(魔睡術より轉載)次に催眠の方法については、大澤博士が蛙につきて試験したるもの左の如し。

蛙は諸動物中最も睡り易きものにして、魔睡の試験に最も適當す、其法先づ蛙をして仰向に机上に載せ、左手を以て前身を壓抵し、右手を以て後肢を抑制す可し、初め二三十秒の間は手下に煩躁して百方遁れんとすれども、保持して一二分時の後に至れば、靜止して動くことなし、之れを度として靜に兩手を放離す可し、然れども若し蛙の皮膚乾燥するときは、術者の指端に粘着して放離の際忽ち醒覺することあり、故に豫じめ爰に注意せざる可からず、其他跣座の位置に於て睡ることあれども、直に轉倒して醒覺し、又た二頭を相對して恰も力士決闘の狀を爲さしむることを得可し、又た時として急劇に握る爲め直ちに魔睡することあり、然れども天然の位置、即ち俯座の位置に於ては決して睡ることなし、若し容易に睡らざることあらば二三十分時間掌中に保握す可し、然るときは其睡ること極めて妙なり、(同書)

其理は前に述ぶるものに参照して知るべし。

第五十四節(催眠術の應用) 斯の如く催眠術は動物上に於ける現象と、人類上に於ける現象と異なる所ありと雖も、其現に至りては同一にして、唯生理的催眠と心理的催眠との別あるのみ、而して

其起る原因は今日の學理によりて略明かにすることを得たり、若し一たび催眠の境に入りたるものを其本に復せしめんとするときは、又施術者は各々一定の方法を用ひ、而して其多くは彈指によりて醒覺を促すと雖も、是れ必ずしも彈指を要するにあらず、一定の時間を経過するときは必ず自然に本に復するものとす、さて斯術の應用について考ふるに、古來専ら之を治療上に實行せんことを求め、其多少の效驗あることは人々の經驗によりて明かなり、然れども余謂へらく、此效驗たるや催眠術其物の力にあらずして、信仰の力なりと、蓋し是れ神佛に祈願して病氣の平癒を見ると恰も同一理ならん、又此術を癡醉藥に代用して手術を施すときに應用せんと試みしものあれども、餘り抄々しき結果を奏するに至らざりき、其他罪人を訊問して其罪業を白狀せしめんために之を用ひ、或は教育上記憶力を増進せんがために、之を應用するときは多少の効驗あらんと考ふるものあれども、是れ又信據するに足らず、縦ひ又右等の事には多少の効驗ありとなすも、之を實施するより起る所の弊害奈何をも察せざるべからず、蓋し屢々此術を施すときは、常人の心身上に恐るべき危害を残すことは今日醫家の一般に唱ふる所にして、予も亦數回之を行ふに於ては必ず多少の害あるべきことを信ず、されども予は此術たるや直接に世間を益すること能はざるも、心理研究の參考としては頗る裨益あらんことを信するなり、其他又此術によるときは、古代の高僧大徳の人々が能く奇々怪々の事蹟を示したる所以をも知ることを得べし、すべて古代の人は性純樸にして且つ信仰し易きものなれば、此かる人々

に對して高僧知識大徳が奇怪の作用を現したるは、是れ高僧大徳其人の力にあらずして、之を信ぜし人の信仰上より起りし所の現象なり、換言すれば之を信仰せし人の自ら催眠の境遇に入りたるものと謂ふべし、豈また奇怪不思議となすを要せんや、然るに「魔術と催眠術」と題する書中には、宇宙間に一種の靈氣存在し、此氣人に感通して右の作用を呈するものなりと説明せり、其語に曰はく、夫れ魔術は心性靈能の妙用にして、其原効力は實に精神の感通作用にありとす、靈魂は譬なく形なき幽玄如影の靈體なりと雖ども、其の靈妙なる能力は克く人類相互の心身に相感して、之を制するを得るのみならず、廣く宇宙の萬物に通じて相感格作用するものなり、此の妙用を感通と云ふ、此の感通の妙用は魔術にして、即ち彼の奇怪にして不可思議の如く見ゆる所の種々の現象なりと。而して古代の英雄大徳の行ひたる奇跡怪事を掲げて曰はく、紀の貫之の天地を動し、目見えぬ鬼神を憐れに思はせると云ひしも、此の感の一字を指したる者なるべし、小野小町が早天に雨をふらし、新田義貞が稻村崎に海潮を干したるは、此感通の妙能に因りしなるべし、日蓮が龍の口に斷頭の毒刃を折りたるは、天地日蓮の徳に感じて之を庇護したるに非ずして日蓮の感通力能く毒刃を折りたるものならん、役の行者は行雲を制して天空を翔り、達磨は蘆葉を浮べて海洋を渡りたり、凡そ此の如き、奇談世に傳ふる者少しとせざるも、多くは附會の妄説となして排斥するにあらざれば、徒に自己の威徳を大ならしむる爲めに無根の説を造るとなす、

傳説奇は即ち奇なりと雖も、必ずしもなし得べからざる事と云ふべからず、其の之を不能の事業となすは却て其事に暗きの致す所なるのみ。

又曰はく、阿倍の晴明の如きは最も本術の應用に巧にして、且つ充分に應用を習熟したるの人なり然れども之を心性の靈能なりとは知らずして一種の鬼神の業なりと信じたる者の如し、即ち之を「しきかみ」と稱し、晴明が此「しきかみ」を用いて種々不可思議の術を行ひたりとの事實は、諸書に載する所頗る多し、其の他基督、此の妙力の應用に因て諸種の疾病を平癒せしめたるが如き、此の妙能と知らずして人の知れる者亦少しとせず。

此書の著者が古代の奇跡怪談を説明せんと試みたるは賞すべきことなりと雖も、其原因を天地間の靈氣の感應に歸したるは空想と謂はざるべからず、之に反して予は斯の如き奇跡怪談は、當時の人心の信仰より喚起せし催眠の境遇なることを唱ふるものなり。

第五十五節(讀心術) 古來鬼神術と稱せしものの中には机轉術、机話術及び催眠術の外に、讀心術なるものあり、此讀心術は或は察心術又は讀想術とも名づけ、施術者が被術者の心中に想ふことを察知考定する方法を謂ふなり、凡そ讀心術に二種あり、其一是施術者が被術者の身體の一部に接觸して其心中を察知するものと、一は施術者が全く被術者の體を離れて察知するもの是なり、先づ第一種の例を舉ぐれば、被術者をして一物を室の一隅に藏さしめ、施術者之を察知する場合には、被術者の手

を取りて其室の四隅を俱に歩行し、然る後何れの部分に何物を藏し置けるかを考定するものとす、而して其手を取りて俱に歩行する間は、被術者をして専心一意に此事を默想せしめんことを要す、或は又被術者の心に想ふ所の人名を察知せんとするときは、先づ被術者をして専心一意に其名を想はしめ同時に其手を取りて預め黒板上に題したる伊呂波の文字を順次に一々探らしめ、以て其想ふ所の人名の頭字は此文字なることを告げ、遂に至き人名を綴るものとす、斯の如き方法を以てせば、十は十まで察知するを必せずと雖も、其七八は察知せらるべく、最も熟練したる人にありては、十中九までは正に的中すと云ふ、是れ其方法の大略なるが、忽ち之を聞くときは頗る不可思議なるに似たれども、其實少しく其事情を考察せば、決して不思議にあらざることを知らん、蓋し施術者が能く被術者の心を察知するは其身體の一部分に接觸するに由れり、精神と身體とは密接の關係を有し、精神上の變動は必ず身體上に現呈するものにして、抑へんとするも抑ふることも能はず、是の故に吾人も他人の身體に接觸して其筋肉間に呈露する變動を知覺し得るに至らば、何ぞ心内の變動をも察知せられざる理あらんや、但夫れ吾人の感覺は未だ微細の變動を識覺する力を有せざるを以て、普通の人には察知すること能はざるのみ、若し生來感覺の鋭敏なるもの、又は經驗によりて熟練せし人は、普通人の能くせざることを察知せらるべきなり、殊に被術者が自ら想ふ事柄に全心を注ぐときは所謂不覺筋動を起し、筋肉外貌上に其状態を示さざらんとするも得べからざるに至るをや、例へば施術者が其手を取

りて黑板上の伊呂波文字に觸るゝときに若し被術者の一意に想ふ所の文字の點に至らんか、必ず其思想上に變動を起し、隨て其筋肉舉動の上に變化を呈するや明かなり、故に此變動によりて其心内を察知すること何ぞ奇怪とするに足らん、されば若し被術者にして其一點に注意すること弱きか、或は此術を疑ふが如き場合には、此方法を以て其心狀を察知すること能はざるなり、是に由て之を觀るに、古代は此察心の理を以て「エーテル」若しくは電氣の媒介に歸せしも、今日は心理學及び生理學の道理によりて説明せらるゝこと明かなり、然るに第二種の讀心術に至りては、他人に接觸せずして察知するものなれば、到底學術の道理を以て説明すべからざるが如し、されども若し人の外貌を以て其心内を察知する所の、所謂人相術あることを一考せば、必ずしも觸覺に由らずして他の感覺を用ふるも其目的を達せらるべきこと知るべし、蓋し人相術の如きも矢はり讀心術の一種にして、而かも其第二種に屬するものと謂ふべし、況や視覺或は聽覺によりて克く人の思想を察するは、必ずしも人相家を持たず、世間に往々見る所にして、吾人も平常幾分か之を實行せるをや、若し夫れ到底吾人の感覺力の知り得べからざることを察知したるが如きは、是れ偶然の暗合より起ることなれば、宜しく純正哲學部門の偶合篇を參見して其理を知るべし、之を要するに讀心術は神力魔力の致す所にあらず、又電氣「エーテル」の作用にもあらずして、心理生理の學理に由りて説明せらるべきものなり。

第五十六節(降神術、巫覡、口寄) 總て降神術と稱するものには、他人の上に神を降す法と、己が

身の上に神を降すとの二種に大別せらるゝが如し、他人の上に神を降す法は上來述べたる種々の心術皆之に屬す、蓋し此等の術たるや今日は學術上より、論究して其理を説明することゝなりたれども、昔時にありては孰れも、神若しくは魔の人に降りて斯かる奇怪の作用を爲すものと信ぜり、是れ所謂降神術なるものなり、其他宗教學部門に説ける祈禱祝願の若きも、同じく他人の上に神を降す方術なりとす、之に對して己が身上に神を降し、或は己の心もて神と通じて、能く幽冥界の事を告知豫言するものあり、是れ所謂巫覡なり、蓋し巫覡の言たる、之を諸典に徴するに玉篇に曰く、事神者在男曰「祝」、在女曰「巫」と、國語に云ふ、民之精爽不三攝貳者、則神明降之、又我邦に「カムナギ」と稱するものあり、和名抄に之を巫と訓じ、神和の義なり、神慮をなだむるの意なりとあり、其他民間には市子、或は口寄或は梓神子或は縣神子等の名稱あれども、孰れも皆同一種にして、其心克く神明に通じて幽冥界の事を世間に傳ふる媒介をなすものを謂ふなり、和漢三才圖繪に述ぶる所左の如し。

按ずるに上古人心淳朴にして而して神託も亦た分明、國政征討多く神勅に任す、既にして而して皇女を以て、勢富宮加茂院に納れ奉り、而して天主の即位も亦た彼の齋主に卜定す、雄略天皇皇女日本媛命を以て伊勢齋宮と爲し、嵯峨天皇皇女有智子内親王を以て加茂齋院と爲す、是れ其の始めなり。

今巫女の業とする所は、神を奏して以て神慮を慰め、或は竹葉を束ねて以て熱湯を探極し數に身に

注浴し、既にして心體共に勞倦し、茫々然たり、時に神明彼に託し、以て休咎を告ぐ、之を湯立と謂ひ、其の巫を伊智と曰ふ、今人疑多く、巫女媚ふるもの少からず、而して神託何ぞ分明ならんや。

又蓬生庵隨筆(下卷)に記する所左の如し。

梓巫子又市子といへるものありて、死靈生靈等巫子に乘移りて、種々のことどもいへるを以活業となすなり、其仕方は、我思ふ佛なり、又は絶にし人を心に念じ、水を手向る、その時巫子に乘移り、死せしものなれば冥土黄泉にての事どもをいひ、或は佛事法事をいふ、又生靈ならば、うらみの數數罵り、又悦事などいへる、夫に迷はされて戀夫婦女子など涙を流し閑居なり、むかし水府西山公自から水を手向給へば、かの市子頓て聲を發し、治承四年といひ出ぬれば、卿には直様よしと御聲掛られ、市子は御前を下りしなり、公仰に愚成もの、迷ふも尤也、しかし我領分へは入ること無用と仰られしは流石御名君と或人かたりぬ、公には何を御寄遊し候哉と伺し處、辨慶を御寄給ふと云ふ、此市子に付一ツ話あり、予姉方の下男に嘉吉といへる者がいはく、市子のこと葉一ツとして事實なし、只頼人の心を悟りていふことなれば信すべきものならず、其譯は私事國にて深く申かはせし女有し處、その女心だてよからぬもの故、誠にいやになり、切れてしまはんといへども、何分にも承知せざればいたし方なく、私身を隠せし處、其女種々氣をもみ、うらなひを置き、又市

子を頼私を口寄することを、私に告る人有しかば、何事をやいふやらんと潜に障子越して聞し處市子頓ていひ出せしは、われを寄らるゝと辱し、われもそもしに逢たうてくならぬ、なぞといへること腹をかへしそら言なり、是寄る人の心を悟りていふと見えたり、左すれば死靈の生靈の乗移るにてはなしといへり、實に尤のことどもなり、此嘉吉一文不通の者なれども實地に入りての事、爰に至りてはいかなる識者も及べからず、梓巫子の筐はたきなぞも此類なるべし、今市子の實事をしるすは、渠等が生業のさまたけに似てよろしからざれども、餘りおかしきまゝしるす。

是によりて巫觀即ち市子の如何なることを爲すものなるかを知るべし、余は曩に青森縣を巡回せし時、土地の人々に聞くに、奥羽には巫女尤も多く、里人は此處に到りて亡者の音信を問ふを常とし、特に彼岸の節に最の多し、而して巫と相談れる際、他に人ありて同家臺所の流し口を塞ぐときは、巫必ず之を知りて曰はく、只今は障りあれば後日を期せんとて、其告知を止むと云ふ、通例市子は佛像の如きものを懐中す、是れ妖術を行ふの要器たり、社會事業によるに曰く、

龍宮船といふ草子に、予が隣家に毎年相州より巫女來りけるが、來往の事を語るにあたらすといふ事なし、或時服紗包を忘れ置きたり、開きて見るに二寸許の厨子に一寸五分の佛像ありて、何佛とも見分がたく外に猫の頭ともいふべき、干かたまりし物一ツ有、ほどなくかの巫女大汗になりて走り來り、服紗包を尋ける故、即出し遣し扱是は何佛なるぞとたづねければ、最は我家の法術秘密の

事なれども、今日の報恩にあらざる語り申すべし、是は今時の如く太平の代にはいたしがたき事なり
此尊像も我まで六代持ち來れり、此法を行はんと思ふ人々幾人にもいひ合せ此法に用ふる異相の
人を常々見立置き生涯の時より約束をいたし、其人終らんとする前に首を切落し、往來しけき土中
に埋め置事十二月にて取出し、髑髏に付たる土を取、いひ合せたる人数ほど此像をこしらへ、骨は
よく／＼吊ひ申事なり、此像はかの異相の神靈にて是を懐中すれば、いかやうの事にも知れずと
いふ事なしといふ、今一ツ獸の頭のこともたづねけるが、是は語りにくき譯あるにや、大切の事な
りとばかり云ひけるよし、これなん世上にいふ外法つかひといふものなるべきかとあり。

又長野縣米山利之助、米山太郎兩氏の報道せられしもの左の如し。
當長野縣下伊那郡山吹村鍛冶職某の妻、一女兒を産みて死す、後再び妻を娶り次女を擧げしが、明
治十九年長女は十一となり、次女は三歳となり、四人一家を爲し、繼かに細き烟を擧げて其日々々
を送りしも、父母は常に其貧困を悲しみに、長女は我れ數月ならずして家を興さん、父母復憂ふ
ることなかれ、といひて慰むること再三なり、然れども幼兒の言として深く心に留めざりしが、或
日父は薪を探らんとて家を出でし故、母は晚餐の用意をなさんとせしに、長女傍にありて母に告
げて曰はく、父は某所にて晚餐を喫して歸るべければ、用意を爲すに及ばずと、然れども母之を信
ぜず、猶ほ其準備に取りかゝりしに、長女更に告げて曰はく、阿母何ぞ信ぜざるや、父は必ず鱒飯

に飽いて歸らんと、由りて母も姑く之を見合せ、父の歸りし後之を尋ねしに、果して長女の言の如
く少しも差はざりしゆゑ、父母は竊かに之を異とせしが、其後一日長女父母に告げて曰はく、我家
に死靈の祟あり故に富を致すこと能はず、今若し此靈を祀らば幸福立どころに至らんと、父母由りて
試みに死靈の由來を尋ねしに、長女の會て知るべき筈なき往古の事より説出して、詳に其所由を陳
ぶ、父母其明に驚き、遂に其言に従ひ、小祠を庭に設けて死靈を祀る、其後長女は別に異狀なく、次
女と共に遊び戯ると雖も、時としては言行を正しく能く福福を豫言し、他人の依頼に應じて紛失物
の所在を告ぐるなど、十中八九は必ず適中するより、遠近之を聞き豫言を乞ふ者日に群をなすに至れ
り、但し此女兒は性怯懦にして寡言、人を見れば耻づる色あり、然れども其父母、某氏の依頼に應
じ靈神を迎へて云々の事を告げよと命ずるときは、其家の甚しく震動すると同時に、女兒の言行は
平時と異なり、何事にも問に應じて復耻づる色なし、若し意に協はざることあれば、予は歸るべ
しといひ終りて、其家の震動と共に常に復し、復他の問に應ぜず、而して其靈神と稱するは、彼死
靈を祀れる小祠の事なり、何は兎もあれ、其言ふ所は僅に十一歳の小女の知識より出づるものとも
見えず、さりとて父母が教唆して利を食るものとも見えず、何となれば一切謝儀を受けざればなり
予が宅の近傍にも月讀教會と稱して、老女の人の請に應じて察心豫言をなすものあり、是れ亦巫女
の一種なり、すべて巫女は多くは文盲にして、學識なく才智なく、其智力は凡人にだも劣るが如し、

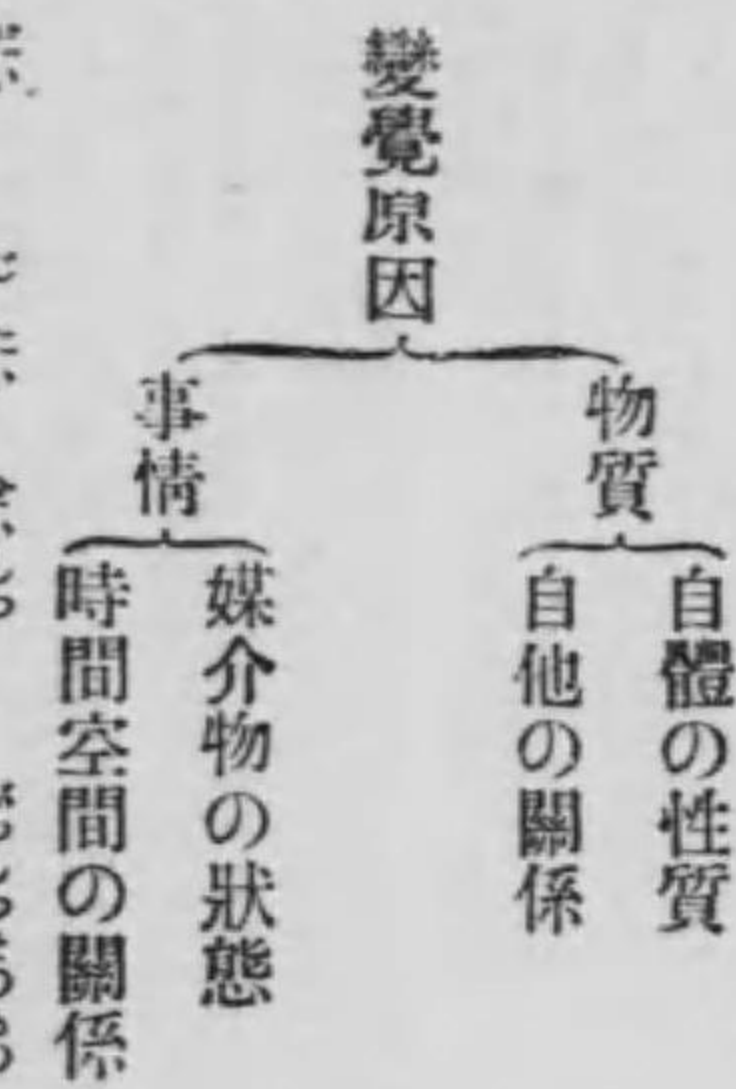
然るに能く未來の事を豫言し、冥界の事を察知するが如きは實に奇怪と謂はざるべからず、されども其理たるや決して鬼神惡魔の之に憑附して然るにあらず、及電氣「エーテル」等の媒介によりて起るにあらざる、全く其人の精神上の作用に由るものたるや疑ふべからず、其精神上の状態は之を詳にし難しと雖も、想ふに其精神の一小部分に頗る鋭敏なる處ありて、能く他人の感知すべからざることを感じ、他人の思考すべからざることを考へ、常人の及ばざる事を行ふものたるは蓋し疑ふべからず、且つ彼等は精神一點に聚合して、他の部分に精神力を減ずるより、外面より之を觀れば凡人にも劣れる愚鈍者の如くなるものならん、是れ獨り巫女に於て然るにあらず、總て深く一事に熱心し、一技に練達したるものは一見、凡人に劣るが如きを常とす、例へば圍碁の名手、音樂の妙手の如き、皆一點に精神を凝聚するより外貌はやゝ愚鈍に似たるものあり、今巫女に於ても之と同理由にして、外貌の愚鈍なるにも拘らず、感覺及び思想上に一部の特絶せる點あり、是によりて斯かる不思議の作用を現はすなるべし、是れ心理學の講究によりて疑ふべからざる事實なり。

附 錄

心象篇附講

第一節(變覺論) 先きに心理學部門第一講心象篇に於て、變式的心象を分ちて、外覺上の變態異狀と内覺上の變態異常との二種となせり、即ち感覺知覺上の異象と想像思想上の異象との二者なり、而して其前者を分ちて變覺幼覺妄覺の三者となし後者を分ちて妄象妄理或は迷見謬論となせり、而して其細論は之を總論説明篇に譲りたるも、本明篇は一々各心象の性質關係を明示すること能はざれば更に茲に心象篇の附講として其缺けたる分を補はんとす、先づ第一着に變覺論に就て講述せざる可からず、變覺は主觀的作用に與へたる名稱にして、之に對する客觀的の現象は之を變象と云ふ、而して又之を五感に對して五種に分つ、即ち變視、變聽、變觸、變嗅、變味、是なり。抑々變覺は外界の事物と事物との間に存する關係事情によりて生ずるものにして、内界の精神作用に依て生ずるに非らず、然れども、もと感覺は精神作用の一部分なれば、全く精神を離れて變象を現出す可き理なしと雖も、唯其原因は内界に存せずして外界に存するを以て之を幻覺妄覺に區別するなり、又變覺に於ては、外

物の實相を多少變化して視るのみにて全く別物として感ずるに非ず、然るに幻覺に至りては全く別物として感ずるなり、是れ亦余が變覺と幻覺と區分する所以なり、今先づ變覺に就て其起る原因事情を考ふるに、之を表示すること左の如し。



第一に自體の性質とは物質其物の特殊の性質を有するを云ひ、或は其體に固有せる力に依て特殊の變化を呈するを云ふ、例へば風は動性を有し水は濕性を有し火は熱性を有するが如き是れなり、第二に自他の關係とは金を火に熱すれば、溶解し蠟を日に晒せば白色となり、草木は肥料によりて生長し或は磁石は鐵を引き、太陽は地球を引くが如く、總て性質を異にせる物質が互に相混和するときには物理的及び化學的作用が其間に起り種々の變化を呈するのみならず、一物と他物と相隔離して存するも猶ほ引力、重力の關係を有するの類を云ふ、以上の二者は物質其物に就て存する事情なり、然るに物質外に存する事情を擧ぐれば、第一に媒介物の狀態とは空氣精氣其他總て一物と他物との間に在て

二者の媒介を爲す物柄の性質事情の異なるに應じて物質其物の變化を異にするを云ふ、例へば音響は空氣の事情に依て變化を呈し、或は光線は其通過する物に應じて屈折するが如きを云ふ、第二に時間空間の關係とは一物にして其時間を異にし其方位を異にするときには其狀態亦之に伴うて異なるを云ふ、例へば同一物を見るに其方位の遠近方向に依て其形狀を異にし、時間の前後長短に應じて其狀態を異にする如きを云ふ、斯の如き種々の事情が相合して吾人の感覺に變化を與ふるも、其主なる原因は事物の間の相對比較にあり、例へば寒暖の如きは全く比較に依て生ずるものにして、夏と冬と非水の溫度同一なるも之を感じて夏は冷を覺え冬は冷を覺えざるは、吾皮膚に接する所の空氣の溫度夏と冬と大に異なるを以て、之に比較して斯の如き差を生ずるなり、之と同じく物の大小長短も比較相對に依て異同を生じ、時間空間其物の如きも亦全く相對比較によりて吾人の感ずる所大に異なるに至る。

第二節(變覺の各種) 以上述ぶる所は總じて變覺の起る原因を説明したるのみ、今更に之を各感覺の上にて適用して其道理を明かにせんとす、先づ變覺とは、同一の物象が外界の事情關係の異なるに隨て多少其形狀を異にして我視覺上に現すると云ふ、例へば如何なるものも晝間日光の明なる時に之を視ると、薄暮若くは夜間暗き處に之を視ると大に物象の感覺を異にすることは例證を擧ぐるを待たず又晴雨に依て遠方に在る山影は其形を異にし、晴天の時に低しと感じたる山が曇天の時には高く感じ

春時に於て遠しと感したる山が秋時に至ては近く感することあり、海濱の山は海上より之を望んで一般に航海の目標を爲すものなれども、氣候晴雨晝夜の別に隨て其遠近の感覺を異にすることを知らざるるときには、往々目標を誤ることありと云ふ、斯の如きは獨り外界の事情に關係するのみならず我知覺認識の作用に依て來す所の結果なるや疑ふ可からずと雖も、精神其物が能作用と爲て此變化を起すに非ざるを以て、余は之を變覺の一種として其原因を外界に歸するなり、或は又日月の昇る時には其形大にして、中する時には其形小なるが如きも、他物との比較の有無に依て此異同を生ずる者にして、固より日月其物に此變化あるに非ず、列子に一奇話を載せて曰く、孔子東遊、見二兩小兒辨圓一問、其故一兒曰、日出時去人近、日中時遠、一兒曰、日出時遠、日中時近、一兒曰、日出大如車蓋、日中如盤盂、此不爲近者大而遠者小乎、一兒曰、日初出、蒼々涼々、及其中時、如探熱湯、此不爲近者熱遠者涼乎、孔子不能決、兩兒笑曰、孰謂汝爲多智者乎、と夫れ日月も共に出入の時は其形大に漸く中するに隨て小となるは何人も知る所なり、訓蒙天地辨上卷に其説明をなして曰く、朝日輪の大なるは今迄夜なりし陰夜の氣を隔て、日を見る故バツとして人の眼に大く見ゆるならん、又出入斜に見る日光は勢ひ弱く、日中は其土地八方に散亂する日光なるが故正しく受けて仰ぎ見ること能はず是れ其精光のみを見る故大小ある所以なり、又地上游氣あり、日の出入彼の游氣を隔て、見るゆる大く、日中上天に日來て游氣を拂ふ故小き精光のみを見ると云ふと信するに足れりと曰ひ、又月の出づ

るとき大なる理を解して曰く、黄昏の比日没せんとして殘光未だ失せず、此時月東方に出で大なれ共光輝微なり、日深く没し夜となれば月精光をあらはし其形は却て小く見ゆるなりと、又細川氏の吾園隨筆にも其事を引きて曰く、日之遠近大小、見二列子湯問篇、初學不能俄得、其說、安夏之說曰、日者純陽之精也、光明外耀、以眩人目、故人視日如小、及其初出地、有游氣以厭日光、不眩人目、即日赤而大也とあれども、此等の諸說固より皆信するに足らず、蓋し視覺上物の大小長短を感するは多く相對によるものにして、日月の出入に大小の異なるも亦相對の事情によるなり、今他例を借りて之を考ふるに、茲に茫茫たる曠野ありて天に參するの老木其中に孤生し、枝葉扶蘇大百歩の外を蔽ふも、遠くより之を望み其傍に之と比較すべきものなきときは終に其大なるを知らざるなり、然るに若し農夫の其下に耕し牛馬の其傍に寝ぬるを見る時は相對によりて始て其高く且つ大なるを感するに至るものなり、之と同じく日月の中する時に當りては其傍に之と比較すべきものなきを以て其大を感すること能はざるも、出入の時には山なり木なり海なり波なり平常其形を熟知せるものと比較對照するを以て一層大なるが如く感するなり、以て變視の相對による所以を知るべし、依田氏の譚海中に此相對の例となすべき一奇話あり、曰く、客饗大佛於南都、過饗養家、其餅曰大佛餅、笑其形小、主人曰、客慣見佛之大、凡入眼者皆小、不獨此也、客以爲有生理市之、去不數步、路上見棄兒垂髮被肩、眠在樹下、憐之曰、何物夜叉、棄寧馨兒、因抱之懷、既而怪其軀沈重、諦視之、則乞丐老尼也、是れ諧謔

の一笑話に過ぎざるも、亦變視の相對を示すものなり、又東京より西京に至るものは著しく其市街の狭きを感じ、西洋より日本に歸るものは著しく其家屋の低きを感じるも之と同一理なり、余が先年西洋より歸朝の際政教日記を印刷に付したるが、其中に曰く、桑港より日本に歸るものは日本の家屋の小にして道路の狭きに驚き、印度洋より歸るものは日本の家屋道路の案外に美且つ大なるに驚くと云ふ、是れ他なし、印度洋より歸るときは印度支那地方の實況を目撃せるによると、又曰く、西洋に行くものは香港の意外に美なるに驚き、西洋より歸るものは香港の意外に美ならざるに驚く、是れ香港其物の前後異なるにあらず、之を見る人の眼前後同じからざるによると、我々は誰れも其郷里の山は至て高く、其川は至て廣き様に記憶するものなれども、長じて其故山に歸らば、却て山も川も意外に小なるに驚くものなり、是れ幼時は其身體小なるを以て、之に比較して山川の大なるを記憶し、或は他に高山大川を實見したることなきを以て頗る大なるもの、如くに感覺せしによる、是れによりて之を観るに、變視の起るは主として相對比較にあるも、其比較は必ずしも外界に併存する物を標準とするにあらず、心内に存する記憶觀念を標準とするなり、然れども觀念はもと外界の經驗より得たるものなれば、變視の原因は全く外界にありと云ふも敢て不可なることなし、是につき面白き一例は、余が嘗て實驗したる月の大小なり。

明治廿四年十一月十七日(火曜日)夜、即ち舊曆十月十六日夜、正九時より寄宿生を哲學館構内の

運動場を集め、大陰の直径を目測せしめたり、當夜實に一天晴れ渡りて更に雲影を見ず、秋宵一刻價千金と云ふべき風景なりき。

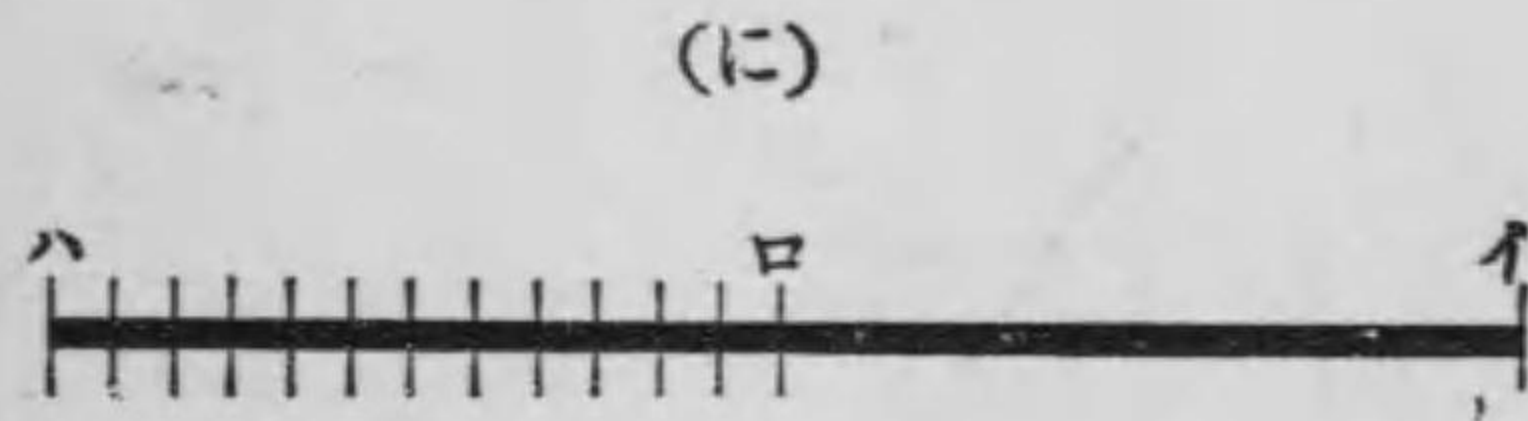
其目測の法は二三分間月を望んで、其視官上に現れたる大小について其直径を測定し、是より一同教場に入りて、各紙筆を執りて其測定せる所を記載せしむるなり、當夕集りしもの三十一名、年齢平均凡二十一歳なり、其結果は左表について見るべし。

寸尺	人数
2.5	1
1.3	2
.75	3
1.25	1
.3	3
.5	3
.6	3
1.2	2
.45	1
.7	1
.4	3
1.5	2
.7	2
1.0	1
.78	1
.67	1
2.0	1
29.55	31

$29.55 \div 31 = 0.8$

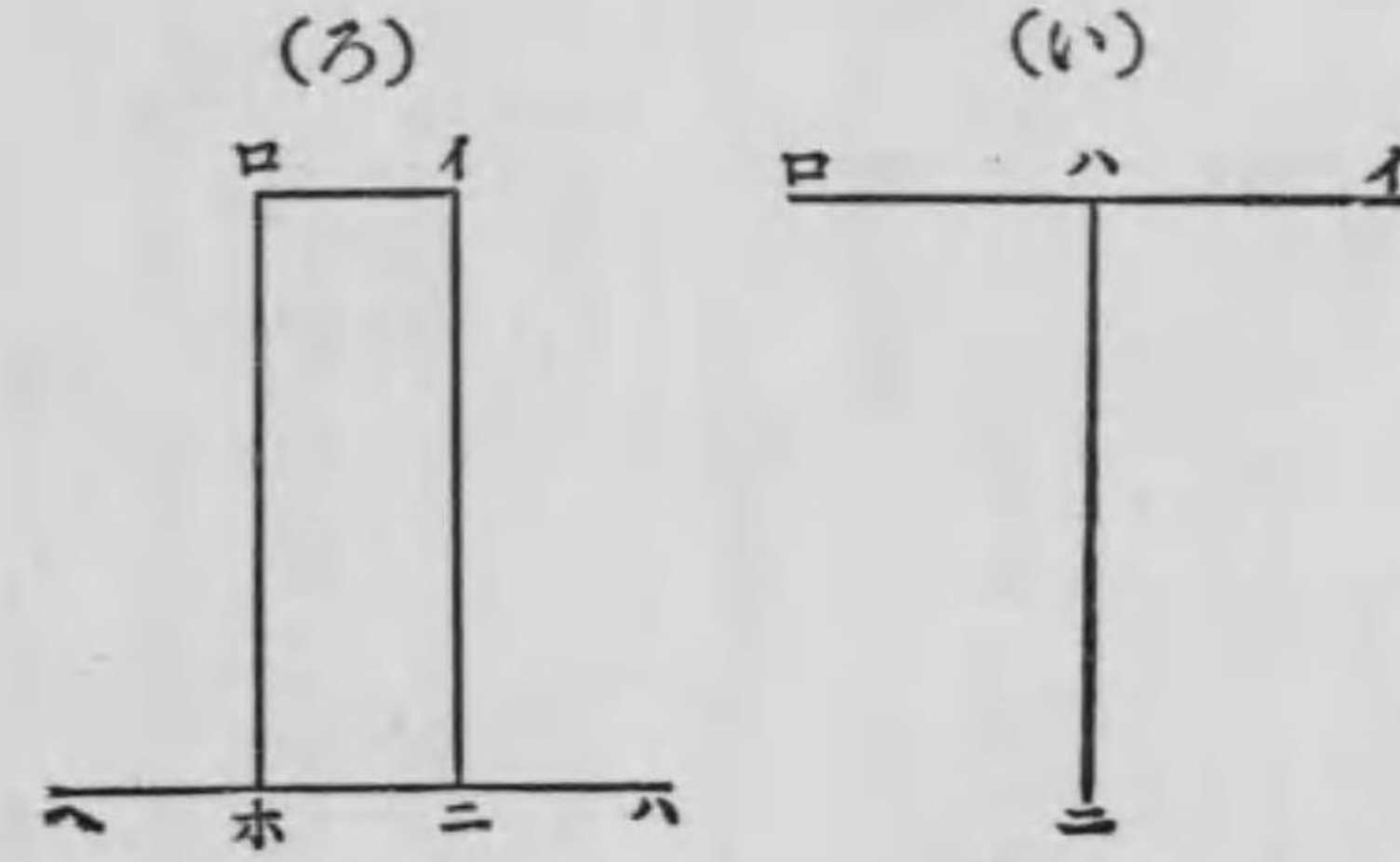
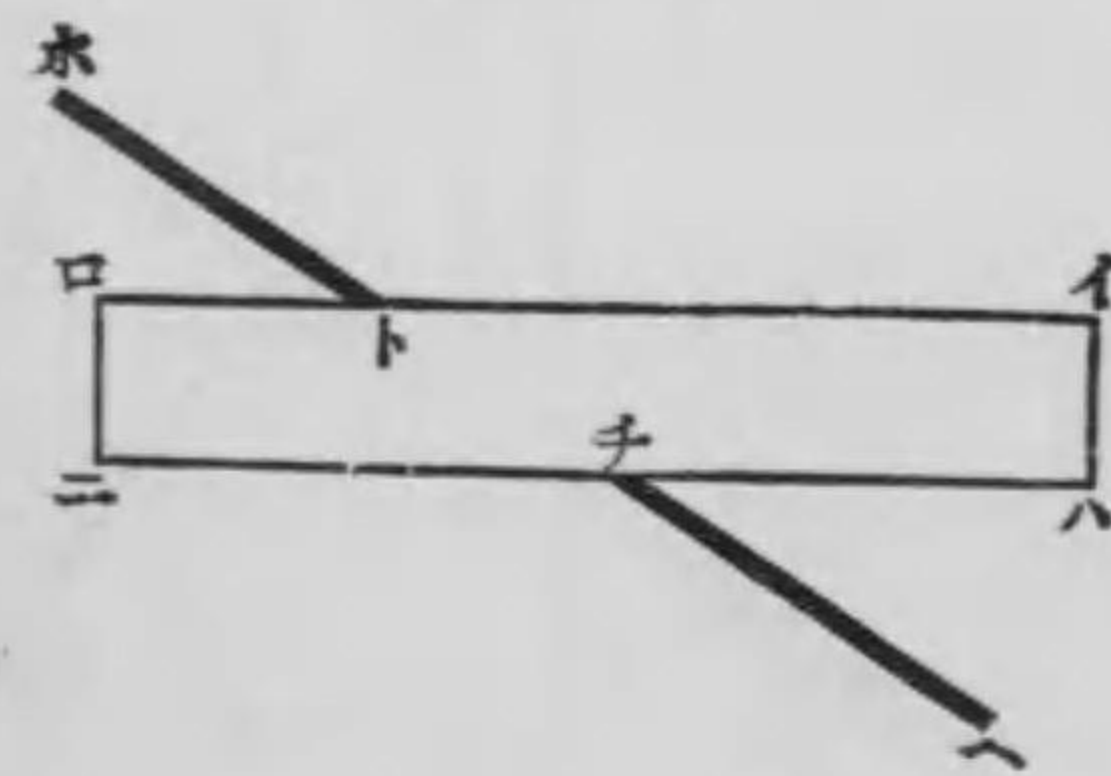
即ち其結果平均九寸八分を得たり、其最も大く見たるものは二尺五寸とし、最も小く見たるものは三寸とせり、即ち甲は乙の八倍以上なり、人によりて其大小を異にすること此の如く甚し、是れ亦一奇といふべし。

又昨年十一月、本講義録第一册廣告に毎月十五日の満月を、肉眼にて望むときは直径何程の大に見るや、各々其思ふ所を記すべしとして答案を徵集したるに、未だ其結果を統計せずと雖も、其小なるは三寸、其大なるは三尺として答へたるものあり、是れ十倍の差なり。



(に) 圖はイロの長さと同長の長さとを較するときは
 多く人はイロとロハとは同長なりと云ふ、或はロ
 ハはイロより長しと云ふものあり、然るに實際之
 を検するにイロの方却て長し、是れは圖のロと其
 理を同し、且つイロは其間に他線の眼を引くも
 のなきによる。

(ほ)

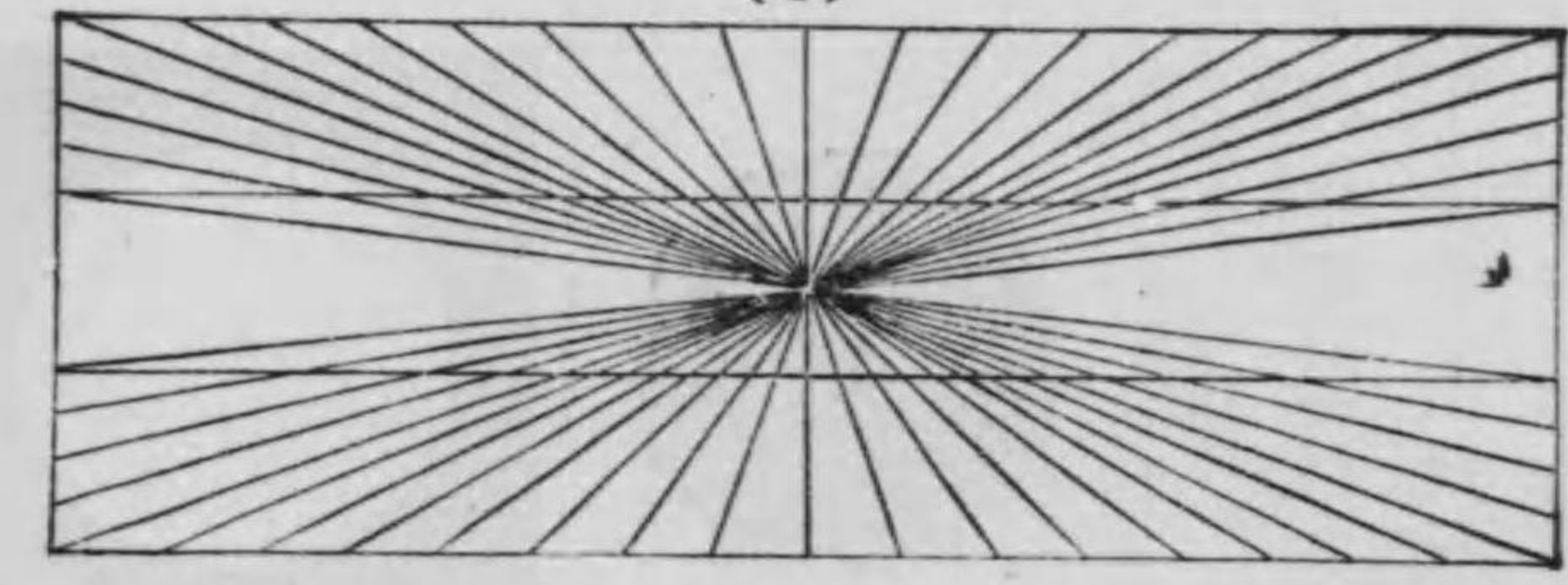


(ろ) 圖のイニ及ロホの高さはハへ線と其長さを同うすれども其高さはハ
 へ線より長き様に見ゆるなり、是れハへ線はニホ二點に於て分割せら
 れ、且つハニ及ホへはイニ及ロホに比して非常に短く見ゆるによる。

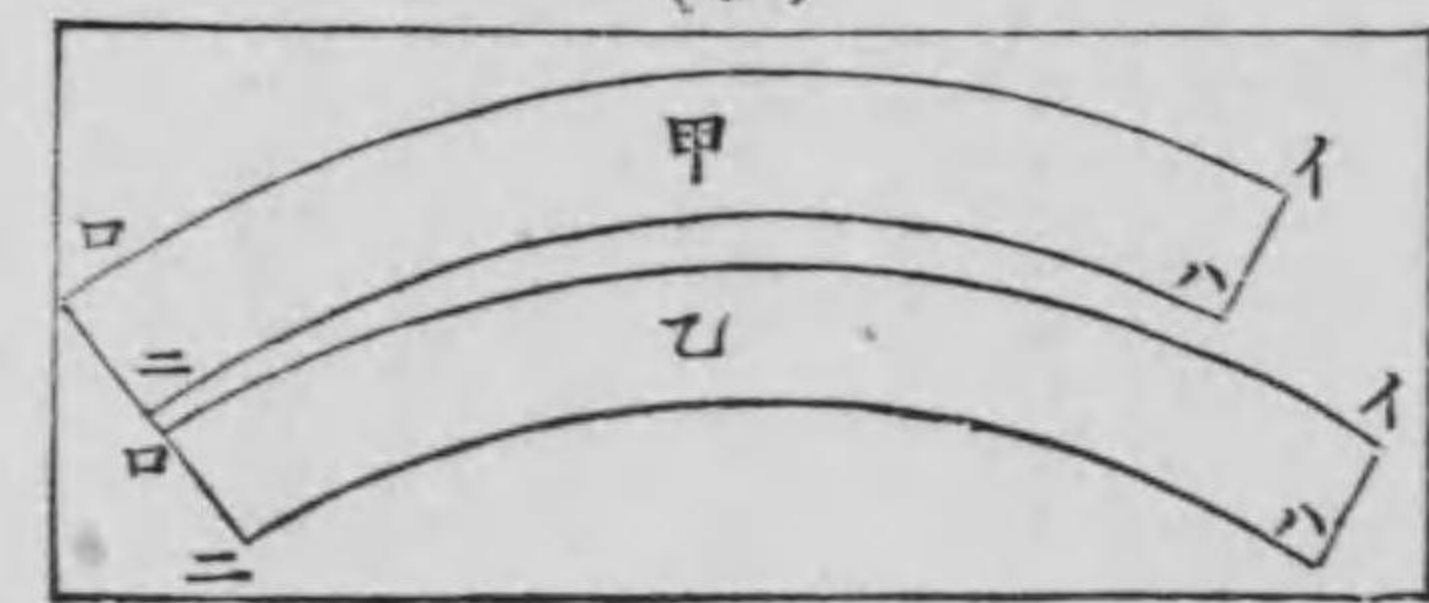
(い) 圖のイロ線とハニ線と其長さ同きも、之を一見したるときには、ハ
 ニ線はイロ線より長き様に感ずるなり、是れイロ線はハニ線の爲めに
 中央に於て左右に分たるとによる。

此の如く各人の目に現する所に大小の差あるは、其經驗と記憶とを異にするによる、即ち外界の事
 物との比較と内界の觀念との照合とを異にするによる、又心理学の書に幻視の例として、平面上に
 左の如き種々の圖形を描きて示せるものあり、其一二は幻視に屬すべきも、多数は余の所謂變視に屬
 すべきものなり、先づ感覺上の變視の圖を示すこと左の如し。

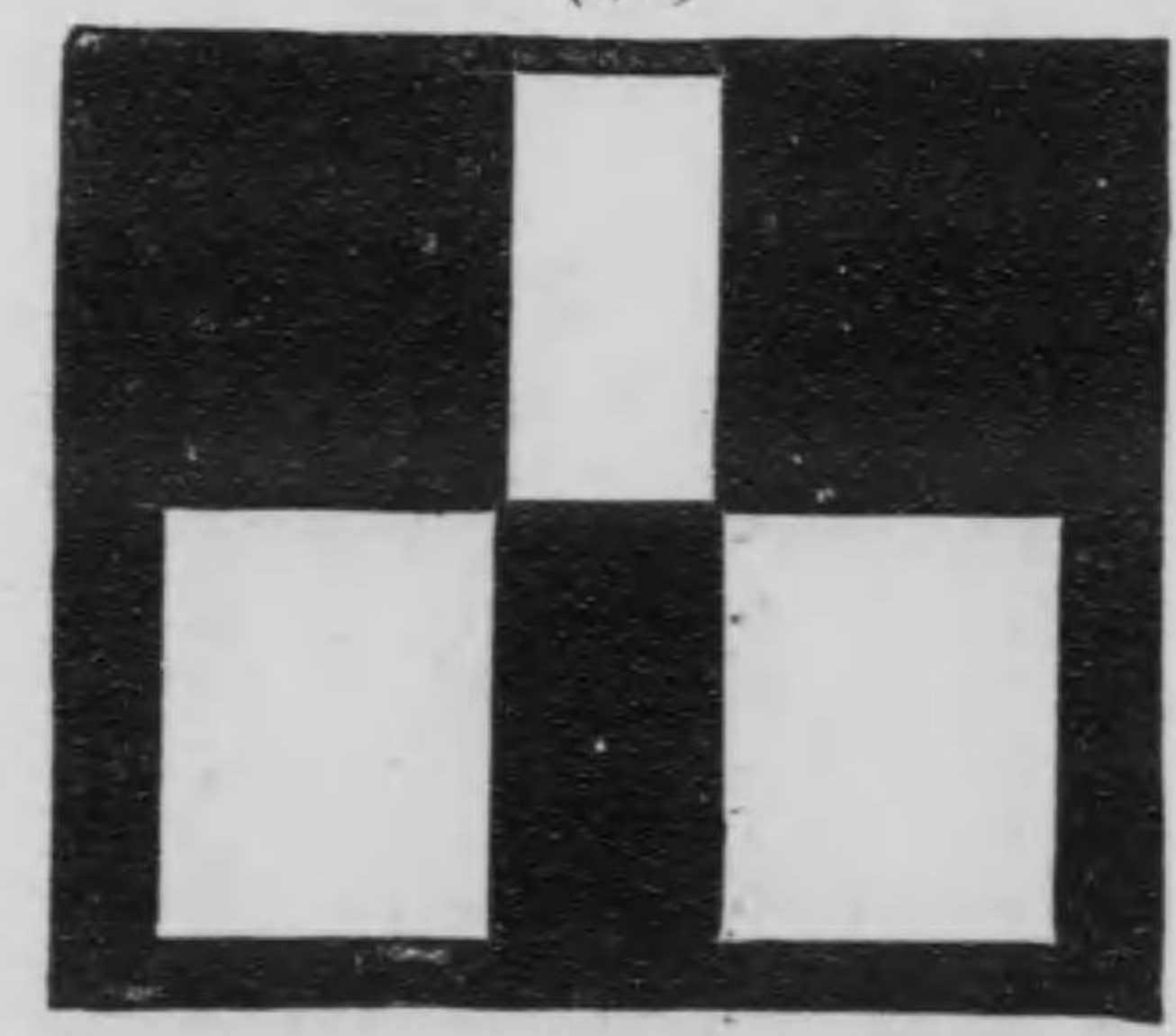
(を)



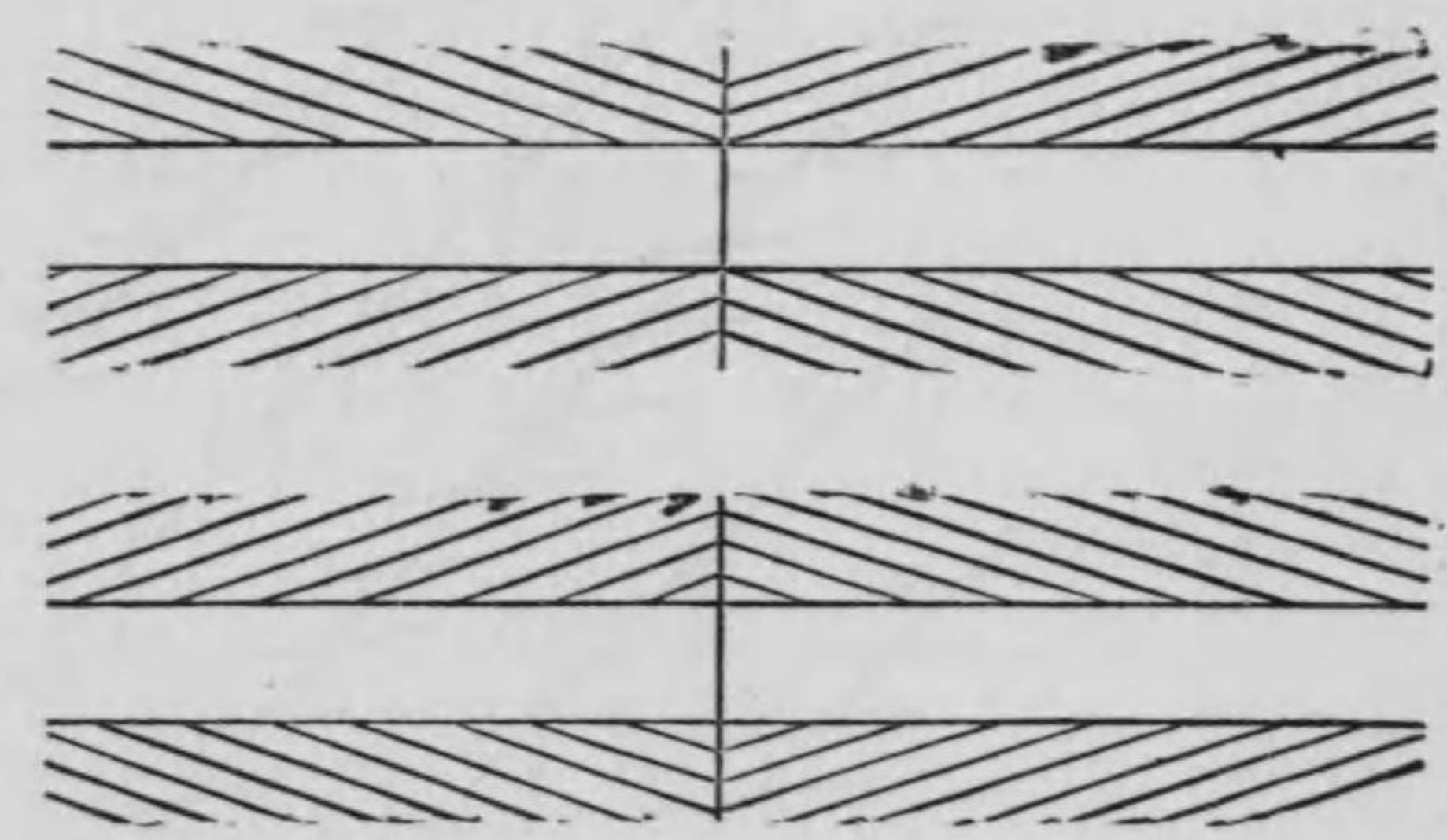
(わ)



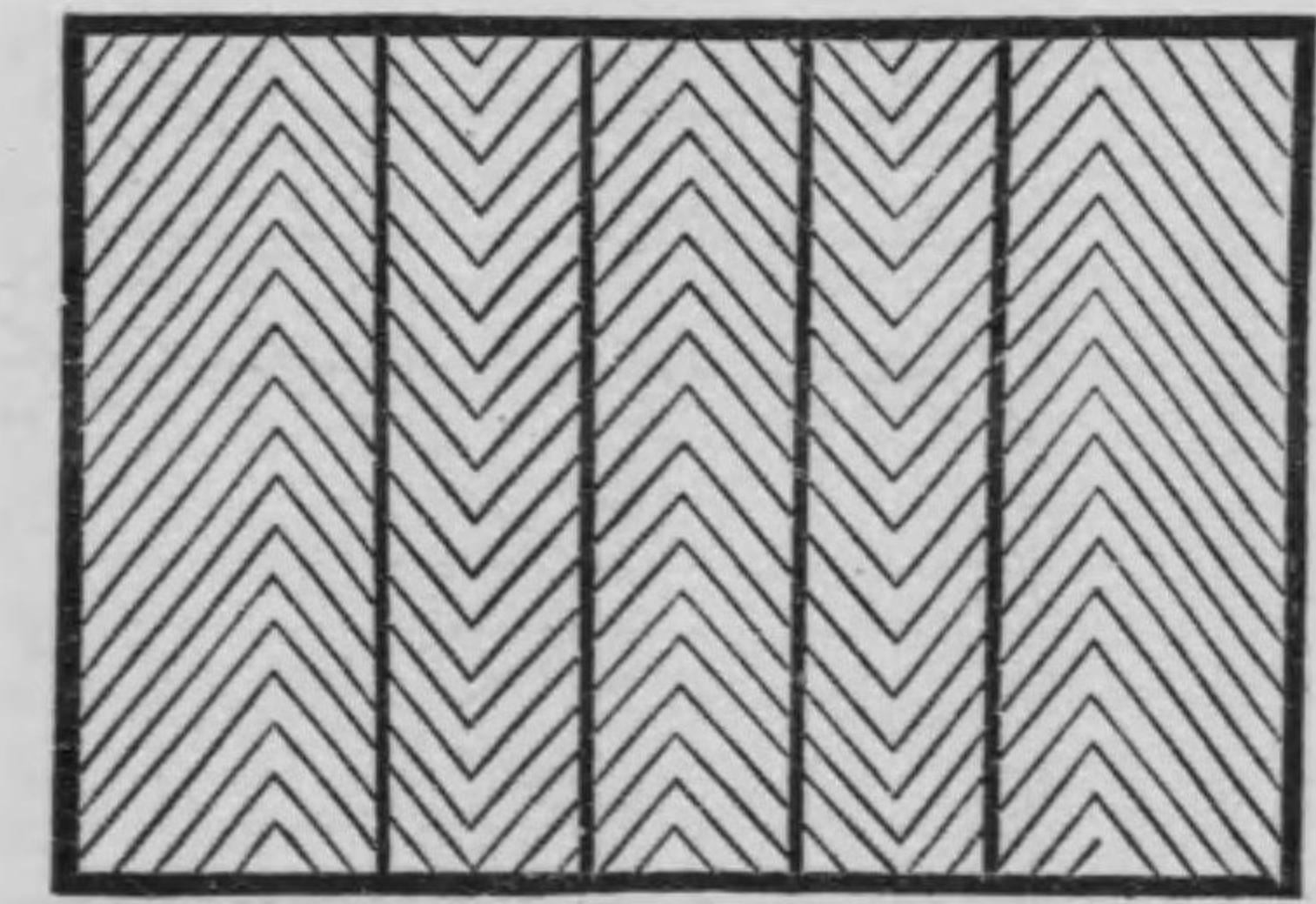
(か)



(ぬ)

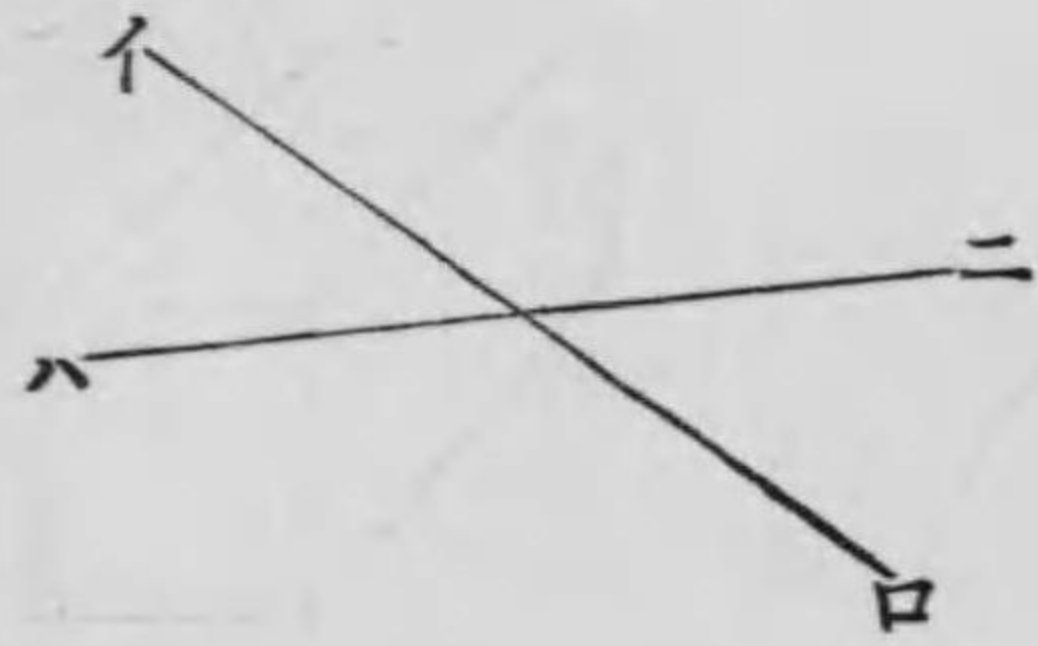


(る)



て、此の如き結果を示すに至る、(り)(ぬ)(る)を皆之に準じて知るべし。

(れ)



(れ)圖はイロとハニとの二線の交叉したるものなるが、之を熟視するときは、イ點はハ點より遠く、ニ點はロ點より遠くなりて見ゆるなり。

(た)



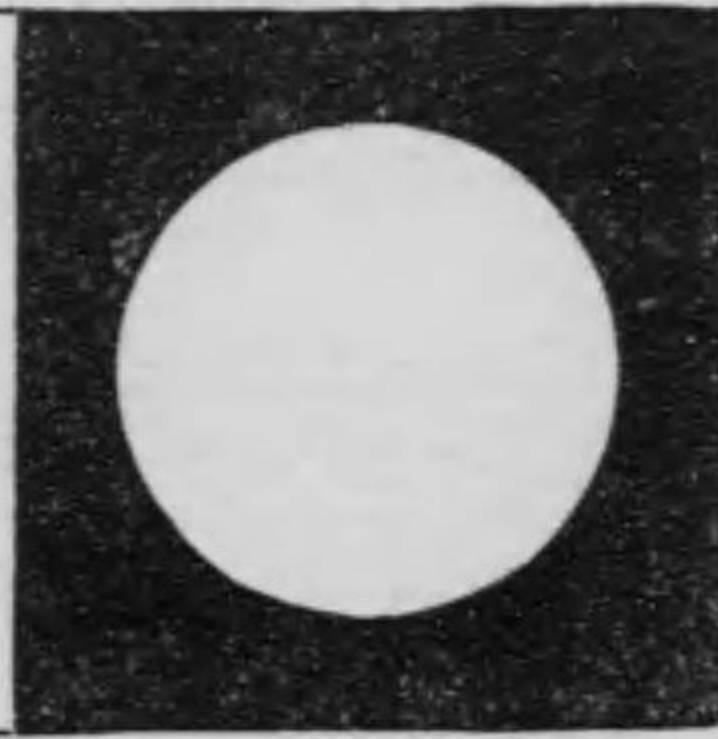
(た)圖の如く圈の一方へ影を模寫するときは圈が高く浮き上りたるが如く見ゆるなり、是れ知覺上の變視なり。

(よ)

(ロ)

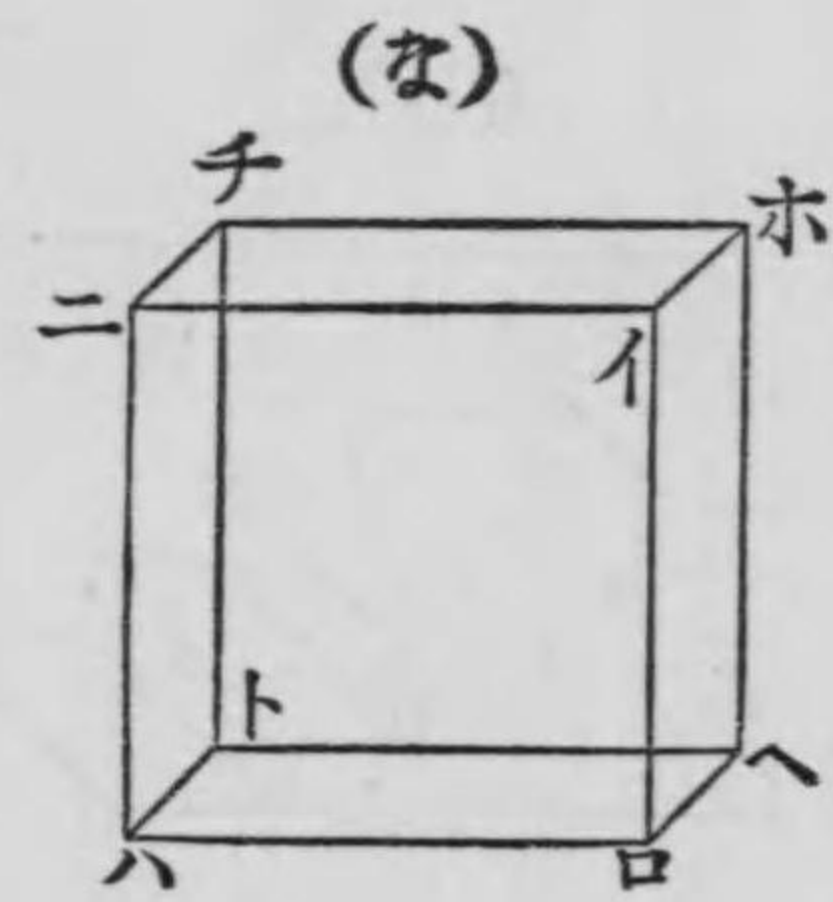


(イ)

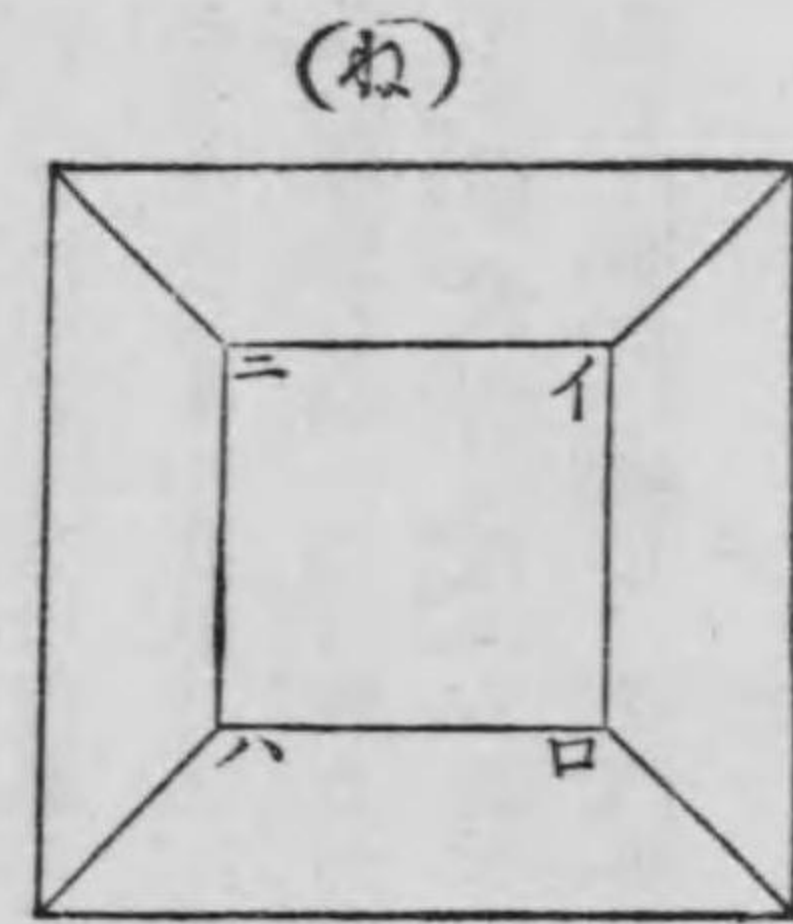


れども此に變視の一例として掲げり。以上は感覺上の變視の例なるが、若し知覺上變視の起る例を舉示すれば、

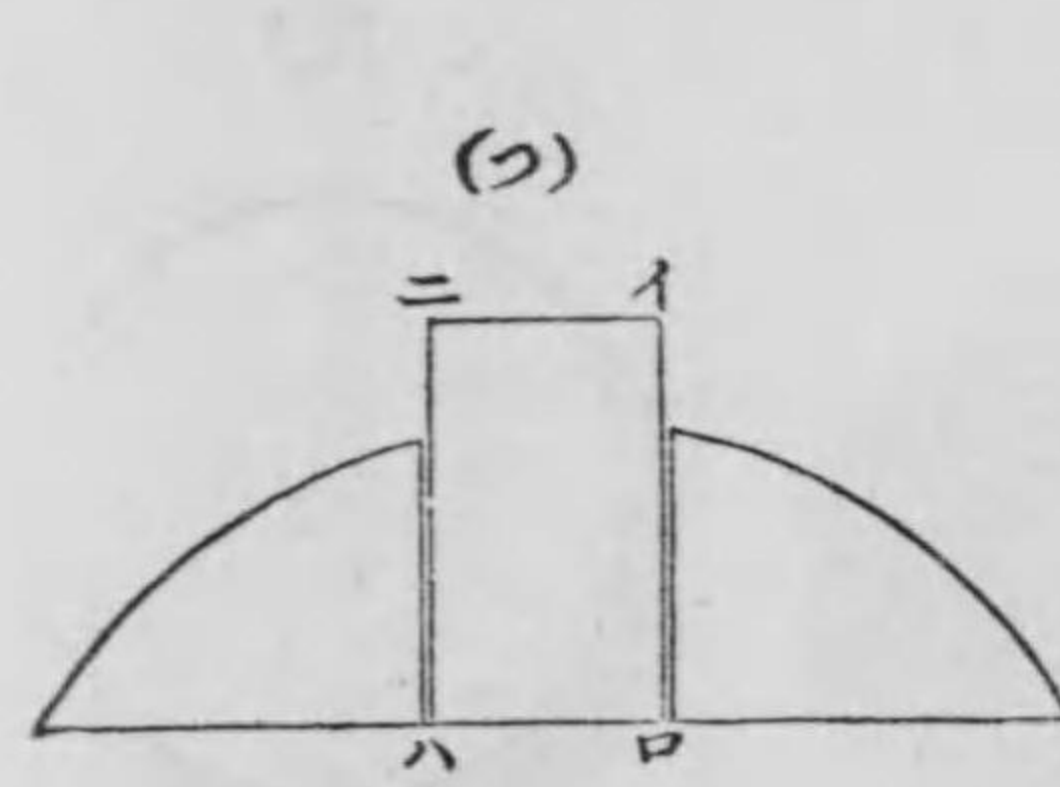
次に(わ)圖の甲のイロと乙のイロと其長を同うし、甲のハニと乙のハニと又其長を同うするも、甲は乙より短く見ゆるは何ぞや、是れロニの方は甲乙各一直線をなして其差を見難く、イロの方は其差見易くして注意を引くこと強ければなり。
(か)圖の中央にある上下の二長方形は、之を熟視する時は、白色の長方形は黑色の長方形より稍大なるか如くに見ゆるなり、而して實際は黑色の長方形の方少く大なり、是れ色と視覺との關係にして、白色の方は實際より幾分か大きく見ゆるを常とす、即ち(よ)圖に就て之を證するを得べし、(イ)圖の圈と(ロ)圖の圈とは其大を同うするも、(イ)圖の方(ロ)圖より大きく見ゆるなり、若し遠く離れて之を望むときは一層其差の著きを見るべし、此問題は物理學の光線に屬するものなり。



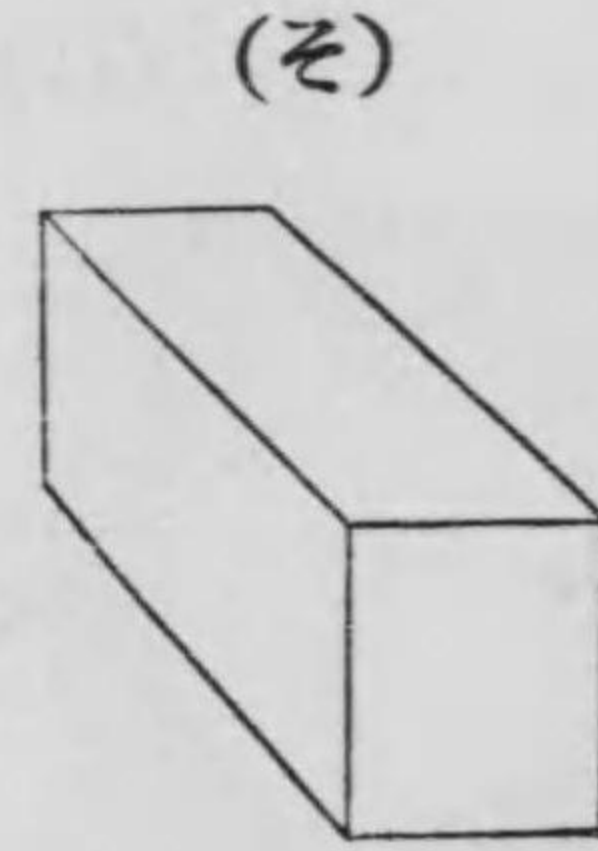
(な)圖のイロハニの一面はホヘトチの面より近く見ゆることあり、又遠く見ゆることあり。



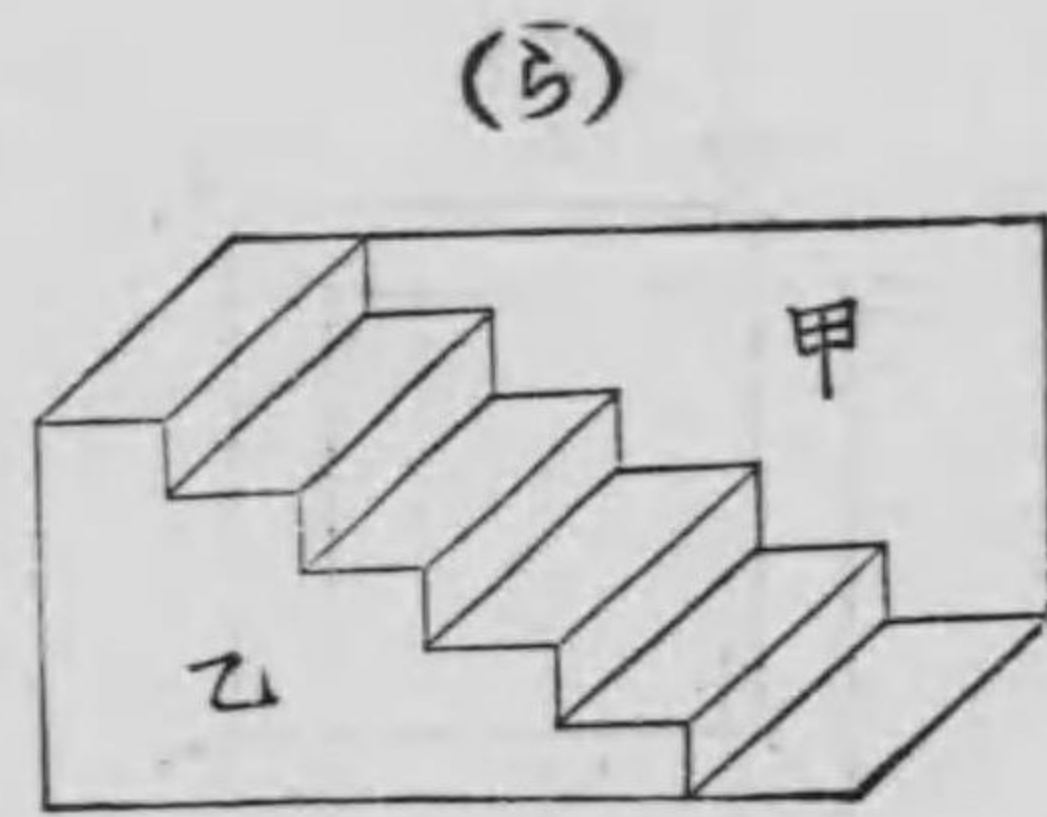
(ね)圖のイロハニの方形は之を熟視する間に隆起したるもの、如く見え、又くほみたるが如く見ゆるなり。



(つ)圖も平面上に書きしものなれども、一眼を以て或る距離に於て見るときは、イロハニの長方形は其兩側に見るもの、前にあるが如く見ゆるなり、是れ知覺上幻視の一例なり。



(そ)圖は平面上に書きしものなれども立方體の如くに見ゆるなり。



(5) 圖にありては乙面近くして甲面遠く見ゆることと、甲面近くして乙面遠く見ゆることあり。

以上は感覺及知覺の變視幻視の例にして、諸書に散見したるものを抜萃して此に掲ぐ、猶ほ其外にも參考すべきものあれども、後に幻覺を論ずるときに譲る。

次に變聽は同一の音響が外界の事情關係の異なるに隨て其明微高低を異にし、或は遠近方向を異にして吾聽覺上に現するを云ふ、例へば隣室に在る時計の音が晝間に在ては其聲全て微なるも、夜間に至ては明かに感じ、又汽車の響が晝間聽えずして深更に至て聽き得るが如き、或は朝暮聽く所の鐘聲が晴雨方向の異なるに應じて大に其感覺を異にするが如きを云ふ、蓋し聽覺も視覺と同じく相對比較によりて現するものにして、其前後の音響と比較して之を感ずるに異同を生ずるものなり、故に晝間

聽えざる聲が夜間に至て聽き得るは、全く晝間は他に種々喧しき聲あるに依り、夜間は之を缺くに依る、汽車中に在て人と相話するに、小聲にては人をして聽き取らしむること難きも、汽車の聲の非常に喧しくて之を妨ぐるに由る、余は未だ此變聽の事に就て直に實驗したる事なきも、聽覺は時間の經過を感別する力ある者なれば、先年時間の感覺を試験したることあり、其法受驗者を一室に集め、鈴の如きものによりて時を報じ、五分七分十分等適意に時間の距離を定め、其制限に達すれば更に鈴を鳴らし、以て受驗者をして第一の鈴より第二の鈴迄の間に幾分時を経過せるやを紙上に記せしめ、更に又其時より若干分時を過ぎて鈴を鳴らし、第二鈴より第三鈴迄の間に幾分時を経過せるやを記せしむ、此の如くすること前後合せて五回乃至十回を以て之を止め各受驗者の記する所を實際の時間と合中せるや否を檢するときは、人の時間の經過を知覺する力の強弱を知ることを得べし、余此法によりて二三回試験を行ひたるに、合中するもの百中二三あるのみ、然れども此法聽覺のみによるものにあらず、若し聽覺のみによらんと欲せば、連續せる音響によりて豫め定めたる時間丈之を繼續して其聲を止め、各をして其自ら思ふ處の時間長短を記せしむること前例の如し、而して試験の間は一同靜坐沈黙して唯時間の經過のみを思はしめざるべからず、其他音樂の遠近方向を判知し、又音樂其物の度及量を識別するが如きも、別に其力を試る方法ありと雖も煩しきを厭うて之を除く。

次に變觸とは同一の物質が外界の事情關係の異なるに隨て吾觸覺上に感ずる所異なるを云ふ、

今日の心理學に在ては觸覺の外に別に筋覺を設けて、運動或は抗抵の感覺は之を筋覺と稱すれども、今茲には筋覺觸覺相合して説明すべし、例へば小兒の時は自から之に觸れて大なりと感じたるものが長じて之に觸れて其小なるに驚くことあり、是れ其物の前後異なるに非ずして、我身體の其大小を異にするを以て、之に比較して同一の物質に大小の異同あるを感ずるなり、又重き物を手に載せて後輕き物を上ぐる時には其物の著しく輕きを覺え、之に反して更に一層輕き物を手に取り、次に之より稍重き物を上ぐる時には其重きを覺ゆるは、是亦前後の比較に由る、此重量の感覺は精細に之を確知すること頗る困難にして、余は先年重量感覺の試験法と稱して其力を試みたることあり、其始末を左に掲ぐ。

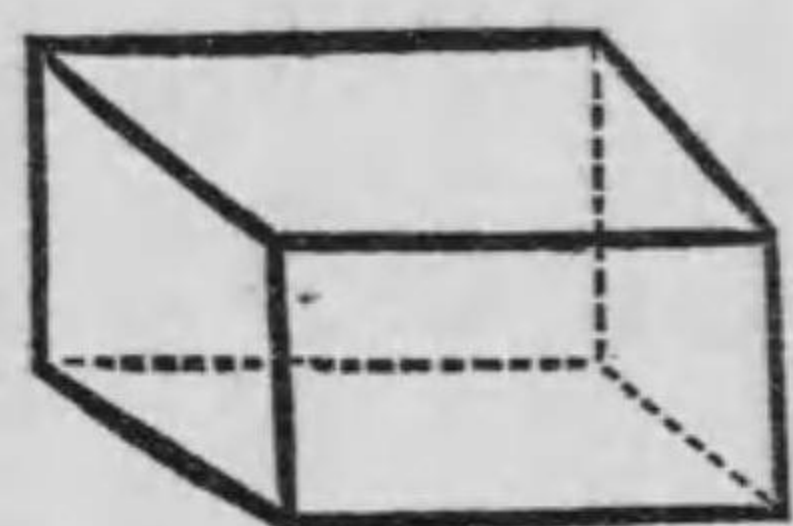
余一日哲學館生徒の重量を推測する力を試みんと欲し、教場に五個の物品を置き、生徒各員をして手にて其物を一つ一つ探らしめ、其推測せる重量を紙上に記載せしめたることあり、即ち左の如し。
試験方法及び目的 能験者は豫め用意したる五個の物品を出し、其各個に番號を附して之を別に所験者に授け所験者は手を以て其重量を推測し其結果を紙上に記示する規則なり、而して其目的は人の感覺にて重量を推測する力を計るに在り、當日用意したる物品左の如し。

- (一) 水入(陶器) 重量十六匁
- (二) けいさん(石) 同 八十七匁

- (三) 煙草箱(木) 同 三十二匁
- (四) 書物(洋紙) 同 五百二十匁
- (五) かばん(革) 同 三百〇八匁

所験者四十六名中、其答の五問中の一問の實量に符合せるもの一名ありしのみ、即ち二百三十分の一なり、其餘即ち二百三十分の二百二十九は其答案悉く實量に相違せり。

余次に比較的に各人の重量感覺力を測定せんと欲し、其方法を思考し一種の新法を工夫せり、先づ初に二十五個の箱を造り、之を青黄赤白黒の五色によりて五種に分ら、各個の箱は長二寸五分、幅一寸八分、厚一寸三分のものとし、其中に綿を充たし、鉛を入れて適度の重量を作り、其第一種の各個には目方五分づつの差を與へ、第二種には一匁づつの差、第三種には一匁五分づつ、第五種には二匁づつの差を與へ、各種五匁を以て起點とし、第一種なれば五匁、五匁五分、六匁、六匁五分、七匁と次第せり、獨り第五種には二十匁以上の重量を作らんと欲し、二十匁を以て起點とし各個に一匁の差を與へて、二十一匁二十二匁と次第せり、斯くして其各種の五個に各記號を附し、一種づつ所験者に授け、所験者は手を以て其五個を探り輕重を計り、其最も輕きものより次第に順列して最も重きものに至り、其順序を紙上に記載し、第二種も第三種も皆此の如く其答を紙上に示さしめ、而して後能験者は其紙を驗して各人の重量感覺を推知するなり、此法によりて數回經驗の末



其箱の稍大に過ぐることを知り、又其重量の差の宜きを得ざるを知り、更に箱を造り、長幅厚各一寸五分つつの正立方體となし之を試みるに、却て正立方に非ざるもの、重量を感覺するに便なるを知り、更に又箱數十個を造り、上圖の如く長二寸、幅一寸五分、厚一寸と定め、五匁を起點とし、綿と鉛との分量によりて輕重を適度にし、第一種には二分五厘の差を與へ、第二種には五分の差、第三種には七分五厘、第四種には一匁の差を與へ、次第に其差を増して二匁に至り、各種五個づつにして、都合八種四十個とし、先づ其差の最も多きものを所驗者に授けて各個の重量を比較推量せしめ次第に進んで其差の少きものに至る法なり、此法によりて數十人の書生を試験せしに、尙ほ不充分なる所あるを知り、更に改めて前圖と同一の箱五十個を造り、之を十種に分ち各種一個づつとし、共に五匁を起點とし、第一種には各個に一匁の差を附し、第二種には九分、第三種には八分と次第して、第十種には一分の差を附し、左表の如き割合を用ひたり。

第一種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第六種	第七種	第八種	第九種	第十種
目方	目方	目方	目方	目方	目方	目方	目方	目方	目方	目方
五匁	五匁	五匁	五匁	五匁	五匁	五匁	五匁	五匁	五匁	五匁
六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五	九	五	八	五	七	五	六	五	四	五
一	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

第三個	七	六、八	六、六	六、四	六、二	六、〇	五、八	五、六	五、四	五、二
第四個	八	七、七	七、四	七、一	六、八	六、五	六、二	五、九	五、六	五、三
第五個	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
各個ノ	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差一個ノ	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差九分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差八分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差七分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差六分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差五分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差四分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差三分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差二分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四
差一分	九	八、六	八、二	七、八	七、四	七、〇	六、六	六、二	五、八	五、四

此表に従ひ、各個の箱中に先づ綿を充たし、其中央に鉛片を入れ、其口を封じ、其表面に何種に屬するの記號を附し、其各個の兩側に暗號を記し、人をして先づ第一種を探り、其最も輕きものより次第に重きものに及ぼし、之を一行に並列せしむ、若し其並列せるもの暗號の順序に合する時は之をして第二種を探らしめ、前の如く順序正しき時は第三種を探らしむ、若し其順序正しからざる時は再び試るを許し、再試の上尙は誤ある時は其試験を止め、之に二點を與ふるなり、斯くして次第に進みて第五種に至りて始めて誤ある時は四點を與へ、第九種に至りて始めて誤ある時は八點を與へ、第十種に至りて尙ほ其順序正しき時は十點を與ふるなり、若し第一種の試験に已に誤ある時は零點を附するなり、此規則に従ひ種々の學校に至り試験を施し、に左の結果を得たり、學校は左の四ヶ所なり。

百學館(男)

生徒年齢凡そ二十歳乃至三十歳

郁文館(男) 同 年齢凡そ十四五歳乃至二十歳
 成立學舎女子部(女) 同 年齢凡そ十四五歳乃至二十歳
 盲啞學校盲生(男女共) 同 年齢凡そ十二三歳乃至二十歳
 同 啞生(男女共) 同 年齢凡そ十歳乃至二十歳

此の諸校の生徒の點數を表によりて示すこと左の如し。

校名	零點	一點	二點	三點	四點	五點	六點	七點	八點	九點	十點
哲學		二	八	三	二	二	八	十二	十五	七	三
郁文			三	三	四	二	四	八	五	二	
成立		一			三	二	二	五	八	二	
盲生	五				一	二	七	九	二		一
啞生	十二	二	四	二	一	二	一	六	四	一	
合計	十七	三	九	十三	十二	十	廿二	十四	卅四	十二	四

即ち哲學館にては二點を得たるもの二名、三點を得たるもの八名、四點を得たるもの三名、其他之に準じて知るべし、若し一學校に付、所驗生徒の總數と點數の總計とを比較して平均數を求むる時

は左表の如し。

校名	人數	點數	平均	順序
哲學	六十人	三百九十五	六、五八	第二番
郁文	三十一人	百七十九	五、八三	第三番
成立	三十三人	百五十二	六、六〇	第一番
盲生	二十七人	百四十五	五、三七	第四番
啞生	三十五人	百十九	三、四〇	第五番
合計	百七十六名	九百九十點	五、六二	

此表によるに平均點數の最も多きものは成立學舎女生徒にして、最も少きものは啞生徒なり、即ち重量感覺力は女生徒を第一とし哲學館之に次ぎ、郁文館又之に次ぎ、盲生其次、啞生又其次なり、而して總計の平均數五、六二なれば、人の平均感覺力は第五種と第六種との間に在り、即ち目方六分の差あるもの乃至五分の差あるものとを認別することを得るなり。

凡そ重量感覺は人の職業、年齢、經驗習慣等によりて大差あるは明瞭なる事實にして、啞に男女盲啞の間に其差を見るのみならず、且つ物品の目方増加するに従ひ其輕重を辨別すること難きもの

なり、例へば目方十匁以上なれば一匁の差を知ることを得るも、二十匁以上に至れば一匁の差を知ること難し、余が経験する所によるに、或生徒中にて十匁以下にて一分の差を識別する力を有するものあれば之に二十目以上の箱一個を與へ、其各個重量の差二分なるも之を識別すること能はざりき、何者二十匁の物品にて二分の差は五匁の物品にて五厘の差に相當する比例なればなり、故に余は此重量比較推測品の目方を五匁より十匁以内と定め、人の年齢も十歳以上三十歳迄を取りて試験を施せり、此試験の成績によるに、人の重量比較推測力は左の如き表にて示すことを得るなり。

上等	中等	下等	等外
十點	九點	八點	七點
六點	五點	四點	三點
		二點	一點

即ち試験によりて一點を得たるものは等外とし、二點を得たるものは下等の下とし、三點は下等の中とし、四點は下等の上とし、五點は中等の下、六點は中等の中、七點は中等の上、八點は上等の下、九點は上等の中、十點は上等の上、即ち最上等重量感覺力とするなり、此規則に従つて衆人の上に試験を施す時は衆人の感覺力を判定することを得べし、是れ余が試験によりて得たる結果なり。此成績によりて之を考ふるに觸覺によりて重量を判知すること頗る難きを知るべし、左に至て興味ある例を舉げて之を示さん。

(イ) 豆州修善寺村に源頼家の墓あり、石塔なり、其上石は當時人の吉凶を下するに用ふ、修善寺温泉名所記に曰く、近代土人及び入浴人も、御石塔の上石を手づから持ち上げて、軽く上ると重く上るとを試みて諸事の吉凶を下することあり、之を御伺と云ふ、行きて之を見るに、其重凡そ二三貫目位ありと覺ゆ、此に入浴するものは先づ其石に向ひて、何れの温泉最も己に適するかを問ひ、其輕重によりて之が判断を下し、其最も適する所のものに浴すといふ。

(ロ) 東京丸山新町三十一番地に吉田教會とか申す一小庵ありて、大日如來を安置し、諸方より信者の來詣するもの甚だ多し、其來詣人の話に、佛壇の前に凡そ長四寸幅厚共一寸角位の鐵棒あり、此鐵棒が人の間に應じて相應の答を與ふといふ、詣づるもの之を握りて、何ぞ軽く願ひますといへば軽く舉がり、磐石の様に願ひますといへば何程力を用ふるも舉がることなし、是より色々の問答をなし、例へば明日は天氣が宜いか又悪いか、若し宜いならば軽く願ひますと云ひつゝ、之を舉ぐるに軽く舉がれば即ち天氣の宜きを知り、舉がらざれば天氣の悪きことを判定す、又商法の當るか當らざるかを問はんと思はば、先づ豫め當るときは、軽く願ひます、當らざるときは重く願ひますといひて鐵棒を舉ぐるに、軽く舉がれば商法の當るなりと判定し、重くして舉がらざるときは當らざることと判定するなり、此様にして何にても未來の知るべからざることあらば、其鐵棒に向うて尋ね幸に其答の事實に合することあれば是れ大日如來の御知らせを得たるなりといひ、當らざるときは我

が信心の未だ足らざるによるといひて、諸方より信者の來集するあり、中には日參するもありて毎日身の上の吉凶禍福を尋ねるものあり、而して信仰深きものには必ず其効驗ありといふ。
(ハ)甲州北都留郡廣里村の内、大月區宇澤井の或農家に、年來丈一三三分位の觀音の像を安置せり、此像能く人の吉凶禍福を告ぐと稱す、人あり若し某事の吉凶を問はんと欲せば、先づ其事を其家の老婆に告ぐべし、然るときは老婆其像に對して祈願し、試みに之を揚げ、其輕重によりて之を判斷するなり、其重きときは老婆の力にては到底揚ぐるること能はざる様に見ゆといふ(田之倉眞誓氏報)

(ニ)朽木縣上都賀郡下押原村大字樫山光明寺に古來一軀の石佛あり、人若し之に祈るとあるときは其像を舉げ試み、其輕重によりて成否を判斷すと云ふ、予近日之を實驗せり、乃ち先づ其像を持上げて重量を試み、然る後に祈願する所ありて更に之を舉げしに、前回より稍重く感じたり、其後數回舉げ試みしに、其度毎に多少輕重の差ありしが如し、但し其差の如何程なりしかは知ることを得ざりき、云々(出井侃氏報)

(ホ)秋田縣南秋田郡山谷村字東山臺といふ所に、重さ五六貫目の石あり、里人之を「姉ご石」と呼ぶ、人若し其小なるを見、一舉して舉げんと欲せば非常に重くして容易にあがらず、然れどももし婦女に對する時の如き心持にて舉ぐる時は輕くあがるといふ、是れ實に「姉ご石」の名ある所以にして其石恰も男子を慕ふもの、如しといふ、(佐々木其之助氏報)

(ヘ)宮城縣仙臺木之下藥師堂に一軀の佛像あり、木製にして長さ三尺許なり、病氣其他の事故にて其像を掲ぐるに或は輕く或は重し、其輕重により、出來事の難易吉凶を判すべしと傳ふ、云々(藤崎源六氏報)

是れ皆變觸幻觸を證するものにして、木石佛像其物に輕重の差を生ずるにありとす、之を掲ぐる人の精神作用によりて其差を生ずること明かなり、故に之を變覺の例となすよりは寧ろ幻覺の例となすべし、而して斯る幻覺の主するは觸覺にて重量を判知するの難きによらずんばならず、而して之によりて考定する所事實に合するとあるは其人の無意識觀念の作用に歸せざるべからず、例へば天氣の晴雨を問ふに、其無意識中に多少天氣を豫知すべき力ありて存するも、自ら之を識覺せず而して其作用を不覺筋動となりて外界に示すによる、コツクリの如き棒寄せの如き皆此例なり、其説明は總論説明篇第四及心理學部門心術篇に就て見るべし、其の他之に屬すべき一例は東京市本郷區駒込千駄木町に月讀教會と稱して神道の一小教會あり、教主は年齢六十前後の老婦にして、小倉照と稱す、堂内に月讀大神を祭る、蓋し本尊は太陰なり、人若し此に至て吉凶禍福を尋ねるときは、老婦神前に向ひ合掌默禱し、供物臺の如きものを片手にて揚げ、其輕重によりて神感を知ると云ふ、是れも亦變觸幻觸の一例となすべし。

次に變嗅變味は同一の物質を味嗅兩覺上之感じて、其實際より異なりたる感覺を生ずるを云ふ、嗅覺に至ては香臭を發する所の物質の遠近方向に依て其感覺を異にするは勿論、或は空氣の厚薄温度の高低に應じて此感覺を異にするものなり、味覺に至ては外物を知覺する力最も弱しと雖も、經驗習慣の力に依て多少之を辨別することを得、或は深く茶を好み酒を嗜むものに至ては其辨別力大に進み、一碗を喫して直に此品は一斤何分の茶なるを判知し、又一杯を傾けて、直に此酒は何地方の産物なるを識別し得るに至る、斯の如く味覺に依ても大に其辨別力に長するものあるも、其前後に感覺する所のもの異なる時には之に比較して同一の味を感ずるに必ず異同を覺ゆる者なり、苦き物を味ひて後砂糖を味ふと甘き物を味ひたる後砂糖を用ふるとは、其味大に異なるを覺ゆるは皆人の實驗に徴して知る所なり、然れども味嗅兩覺に至りては必ず精神作用の影響を受くるを以て之を變覺より寧ろ幻覺に屬するを適當なりとす。

次に有機感覺即ち體覺の事は別に其項目を掲げざるは其原因全く外界に存せざるにより、即ち其感覺は身體内部に起るを以て之を變覺の部に加へざるなり、之を要するに變覺は五感に應じて五種に分ちたるも、其最も變覺に關係を有するものは視覺聽覺觸覺の三種なり、既に變覺を説明し終れば、是より幻覺に移り説明せんと欲す。

第三節(幻覺妄覺)

兩覺の事は總論説明篇に於て詳述せるを以て此に再説せるを要せず、唯病的に

よりて起す所の狀態に面白き例あれば、ハンモンド氏の精神病論によりて抄譯する所左の如し。

一紳士の甚しく金錢上の損失を蒙りし爲めに非常の憂悶悲歎に沈みしものあり、予の許に來りて、其毎夜寢に就かんとするに當り視覺の幻影に惱まざるゝは、何の故なるかを謀れり、其言を聞くに此紳士の家の階段上に大なる梯柱ありしが室内の明煌なるにも拘らず、此梯柱は常に長大にして細薄なる一婦人の猛惡なる魔相を以て氏を斜視しつゝ、亢立するものゝ如く見え、其梯柱に觸るゝに至れば幻影初めて消滅するも此物體の視線に入りし時より之に觸るゝに至るまでは依然として存立せり、故に氏の之を避くる唯一の方法は、其兩眼を緊しく閉ぢて梯柱を通過し了るまでは之を開かざるにありしと云ふ。

セント、ラレサは屢々己が念珠に付せし木製の十字架は天上界に在りと思はるゝ至美の四寶石より成れる他の十字架に變ずることを見たりと云へり。

カバニー氏は數度手掌の腫脹を患ひし或人が、此病患の際には其寢床は己が身體を離れて沈没し去るが如く感ぜしことを氏に語りたりと云へり、運動中樞の疾病に罹りし人にありては温度及び重量に關する幻覺あるを常とす、而して此場合には障害は脊髓に於て存するものなり、されども脊髓は或度までは、又觸覺の中樞なりと看做すべき理由ありとす。

詩人ゲーテの朋友マダムダルニム女は妄覺の事について己の實驗せし所なりとて記して曰く、予は

正しく空中に飛揚浮遊したり、是れ單に拇趾を反撥壓下することに由りて吾身は直に空中に在り地上を距ること二三フィートの處に於て緩々優々として浮揚せり、次に予は下降して復び昇り、諸方を飛遊せし後又歸り來れり、右は數日前熱病に罹りしより寢床に就きて睡眠せしに寢室に入りし以來二週日の間右の妄覺を感じたりと。

先づ視覺の幻妄を考察するに佛國有名の醫士アンドラル氏の例は、頗る有益にして興味あるものなり、氏曰く、予の未だ醫學を研究するの始に當り予はラ、ピチエの解剖室の一隅に於て半ば蛆虫に蟲喰せられたる小兒の屍體を見て、甚しく興に入り、翌朝火を點ぜんがため火爐に行きし時にも尙ほ此屍體を見たり、而して予は終始斯の如き物の是に存すべき筈なることを自ら心中に想ひしにも關せず其體は明瞭に吾觀望の前に存するのみならず、予は其腐臭をさへ嗅ぐことを覺えたり、此の如き妄覺は十五分間の間永續したりと。

日耳曼の書肆ニコライの例は智力上の錯亂を受けずして視覺の妄象を成さしむることの著明なる例證なり、ニコライは一千七百九十年の終り當り、屢々憂愁なる事變の出來せしたため甚しく情緒を錯亂せしめたり、加之平常行へる放血を怠り特に業務非常に繁劇なるが上に、一朝圖らず他人と激論をなせしが當日直に妄覺を起すに至れり、即ち氏は俄に十歩許を距る處に於て、明瞭に故人に類する一形像を知覺したり、氏は乃ち之を指して、其妻の之を視るか否やを問へり、然るに妻は一

物をも認むることなかりしかば、大に此間に吃驚して直に醫士を迎へ來らしめたり、此幻像は殆ど十分時の間永續せしが霎時にして氏は心緒靖平に歸して就眠したり、されども午後の四時に於て、朝時に視たりし形像は復び現出せり、氏は乃ち起ちて他室に往きしに幻像も亦之に伴ひ時々隱顯出沒しつゝ常に眞直の態をなせり、而して又第六時に至りては、最初と異なる幻像を顯現せりと云ふ。バスカル氏は其身邊に於て常に吁々として噴ける洞穴を視たり、此物は毫も氏の智力を障礙することなかりしと雖も尙ほ之を觀ること能はざる様に装置せる帷幕を垂れて心氣を快適ならしめんことを圖れりと云ふ。

一少年あり、恰も左耳の上に當れる頭上に激打を受けしが、數週の後に至り、一の巨大なる黒猫現出して、少年の往く處に付纏ひ、時には或は其膝或は其肩に躍りたり、而して少年は此現象は決して眞實のものにあらざることを明知したりと雖も、尙ほ之が爲に苦悶を受けしこと甚しかりしと云ふ。

バイラーゲル氏の記する所に曰はく、千八百三十一年の四月巴里府に市街戦ありし時、一職工の婦人は其家に歸りしに、良人は彈丸の爲に重傷を負ひ居たることを見たり、其後一ヶ月を経て、婦人は産尊に就き、其第十日に分娩せしが、此時より發狂に罹れり、其精神錯亂の初めに當りては大砲の轟響、小銃の發砲、彈丸の射聲を聞けり、婦人は此等の音響を避けんがため田舎に脱れしが、捕

へられてサルベトリエルに幽置せられ、一ヶ月ほどにして平癒するに至れり、爾後十ヶ年の間に、同症は六回の發作ありしが、毎に其初めに當りては、大砲小銃の發射及び彈丸の叫聲を身邊に聞きたりと云ふ。

ハンモンド氏は、視覺の妄象は眼を密閉せる間、或は全く盲目なる人に於ても往々、成立するものなるが如く、又聽覺の妄象は兩耳を抑塞するも尚ほ存立し、或は全く聾なる人にありても發起するものなり、予は既に一の聾婦人が、其身邊に嘯ける音聲を聞きたることを述べしが、爰に他の事例あり、即ち予が醫科大學の臨床講義の席に來りに一の聾啞は、絶えず各種の音聲の幻想を患ひたりと、又曰はく、嗅覺の妄象は視覺及び聽覺の如くに多からずと雖も、尚ほ毫も智力の錯亂することなくして、往々之を生ずることあり、予の知る一紳士は、殆ど平常顔料或は列並底那油を感ずる幻想を患ひ、又他の人は常に其鼻底に珈琲を置くが如き臭氣を覺え、他の一醫士は不斷、解剖室の臭氣に惱まされたと。

詩人ゲーテ氏は、其心内に起りし心像に晰然たる形態を付與する力を有し、或時の如きは、己が形像の吾身に向ひて次第に接近し來ることを視たりと云ふ、またウイガン氏の記する所に據れば、氏の知れる恰爾類才の人は、右に等しき力量を有したりとぞ。

アベルクロムビー氏の記する所に據れば、一人の紳士ありて日常、怪像の顯現に惱まされたり、

此紳士の特有する力は頗る強大なるものにして、爲に街上にて己の朋友に會するも、一見直に其實人なるか或は虚影の人物なるかを、自ら辨明すること能はざりしほどなりき、而して綿密に注視せし後、初めて漸くに虚影の像は、實像の如くに明晰ならざることを定むるを得べし、されども此の紳士は一般に他の方便を用ひ、觸接、言語又は聲音を傾聴する等によりて其の視感の印象を檢覈したり、又此紳士は若干時の間、自己心内の想念に注意を凝らすときは、其孰れにても意に應じて種々の虚影幻像を喚起する力量を有せり、而して此等の幻像は其嘗て實驗したる形像或は光景、又は其想像力によりて創造せし構像より成れるものなり、該人は右の如く幻像を喚起する力を有すと雖も、而かも之を驅逐すべき力は一も有することなく、一旦或特殊の人物或は光景を喚起せし後は其幾何時の間存續して吾身を惱ますべきかは、豫め知ることは能はざりき、此紳士は今や恰も壯時に當り、心意身體ともに健全にして、常に其業務に執掌せり、而して其弟も亦同一の妄覺を感ずることありと云ふ。

此に幻聽のことにつき桌の鳴聲の各地にて聽取する所の皆異なるは亦一奇事なれば、諸國より報道せるものを集めて示すこと左の如し。

テレツクホーセ(出雲楯縫郡)
ノリツケホーセ(越前越後及其他)

フルーツクノコ(紀伊伊都郡)
トチキテトコイ(讃岐高松)

ツーシテツークイ(豊前宇佐郡)
 ノリツケホーホ(越中射水郡)
 ゴチヘイテレツク、(下野栃木)
 タイコーアツツアク、(下野栃木)
 ゴロスケバーカ(三河)
 ホロスケドツシタ(伊勢三重郡)
 ナホ(陸奥西閉伊郡)
 ゴロスケボーチヨ(下野河内郡)
 デレスケデンベ(下總結城郡)
 ゴオヘー、フロ(周防佐波郡)
 フキダイコー(周防佐波郡)
 ゴロスケドーセ(三河幡豆郡)
 ゴロスケホーコ(三河渥美郡)
 ノロスケホーホ(羽後秋田)
 ホーツクホセ(美濃土岐郡)
 ドウツク、(肥前北高來郡)
 ドロスケドウツク、(肥前北高來郡)
 ノリスレ、トウ(讃岐三木郡)
 シテトコヒゲル、(讃岐三木郡)

コロコトコーゾ(豊前京都郡)
 ボロキテコイ、(阿波那賀郡)
 ホロスケホーホ(上野利根郡)
 フルツクフーフー(土佐)
 ホホウ、ホロツトカヤセ(丹波船井郡)
 テレツコボーホ(岩代南會津郡)
 テレスクボーホ(下野日光)
 ヨヘーモドツテネコリヤ、(播摩赤穂)
 パバーノリツケホーセ、(播摩赤穂)
 フルツクトコイ(周防玖珂郡)
 ボーボー、ノリ(京都)
 ツケホセ、(京都)
 グルスケグー、(磐城田村郡)
 ノリスケホーセ(紀伊東牟婁郡)
 フルツク(土佐幡多郡)
 フルツクホーホ(周防)
 ホーセ、セーセ、(因幡)
 コロクトホウセ、(因幡)
 テレツクホーホ(信濃松本)

ゴロスケホーホ(信濃諏訪郡)
 ボロキテホウコー(安藝賀茂郡)
 ゴロスケホーホ(東京)

ノリツケホーホ(信濃松代)
 ホロツクホーホ(信濃佐久郡)

其他心象篇に屬する事項は大抵本講中に掲げられたれば此に述ぶるに及ばず、又夢想篇憑附篇心術篇も各其附講を掲げて補充する意なりしが、其例證の參考に必要な分は既に本講中に掲げしを以て附講を設けざることとなす。

佛教夢說一斑

古來人に最も奇異の感想を與へたるものは夢の現象なり、未開の世、無智の人尙ほ夢を有するも、其何によりて生ずるを知らず、故を以て種々の妄想を起し、迷信を生じ、或は靈魂の外に遊ぶものなりと云ひ、或は鬼神の内に通ずるものなりと云ふ、故に夢の説明の如何は、其當時の人の進否を判定するを得べし、余佛書を檢するに其中には迷信的説明の混同せるものなきにあらずと雖も、亦大に發達せる學理的解釋あり、今左の順序に従ひ佛教の夢說一斑を開陳せんとす。

第一章 夢の實例 第二章 夢の靈驗 第三章 睡眠の説明

第四章

夢の種類

第五章

夢の説明

第六章

夢の結論

第一章 夢の實例

佛書中に夢の例及夢の談を散見すること頗る多し、殊に祖師の傳記中に最も多しとす、是れ一は實際に起りし事實なるべきも、又傳記の體面を裝飾する爲めに附會せるものなしとも謂ふべからず、先づ二三の傳記中に散見せる類例を示すこと左の如し、

佛祖統紀阿難の下に、今此比丘不受吾教、於世無益、宜入涅槃、即詣闍王、適值其眠、王夢蓋葦折、即便驚覺、門人告言、阿難入滅故來相見とあり、

同書第十七祖の下に、僧佉邪舍尊者、摩提國人、母夢大神持、因而有娠、七日而誕云々とあり、同書第二十祖の下に、母夢吞明暗二珠、覺而有孕、經七日有二羅漢、名曰賢衆云々とあり、神僧傳釋道安の下に、安注諸經、恐不合理的、乃誓曰、若所說不甚遠理、願見瑞相、乃夢見道人頭白眉長とあり、

元亨釋書釋最澄の下に求孺子期七日、至第四曉得靈夢、其妻乃孕云々とあり、釋空海の下に、母阿刀氏、夢梵僧入懷而有身、在胎十二月、寶龜五年生焉云々とあり、此の如き諸例の高僧の傳記中に散見せるもの、到底一々舉示すべからず、彼の後漢の明帝の夢に、

第二章 夢の靈驗

金人の光を放つを見て佛教を印度より將來せしが如き、或は聖武天皇に夢告ありて國分等而建て給ひしが如きは、誰人もよく知る所なり、若し夢の諸例を知らんと欲せば、法苑珠林第四十三卷、及第十四卷眠夢篇、及義楚六帖卷七占夢篇を繕きて見るべし、或は佛神感應錄第七卷を披くも其諸例を知るべし、其他諸種の高僧傳又は因緣集等を一讀せば、到る處夢談を見ざるはなし、殊に民間に傳ふる、淨土宗祖師、眞宗祖師、及日蓮宗祖師の傳記を窺はば、夢談の多きに驚かざるを得ず、何れの國にありても歴史傳記物語等には夢談の多きを常とすれども、宗教の書中の如く甚しきはあらず、是れ宗教家は精神集合の結果として、其夢を結ぶと常人より多き道理あるによるも、亦後人の其徳を追慕するの餘り、一言一行を夢に託して不思議の度を高めたることなしと謂ふべからず、蓋し其夢たるや大抵皆靈驗感應に出でたるものなれば、恰も神佛の不思議力に歸するにあらずんば、其理由を解説すべからざるもの、如し、今左に夢の靈驗に關する事實を示すべし。

夢に靈驗感應あるは諸經諸論中に見る所なり、既に夢の靈驗を唱ふる以上は夢に就て吉凶を判定することを得べき理なり、是を以て佛教中に占夢の説あり、先づ法苑珠林によるに其眠夢篇に十夢經を引くこと左の如し、

十夢經云、佛在世時、時有國王一名不黎先泥、夜夢十事、一夢見三瓶併、兩邊瓶滿氣出相交往來不
入中央空瓶中、二夢見馬口食尻亦食、三夢見小樹生華、四夢見小樹生果、五夢見一人索繩人
後有羊羊主食、六夢見狐坐於金牀上、於金器中食、七夢見大牛還從犢子乳、八夢見四牛
從四面鳴來相趨欲鬪、當合未合不知牛處、九夢見大陂水中央濁、四邊清、十夢見大谿水流
正赤、王夢見是事、已即寤大怖、恐亡其國及身妻子、王至明日即召公卿大臣及諸道人曉解夢者、
問言、昨夜夢見十事、寤即恐怖、意中不樂誰能解夢、有婆羅門言我爲王解之、恐王聞者愁
憂不樂、王言、如卿所親說之勿有諱、婆羅門言、王夢皆惡、當取所重愛夫人太子及邊
親近侍人奴婢、皆殺以祠天王、可得無他、王有臥具及著身珍寶好物皆當燒已祠天、如是者王身
可得無他、

又義楚六帖占夢篇に諸經論を引證して示せり、即ち左の如し、
經律異相云、善慧比丘夢見五事、佛爲圓之、一在海上一臥表生死海、二枕須彌山、表證果也、
三海生類入身表所北、四手執日悟理、五執月照救冥暗、
俱舍論云、作事王伽葉佛父、作十夢不詳、頌云、大象及井鈔、栴檀妙園林小象、二獼猴廣堅衣鬪諍、
此之十夢佛爲圓之、皆表釋迦末法弟子、
本行經云、佛母摩耶晝寢、乃夢白象子入其史脇、王召八婆羅門師占之、日月生聖王、白象生

佛、皆吉夢也、

摩耶五夢經云、佛母在初利天、一須彌山崩、二四海水竭、三頭上花萎、四腋下汗出、五頂中光滅、
表佛入滅、

釋迦譜云、佛將入金剛喻定成佛、魔王作三十一夢、皆不吉祥、

菩提心經云、有迦葉婆羅門、夢見蓬華在首、問佛、佛言、夢蓬華傘蓋日月輪等、皆是吉兆也、

善見律云、問夢爲善不善無記耶、答亦善不善無記、若夢見禮佛聽法說法、此是善功德、若夢見殺
盜姦、此是不善夢、若夢見青黃赤白色等、此是無記夢也、

茶毗云、佛入滅時、阿闍世王夢月落日從地出彗星七現、迦葉阿難入滅、王皆有惡夢、梁折傘蓋柄
折、

其他裸寶藏經に、夢に頭上火然、兩蛇絞腰、細鈇網纏身、見赤魚吞其雙足、有四百鶴飛來
向王、血泥中行泥沒其腋、登太白山、八鶴雀屋頭の八事を見て不祥となせしこと出でたり、此の如
きの類枚舉し盡すべからず。

第三章 睡眠の説明

夢は睡眠中に起る現象なれば、夢の説明を掲ぐる前に睡眠に關する説明を示さるべからず、抑も

睡眠は佛教中心所法の一種にして不定地法の一なり、七十五法名目の注に其定義を下して曰く、令レ心闇昧爲レ性とあり、七十五法記には之を解して、令レ心昧略爲レ性、昧即簡レ定、定中取レ境分明、略即簡レ散、散取レ境多故、とあり、而して成唯識論に之を解すること最も詳かなり、其第七卷初に曰く、

眠謂睡眠令不自在昧略爲レ性、障レ觀爲レ業、謂睡眠位身不自在、心極闇劣、一門轉故、昧簡レ在レ定、略別レ寤時、令レ顯睡眠非無體用、有無心位假立此名如餘、蓋纏心相應故、

若し其作用の説明については後に夢の説明に併せて示すべし、唯此に睡眠の原因について經論中に出せる異説を掲ぐべし、

正法念經云、虫在心内、虫睡即人睡、又心疲即熱、多睡眠故、

法句經云、有二比丘、多著睡眠、佛乃彈指令レ彼覺之曰、汝曾宿生身、爲三蠅蝶蚌蛤、食三木虫來、所以多睡等也、

解說論云、一從レ心、二從レ食、三從レ時節、睡是身心二懈怠相、睡是身、懈怠是心也、

此中虫を以て睡眠の原因となすは實に奇なり、通俗の説明中に之に類することあるは或は其源佛說中より出でたるも知るべからず、又睡眠の種類につきて法苑珠林第四十四卷に出せるものを摘載して左に示すべし、

如三發覺淨心經云、佛告彌勒菩薩言、菩薩當觀三十二種睡眠諸患、何等二十、一樂睡眠者、當有二懶惰、二身體沉重、三膚皮不淨、四皮肉蠱蝨、五諸大穢濁威德薄少、六飲食不消、七體生瘡癩、八多有懈怠、九增長癡癡、十智慧羸弱、十一善欲疲倦、十二當趣黑暗、十三不行恭敬、十四喜賣買愚癡、十五多諸煩惱、心向諸使、十六於善法中、而不生欲、十七一切自法能令減少、十八恒行驚怖之中、十九見精進者而毀辱之、二十至於大眾、被他輕賤、又法苑珠林に十誦律を引き更に頌文を掲げて曰く、

昏沈睡益

遊想妄現

親族虛聚

徒露美醜

既寤空無

妄生愛戀

雖通三性

終成七變

又睡眠の性質を論じて善惡無記(不善不惡)の三性に通ずるものとす、婆沙論に云ふ、若夢見禮佛等事即善性、若夢見殺生等即不善性、夢見青黃等即無記性、とあり、又光記には睡眠に善惡の性あることを解して曰く、據レ有夢說、若無夢時唯は無記とあり、是に由て之を觀るに、睡眠に善惡ありと云ふは眠中に現する夢に就て判斷するなり、若し熟睡無夢の時は之を無記性となす、故に俱舍頌には睡眠遍不違とあるは善惡無記三性に通ずると云ふなり、又大乘法數に睡眠五過を掲げて惡夢、諸天不護、心不入法、不思明相、喜出精の五種となす、是れ四分律に出づる名目なり、餘は夢の説明に合して辨明すべし。

第四章 夢の種類

夢の説明を掲ぐる前に又夢の種類を擧示するを要す、支那にありては夢に六種を分ち正夢、愕夢、思夢、寤夢、懼夢、喜夢となす、然るに佛敎にては或は三種或は四種五種或は七種或は八種或は十種等の分類あり、先づ聖鬘論卷十二によるに聖輪陀羅の三夢を示せり、三夢者一月墮地、二牙齒落、三失右臂、是れ過去現在因果經に出づる名目なり、又善見律には夢に四種を分つ即曰く、

夢有四因緣、一四大不和、二先所見事、三天人神鬼聖賢現相、四想念生善惡、知識爲現實者、餘皆虛也、

又大乘法數には無明習氣、善惡先徴、四大偏増、巡遊舊識の四夢あることを出せり、其の解釋に曰く、二十一卷

- 一謂、由無明煩惱積習氣分覆蔽真如之性上無所明了以致心顛倒形於夢想也、
- 二謂、人凡有善惡吉凶之事、必先形於夢寐、以爲徵驗也、
- 三謂、人由地水火風四大而成、於身若地大增身則沉重、水大增身則浮腫、水大增身則熱、風大增身則急脹、四大不調則身心不安、心不安則形於夢寐也、
- 四謂、人平昔遊歷之處、或有所見所聞、若美若惡、繫念不捨而形於夢也、

是れ夢の原因を説示するものなり、次に五種の分類を考ふるに隨疏演義鈔に左の五種を示せり、

- 一、熱氣多見火 二、冷氣多見水 三、風氣多見飛墜
 - 四、聞多熱境 五、天神與心靈所感
- 之を聖鬘論には熱氣多、冷氣多、風氣多、見聞多、天神與の五種となせり、是れ大智度論に出づる五種の夢なり、即ち智度論卷六に曰く、

夢有五種、若身中不調、若熱氣多則多夢見火見黃見赤、若冷氣多則見水見白、若風氣多則多見飛見黑、又復所聞見事多思惟念故則夢見、或天與夢欲令知未來事故、是五種夢皆無實事而妄見、

又過去現在因果經(卷一ノ九左)によるに五種の奇特夢あり、

- 一、夢臥大海 二、夢枕須彌
- 三、夢海中一切衆生入我身内
- 四、夢手執日月 五、夢手執日月

是れ前に示し、經律異相の五種の吉夢と同一なり、又摩耶夫人の五夢即ち須彌山崩、四海水竭云々の五夢は前既に示せり、又止觀卷第二之一に夢者如法華疏引有五種夢、一、疑心分別學習并現事非人來相語、二、此五事夢此即非人茶相語也とあり、

次に七夢經には左の七種あることを示せり、七夢經は縮刷大藏經宿帙にあり義楚六帖卷七ノ二十九葉に之を引用せり又此話は山海里四篇下卷にも出せり

一 陂決火焰、二日月星沒、三比丘在不淨坑中、白衣登頭、四郡猪舩突栴檀林壤、五頂戴須彌山、不以爲重、六大象奔出小象、七師子王頭上有七毫毛、在地而死、佛言汝之七夢表當來遺法子不依佛教、

又夢に八災夢あることは法苑珠林に出づるも前既に之を掲げたり、次に十夢經の十夢も前に舉示せるを以て之を略す、次に聖圖贊(卷十二)には訖栗根王十夢を出せり、即ち頌疏第九を引きて曰く、

頌疏第九云、論云如訖栗根王夢所見十事、謂大象并妙栴檀妙關林小象三獼猴廣堅衣闍諍、解云、

訖栗根王迦葉佛父也、作此夢來白世尊(迦葉佛也)、佛言此表當來釋迦如來遺法子兆也、王夢見一大象被閉室中、更無門戶、唯有小窓、其象方便投身得出、尾猶窓碍不能出者、此表釋迦遺

法弟子、能捨父母妻子出家、而於其中尚懷名利、如尾碍窓、又夢見一渴人求水飲、便有

一井、具八功德、井逐渴人、人不欲飲、此表釋迦遺法弟子、諸道俗等不肯學法、有知法者

爲名利故、隨彼爲說而猶不學、又夢見一人將一升真珠、博一升鈔、此表釋迦遺法弟子、爲

求利故將佛正法爲他人說、又夢見有人將栴檀木博以凡木、此表遺法弟子、以內正法

博外書典、又夢見有妙園林花果茂盛、狂賊壞盡、此表遺法弟子、廣滅如來正法苑也、又夢見

有諸小象、一一大象令之出群、此表遺法弟子、諸惡朋黨破戒衆僧、斥有德人也、又夢見有

一獼猴、身塗糞穢、蕩突已衆、衆皆避、此表遺法弟子、以諸惡事誣謗衆善、見皆遠避、又夢見

一獼猴實無有德、衆共扶捧、海水灌頂立爲王、此表遺法弟子、諸惡朋黨舉破戒僧、以爲衆首、

又夢見一衣堅而且廣有十八人、各執少分四面爭挽衣不破、此表遺法弟子、分佛正法成十

八部、雖有少異執而眞法尚存、依之修行皆得解脫、又夢見多人共集互相征伐死亡略盡、此表

遺法弟子、十八部內各有門人、部執不同互興闍諍也、此十夢但表先兆、非如所見、

又止觀卷第二之一(三十七葉)に十二の夢相あることを示せり、其十二とは左の如し、

一者若於夢中得通飛行、幡蓋從行、是名祖茶羅相、二者若見形像塔廟大衆聚會、是名斤提

羅相、三者若見有神、著淨潔衣、乘白色馬、是名茂持羅相、四者若見乘白象、度河、是名乾

基羅相、五者若見乘駱駝、上高山、是名多林羅相、七者若見樹下昇檀受戒、是名檀林羅

相、八者若見鋪列佛像、請僧設供、是名禪林羅相、九者若見生華樹人禪定、是名窮林羅相、

十者若見大王帶鈕遊行、是名迦林羅相、十一者若見王爲浴身香粉淨衣、是名伽林羅相、十二者

若見王夫人乘車入水見蛇、是名波林羅相、

以上の分類の一半は原因につきて其種類を分かち、一半は夢中想見せるものにつきて之を分つ、而し

て夢には必ず吉凶の信あるものと信ぜしを以て、其分類は吉凶の種類に從て設けしものなり、今

余が専ら述べんと欲する點は此種類の如何にあらずして説明の如何にあり、故に是より其説明を掲

ぐべし。

第五章 夢の説明

佛書中に散見せる夢の説明は通俗的のものと道理的のものとあり、前章に示せる熱氣多ければ火を見、冷氣多ければ水を見る等は實驗的説明なれば道理的と謂ふべし、又大乘法數によりて示せる無明習氣、善惡先徵、四大偏増、巡遊舊識の四夢は心理的説明に屬すべきものにして是れ又道理的説明なり、然るに正法念經に有る虫在人心、若安適善虫好夢、若不由噴惡夢との説明に至ては通俗的なり、又釋迦譜に佛將入ニ金剛喻定ニ成佛、魔王作三十一夢、皆不吉祥とあるは、夢の原因を魔王に歸するものなれば是れ亦通俗的なり、是より一步を進め稍、高等の解釋を考ふるに、佛教中に聖人以上に夢なきことを示せるあり、即ち義楚六帖第七に婆沙論を引き來りて曰く、

夢通善惡、唯引非滿通五趣、聖有無不善、佛亦有息眠無夢唯欲界又由五因、一他引、諸天神仙鬼神等、二會更串習、三當有吉凶、四分別希求思惟、五諸病四大不調、又云女人證三果、夢前夫擬行、欲自然不從、

又法苑珠林第四十三には、夢に吉凶あるは宿因に善惡あるによるとす、同書卷第四十三卷に曰く、

(前略) 盛衰之道與時交構、睡夢之途因心而動、動由內識、境由外薰、緣薰好醜、夢通三性、若宿有善惡、則夢有吉凶、此爲有記、若習無善惡、汎觀平等、此爲無記、若晝緣青黃、夢想還同、此爲相夢、若見升沉水火交侵、此爲病夢、雖夢通三性、然有報無報云云

若し我人の識心中に夢を現する所以を知らんと欲せば唯識論によりて考ふるより外なし、今其論によるに、意識の内作用より起るものとす、抑も第六意識に外覺上の五識と同起併立するものと、其五識を離れて單獨にて發動するものと二様あり、而して其同起するものを五俱の意識と云ひ、單起するものを定中の意識、夢中の意識、獨散の意識の三種となす、之を合して獨頭の意識と云ふ、若し法相義によりて之を解するに、曰く(同書上卷)

分三別此識(第六意識)當有其二其四、謂明了意識、定中意識、獨散意識、夢中意識、初亦名曰五俱意識、後三總名獨頭意識、五俱意識助五令起、亦令五識明了取境、定位意識唯是現量、散位獨頭通此非量、與五俱意或唯現量、或通現比及非量攝

又此四種の意識に亂意識の一種を加へて五種とす、今翻譯名義集卷六によるに、

第六意識具有五種、一定中獨頭意識、緣於定境、々々之中有レ理有レ事、事中有ニ極略色極過色及定自在所生法處諸色、二散位獨頭、緣受所引色及徧計所起諸法處色、如緣空華境界像彩畫所生者、並法處攝、三夢中獨頭、緣夢中境、四明了意識、依五根門、與前五識同緣五塵、五亂意識、是散意識、於五中根、狂亂而起、如患熱病、青爲黃見、非是眼識、是此緣故

而して其意は夢は感覺と相應せずして睡眠中獨起し、夢中の諸境を緣する意識なりと云ふにあり、換言すれば意識が前五識の起らざるときに睡眠の心所と相應して獨り其作用を呈するものは是れなり、

故に唯識大意に夢の現象を説明して曰く、「人の能く眠りて夢を見る時は眼耳鼻舌身の五識皆起らざる時なり、夢に物を見聞し味ふと思ふは皆第六意識の思慮分別なり、五識の起るにはあらず、夢も見ぬ程に眠り入れば、意識も又滅して唯彼末那識阿頼耶識のみあり、是れ佛敎の心理的説明なり、若し睡眠の起る所以は先きに體中の虫の眠るとなせしも是れ寧ろ俗説にして、睡眠の心所の起るによるとなすは、心理的説明なり、故に唯識大意に曰く「睡眠の心所と云ふは、心を暗く狭からしめて身を自在ならざらしむる也、人の眠るは此心所の起れる時也」と、又梨窓隨筆(卷下九左)には夢は第七識の作用なることを説明して曰く、

夢はこれおほくは第七傳送識の所作なり、梵語には阿陀那と云を此には傳送と云なり、傳送とはつたへおくるなり、第八の阿梨耶識より第六の意識につたへおくるが故なり、又此傳送識を執我識とも云ふ、人寢るときもこの識はかつてねいらすして、人のよぶ時我といふことをしるなり、いまだねふりさめぬうちに先知はこの識の所作なり、されども第六の意識にて分別せぬ間はいまだおきす、この故に人床にありて眠るとき、晝の間に六根にむかふ境を意識におもふ故に、この所作とまりて床にねふるときかの傳送識これを思想して夢を見るなり、しかるに其夢の中に或は人の家を見、又は日ごろ語をまじへたる人を見ることあり、しかるにはじめ見しその家變じて餘の家となることあり、又前に見し人も後にはたがひて外の人となることあり、これをいかんと云に、第七識の思想念々に遷流するゆゑ

に、この人をおもふ時又かの人の事を思ふ、この家をおもふ時又かの家の事を思ふ、されば人ねぶらざる間は意識たしかに物を分別して外より來る事を混亂せず、只一事にさだむる故にその始終たがふ事なし、夢の中には意識の分別なきゆゑに只思想のおこるまゝに念をうつす、故に夢の次第變じて人をも家をもさしかへて見るなり。

其他二三の書に散見する所の夢の説明を尋るに、宗鏡錄七十五卷に曰く、夢見見者名肉眼所、是慧分別、非肉眼見云云と、又同書七十八卷に曰く、若夢中無境界亦爾者何故、夢中寤中行善惡法、愛與不愛、果報不等、答唯有内心、無外境界、以夢寤心差別不同、是故不依外境、成就善不善業、是以在内心位、由睡眠壞勢力羸劣、心弱不能成善惡業、覺心不爾とあり、又智度論卷六(九右)に夢の無實なることを示して曰く、

問曰、不應言夢無實、何以故、識心得因緣、便生夢中識、有種種緣、若無此緣、云何生識、答曰、無也不應見而見、夢中見人頭有角、或夢見身飛虛空、人實無角、身亦不飛、是故無實、問曰、實有二人頭、餘處亦實有角、以心惑故見人頭有角、實有虛空、亦實有飛者、以心惑故自見身飛、非無實也、答曰、雖實有二人頭、雖實有角、但人頭生角者是妄見、問曰、世界廣大、先世因緣種種不同、或有餘國人頭生角、或一手一足、有二尺人、有九尺人、人有角何所、答曰、若餘國人有角可爾、但夢見此國所識人有角則不可得、

是れ稍面白き問答なり、又止觀卷第五之二に、夢は心によりて生ずるか、眠によりて生ずるか、眠と心を合して生ずるか、眠と心を離れて生ずるか、の疑問に對して面白き説明あり曰く、

若依心有夢者、不眠應有夢、若依眠有夢者、死人如眠應有夢、若眠心兩合而有夢者、眠人那有不夢時、又眠心各有夢合可有夢、各既無夢、合不應有、若離心離眠而有夢者、虛空離一、應常有夢、

又首楞嚴經卷四に睡眠中應覺聞性的消滅せざることを述べたり、

慈息傳(卷一ノ十右)には寺有胡僧達磨、夢法師坐蓮華向西而去達磨私怪、且而來自、法師

心喜爲得行之徵、然語達磨云、夢爲虛妄、何足涉言云々の語あり、

蕉窓隨筆卷第一に人に夢の有無の別ある所以を述べて曰く、

凡人寢而所夢者、得喪歡戚萬種境界、無適而非妄矣、是乃日間見聞習氣、獨頭意識之所爲、而至若佛菩薩及淨土莊嚴微妙事、百背無一夢矣、以不繫想故也、因知、無始無明、眠相相襲習不

レ已、生死念慮恒勝而信根轉微薄、寧不顧而勉勵乎、

又竹窓隨筆に夢中に現生の事のみを見て前生の事を見ざる所以を述べて曰く、

夜夢中多見生事、罕夢前生、何也、蓋夢以想成、想多見生、不及前生故也、且三乘賢聖、尙有隔陰出胎乍時之昏、況具縛凡夫、脫一殼入一殼、從母腹中顛倒而下、尙何能記憶前生耶、

惟據其目前紛紛私私、盡則爲想、夜則爲夢耳、而或時未見之物、未作之事、未歷之位、現於夢中者、則無始之境任運而然、亦莫知其所以然、而然也、想陰既破寤寐恒一、幸相舉致力焉、又塵滴問答と題する書中に夢中の現象は無明薰執の然らしむる所となす、即ち曰く(卷八)「平生見る所の夢は多くの氣の困みか、または常の思ひの伏する所が魂に結れて見る夢のみなれば、多くは是妄想に歸して何の吉凶に預ることなし、是等は皆佛書に云ふ、無明薰執或は思夢の類にして實なき理りなり」と。

又山海里(六篇下)と題する書中に神佛の夢告を説明して曰く、

夢は身に受ける物にあらず、心のみけぬる境界なるがゆゑに、體は枕につきて寐て居ながら心のみ山にゆき川にゆき、或はたのしみ或はくるしむ事、心にのみける境界とはたれもしる事なり、しかるに其心なるもの朝に目のさめて夕に眠まで妄念のたゆる時なれば、穢てあしき心の爲神佛の御ころはうつり來りたまはず、よく寢入よくしづまりて寅の時にもなりぬれば、六根なく六境なく心のみ無念無想にしてきよらかなるゆゑに、神佛その心にしたしく告しらしめたまへるものなり、これを正夢としるべし、佛神の夢想にかぎらずしるしある實夢はみな、今の妄念なき時の心に現する相なりとぞおもひしりける。

其他尙ほ佛書中に散見せるもの頗る多しと雖も、一々此に舉示するに違あらず、之を要するに、佛

教中には往々通俗の不道徳的説明を混入せる所あるが如きも、其大半は心理的の道理によりて説明せるものなれば、決して古代の妄説として排斥すべからず、唯佛敎の短所は今日の心理説に比考して實驗上の説明を缺くにあるのみ、

第六章 夢説の結論

佛敎は無常無我の理を説きて、世界萬有の虚假無實なることを證明するに多く夢に比して如夢如幻等の語あり、今其例を擧ぐれば楞伽經に、所謂一切法如幻、如夢、光影、水月とあり、圓覺經に、生法本無、一切唯識、識如幻夢、但是一心とあり、維摩經に是身如幻、從顛倒起、是身如夢、爲虚妄見とあり、智度論に曰く、若夢中見、若自身、若父母等、若殺若死、因縁及聚落破等不憂惱怖畏、覺已思惟如夢中、不死而見死、不畏而見畏、一切三界皆爾とあり。又竹窓三筆に世夢と題する一篇あり、最面白ければ左に全篇を掲ぐ、(此文谷響續集七卷にも轉載せり)

古云處世若大夢、經云却來觀世間、猶如夢中事、云若云如者、不得已而譬言之也、究極而言則眞夢也、非喻也、人生自少而壯、自壯而老、自老而死、俄而入一胞胎也、俄而出一胞胎也、俄而又入、又出之、無窮已也、而生不知來、死不知去、蒙蒙然冥冥然、千生萬劫而不自知也、俄而沉地獄、俄而爲鬼、爲畜、爲人、爲天、升而沉、沉而升、皇皇然忙忙然、千生萬劫而不知也、非眞夢乎、古詩云、枕上片時春夢中、行盡江南數千里、今被利名牽、往返於萬里者、豈必枕上爲然也、故知莊生夢蝴蝶、其未夢蝴蝶時亦夢也、夫子夢周公、其未夢周公時亦夢也、曠大劫來無一時刻而不夢中也、破盡無明、朗然大覺、曰天上天下惟吾獨尊、夫是之謂夢醒漢、

以上は余が佛敎中に散見せる夢説を蒐録したるのみにて、之に對する評論意見を述ぶるの意にあらす、故に先づ此に筆を擱す。

狐論

數十年前より予は心理學上精神作用の事に就て研究するところあり、謂ゆる「妖怪」といふ者の穿鑿是なり、其中予が是れより述べんとする所は、狐に關する妖怪なり、昔より民間に狐の人を妖かすといふ事あり、是れ獨り吾邦のみに限らず、支那にも此事ある由は、彼國の諸書に見えたり、之に就き實際狐の人を妖かす者なりやを研究するに、予は大に其然らざるかを疑ふ、狐は動物學上、身體の構造より見るも、神經の組織より見るも、亦知識の程度より説くも、到底動物中の高位を占むべき

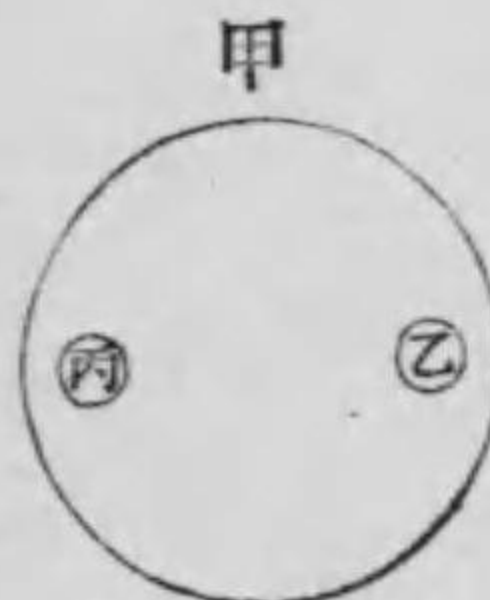
者にあらず、さるに動物中の最高位にある人を妖かし得べき道理あらんや、若し狐にして人を妖し得べしとせば、狐より更に數等の上に位する猿の如き象の如き動物は、一層巧みに人を妖かし得べからんに、其事なくして獨り狐のみ人を妖かすといふは解しがたし、是れ疑の一なり、狐は東洋に限らず西洋にも住めり、若し狐が實際人を妖すものならむには、西洋の狐も亦人を妖すべき筈なるに、此事専ら日本支那に行はるゝは解しがたし、是れ疑の二なり、從來狐の人を妖したりといふを聞くに一般の人誰彼の別なく妖かさずして、必ず知識に乏しき者、臆病なる者、酒酔ひの者などに限り、又上等の人よりは下等の人、男よりは女に多き等のことは愈々解しがたし、是れ疑の三なり、又從來狐の人を妖かしたりといふを聞くに、朝及び日中に無くて、暮及夜間にあり、特に月明の時よりは暗雨の時に多く、且つ人多き市街村落に無くて、寂寞たる山中社林墓所などにあるの理亦解しがたし、是れ疑の四なり、又未開の時代未開の地方に多く此事ありて、教育普及の今日に少きも同様に解しがたし、是れ疑の五なり、又臆病無智なる人の中にも三四歳の小兒及生來の白痴漢には決して此事なきも同く解しがたし、是れ疑の六なり、狐は實際動物中の最高位にある人を妖かし得べしとせば人以下犬猫兎狸の如き諸動物は一層容易く妖し得べからむに、曾て此等の奇聞を耳にせざるは愈々以て解しがたし、是れ疑の七なり、茲に於て考ふるに、從來狐に妖かされたるものは、學識あり、豪氣ある者、及び「狐は人を妖かす」といふ事の記憶を有せざる幼兒白痴等に見ることを得ずして、

愚昧なるもの、臆病なる者、醉中正氣を失ひたる者などにのみありて、特に「狐は人を妖かす」といふ事の記憶を有する者に限れるが如し。

之に依て、予は從來狐の人を妖かすといへる事は「人の狐に妖かさるゝ」事なるを知る、語を代へて云へば、狐に人を妖すべき能力あるに非ず、人自身に於て狐に妖さるべき原因あるを知る、其原因とは人自身の腦裡に於ける諸種の記憶中「狐妖に關する記憶」是なり、「狐の人を妖かす」といふ事を昔の言傳へに聞きて之を記憶に留め、無智の者は之を信する事深きが故に、一日外出して夜に入り、寂寞たる山林の中に行きつゝ、偶々言傳へに聞ける狐の人を妖かす場所に彷彿たるを思ひ浮べ、彼「狐妖に關する記憶」一時に激動して、平素の臆病之に添ひ、遂に他の精神作用を失ひて、恍惚たる有様となる、人之を呼びて「狐に妖かされ」といふ、何ぞ知らむ、人自身の記憶によりて自身を妖かす者なる事を。

更に心理學上之を説明せんに、凡そ人の精神作用、即腦髓各部の作用は、其外部より受くる所の種々の刺激に應じて、色々に發動するものにして、決して時々刻々同様の發動をなすものにあらず、故に無智臆病者の寂寞たる山林にして、狐妖の言傳ある場處を通行するや狐妖の記憶のみ一時に激發して諸心力唯其一點に會注し、他の精神作用全く休止するもの、如し、例せば夢について見るべし、夢は欠張此理によりて生ずるものにて人の睡眠するや一時は腦全體のその作用を停止するも、前日腦

の各部に於て、其疲勞を感じし割合一定せざれば、一時の後、各部の醒覺する時間に多少の前後遅速あり、斯くして一部分醒覺して他の部分休止する時之を夢と云ふ、若し全體休止するときは之は熟眠と云ふ、全體醒覺するに至れば之を覺時とす、故に心理學上夢を解して腦中一部分の意識記憶の自然に發現する状態なりとなす、是を以て夢中見る所のものは、覺時に至りて回想すれば其大に誤りありしを覺ゆ、是れ全く夢中には一部分の作用の無意自然に發現するによる、例へば夢中には數十年前の亡友に接見し數百里外の土地を現見するは、他の精神作用盡く休止して亡友生前の記憶又は郷里にありし記憶のみ發現するに由るなり、已にして他の各部序を追うて醒覺し、彼友は數十年前に死にき、予は今百里外の他郷にありと云ふことを知得するに至る、而して前時に見し處は夢なりしを悟る、今圖を以て之を解示すること左の如し。



假りに全腦を甲圖と定め乙圖を以て友人の生時の記憶を留むる場處とし、丙圖を以て死後の記憶を存する場處として、之を解するに、夢中には腦の一部分休止して、一部分發動するを以て若し乙圖の

部分發動して丙圖の部分休止するときは已に死したる友人を現に生存するものと信するより外なし夢中に距離の遠近を混同するも、此圖解に準じて知るべし、此圖解は全く余が空想に出でたるも、此の如く想定するときは狐妖の原因を説明するに、大に便なれば、此に夢の説明を掲げたるなり。

夢の道理によりて、狐妖のことを説明し得べし、狐妖のことは我々が幼少の時より人の話に聞込み居る故、我腦中に其記憶を存し、また狐に接し、或は狐の棲息する場處に至れば、其記憶内に働きて自ら狐妖を造り出すに至るべし、若し此狐妖を去らんと欲せば、其記憶に精神作用の集合せるものを分散する方法を取らざるべからず、若し速かに其本心を復さしめんとするには、非常なる刺戟を與へて、腦中の他の部分をして各其作用を呈せしむるにあり、夜間大聲のために、夢を破らるゝ事あるも、此理に外ならず、從來狐妖を去る方法を尋ぬるに、鐘鼓を鳴らして其人を求め、或は神社寺院杯に伴ひて、祈禱、或は祓などをなすが如きは、自然に此規則に叶へるなり、又寺院神社に行きて回復するは、一はかねて狐に妖されたる者、此神社に祈りて回復したりといふ事を聞き居たる記憶が、偶々その寺、その社に行きて浮び出づるによるならむ。

又狐に妖さるゝには、是迄世間に言傳ある場所の記憶が、媒介となりて、其場所に至れば其の記憶を促すによる、例へば身投げは吾妻橋、首縊りは蒲鉢山といふ如く、已に世間に其の言傳あるときは偶々心中に苦痛あるもの、吾妻橋を過ぎれば死にたくなり、蒲鉢山に行けば首縊りたくなると同一理

にして、狐に妖さるゝにも、誰は某の山路にて妖かされたる事ありといふを聞居て、偶々山路を通過すれば「狐妖の記憶」、一時に激動し、遂に其記憶に妖さるゝに至るもあらむ、又その山路ならずとも森林鬱々として、狐の棲みさうに見ゆる場所を過ぎ、寂寞たる有様より、何となく妖かされさうになりて、遂に本心を失ふに至るもあらむ、而して、巧に狐の鳴き聲を發し、又狐の身振をなし油揚げを食り、小豆飯を好み、犬を恐るゝなどの變態異状あるは、全く、かねて記憶する狐妖の状態を自ら學ぶものなり。かく、説を重ね見れば、狐妖の原因は、狐妖の記憶にあり、即ち古來狐妖に關する言傳の記憶にあるなり、故に「狐の人を妖かす」に非ず、「人の人を妖かす」者なるを知るべし、換言すれば狐に人を妖かすの能力あるにあらすして、人心中に其原因あるを知るべし、然れども、狐、決して此事に關係なしとすべからず、人かねて狐の實體を目撃せしことあるか、或は繪畫、若くは昔話などによりて見聞せしとあるか、又狐によりて妖かされたる言傳ある場所を通過するところあるかの事情が、一は記憶に存し、一は實際に接見して起るものなれば、狐其者が原因の一種たるに相違なし、但し、誘因となるのみ。凡そ、人の胸中、記憶の有様は、其連絡に強きと弱きとありて、連絡強ければ、一方に狐妖の記憶動くも、又一方に之を打消す者起りて、其の本心を失はしめず、愚昧なる者、臆病なる者、小兒婦女子の如きは、此連絡弱きが故に、只一方の狐妖の記憶のみ激動して、其本心を失ふことありと雖も、知識あり、強膽なる人は、此連絡強きが故に、さる事なきなり、然れども、時として、知識あり、強

膽なる人も狐妖にかゝることなしとせず、かゝる時には必ず事情あるべし、則ち父母、妻子が大患に遇ひたる時とか、一家の不幸に苦思する際とか、長病にて精神衰耗の後とか、或は大醉の時とかの事情あるべし、かゝる時は知識あり、強膽なる人も、覺えず此連絡の弱くなることあればなり。扱、狐妖の主たる原因は、人の記憶にありて、狐之れが誘因たるは、已に述べたり、猶ほ、此最大原因たる狐妖言傳への事に就て其原因を考案するを要す、古來狐妖に關する言傳へは、吾邦には古く言ふことなれど、其元は支那より傳來せしものなり、而して、此言傳への最初は、如何なる場合より起りしにや知るによし無けれど、想ふに、こは偶然の出來事にて、人の氣の狂ひたる時、恰も一匹の狐其前を過ぎたりとか、狐の棲む山中の、寂寞なる地に於て發狂したりとか何れにしても狐と發狂と二三回偶合したりしことあるより起りたるならん、かゝる例は、世にある習ひにて、彼彗星の出現の際に内亂ありしかば、後世彗星の出づるは内亂の兆とせしが如く、偶然の出來事に漫りに關係を結び付けて言傳へとなりたる者なるべし、而して此言傳へを以て、最大原因といふは三四歳の幼兒、若くは生來の白痴者又は西洋人の如き、未だ此言傳へを耳にせざるもの、即狐妖に關する言傳への記憶なき者には決して、妖されたる例なきに依りて知るべし。凡そ人の精神作用は、時々變動し、年々變遷するものにして、其發達も各人異同あれば、今思ふ所後に違ふ事あり、朝思ふ所、暮に違ふことあり、今日思ふ所、明日異なることあり、今年思ふ處、明年

異なることあるものなれば、獨り狐に妖さるゝ時のみ、精神作用の一方に偏するに非ず、學問をなすにも、事業をなすにも、其腦中の全部平等に活動するは、普通平凡の人にして、彼の新發明をなし、大事業を起し、英雄豪傑と云はるゝものは、決して、全部平等の發達活動を來すにあらす、必ずや、或る一方は偏して、非常に發達活動したるによる、俟へば、狂人に同じ、彼の狂人なるものも、其腦の一部分の活動其の度に過ぎて、行爲舉動の權衡を失するに由る、孔孟釋老の如きも、平凡の人に異なる所あるを見るは、其腦の發達も、不平均をなせしや明かなり、故に、聖人も一種の大狂人と稱して、然るべし、唯其爲す所、大に世を益せしを以て人之を狂人とせず、却て聖賢として貴ぶ、然れども、彼の有害無益の狂人にありては、頓狂院に幽閉して人之れを賤む、願くは、吾人平凡にして一生を了らむよりは、狂人になりたきものなり、但し有益の狂人とならんことを願ふなり。

余は茲に狐妖辨を終るに臨み、一言世人に望む者は、いよく教育の普及を謀るべきことなり、教育をして、天下に普及ならしめ、人智の發達を進めて、「狐は人を妖す者にあらす」との記憶を、確く有するに至らば、今日の狐妖も、後世只一の昔語となるや疑なし。

以上狐妖の事に就て大略を述べたりと雖も、予も猶ほ研究の完全を得たりといふにあらざれば、誤見なしとも保證しがたし、諸君、願くはこの狐妖に關する事實の材料を得られんには、寄贈して予の研究を助くるに吝かなるなかれ。

宗 教 學 部 門

第一講 幽 靈 篇

第一節(宗教上の妖怪) 是れより宗教部門に入りて、幽霊鬼神等の何者なるやを説明せざるべからず、抑も幽霊鬼神は、通俗の妖怪中の最大妖怪にして、實に怪物の巨魁と謂ふべし、宗教は即ち其妖怪物の宿る所なれば、之を指して妖怪の本城となすも不可なし、故に其由て起る道理を詳かにせざれば、世の假怪を一掃すること難し、在昔孔子は怪力亂神を語らずと云はれたるに、予が如き淺學の者天地間の大怪たる幽霊鬼神を論ずるは、孔子若し在さば一聲の下に呵責し去るは勿論なりと雖も、時勢變遷の今日にありては、亦已むを得ざるなり。

凡そ世に幽霊鬼神を信するものと、信ぜざるものあり、信するものは、古來の傳説經驗について實例を挙げ、以て其存在の確實なることを證し、信ぜざるものは、是れ人の精神神經作用より製造せるものにして、實體あるにあらずといふ、其中信ぜざるもの、例證に引きたるものに、面白き談多ければ、今二三を舉げて本講の冒頭に掲げんとす、先づ司馬江漢が春波樓日記に左の事を載せたり。

今より四十年前の事なり、六郷の川上に毬子の渡しあり、則ちこ村なり、爰より三十町餘行き、郷地と云ふ處の染物屋の亭主は、兼ねて予に書を學びて弟子なり、九月の末、我をともなひて郷地に至る、翌日は雨降りて四五日も滯留す、其時五六町かたはらに、江戸より來り居ける者として

手習の師匠あり、主人と二人連れして彼師匠の方へ行きける、夜に入りて歸る、其路鹽山洗足寺と云ふ寺あり、是は古へ神祖源君公此處を御通行の時、老婆の衣類をせんたくしけるを御覽じ、其寺號を御付け成されしとぞ、珍しき名の寺なり、其日の暮方、此寺に葬禮ありと云ふ、其事も知らず夜半頃、染屋主人と二人通りかゝりしに、其寺の門前とおほしき處に、白き衣服を着たる者の、腰より下は地よりも離れ、あなたこなたと動く者あり、世に云ふ所の幽靈なり、我も若年にて、此様なる者今まで見たる事なし、甚おそろしく思ひけるが、其近邊に酒屋あり、寢入りたるを戸をたき起しければ、酒屋六尺棒を手を持ち、イザござれ、世に化物のあらんやと云ひて先きに立ちて行く、跡よりラヅ／＼して跟きて行き見れば、葬禮の時、紙にて造りたる幡の木の枝に掛りたるなり、葬禮の時幡の木に引き掛けたるを、其儘にして置きける、晝も此寺の前は樹木茂り薄闇き所なり、殊更夜分故甚あやしく見えしもことわりなり。

又東江樓主人の珍奇物語 初編上に幽靈談を載せたり。

往古より日本にても、西洋にても、冤鬼或は妖怪の説ありて、人も往々之を見し抔といふものも最も多けれど、之も皆誑惑辭をなすの妄念より出るか、或は夢か、あるひは戲造か、左もなければ暗夜に墓地などを経過する時、恐怖の餘り一像を想出すかに因るものにて、決して眞の怪しきものあるべき理なし、茲に一の奇談あり、某地の野外に土橋ありけるが、此邊は人家もなく最凄しき

處ゆゑ、往古より之を幽靈橋と唱へ、雨夜には幽靈の出しこと、往々ありし抔いひ傳へ、雨夜には誰あつてこゝを過る者もなかりしが、或人無據用事ありて、雨夜に此橋を渡り、物凄しく思ひし折柄、忽ち向より頭長く、體には毛の如き白衣を着たる奇怪物現れ出で、急に我方へ襲ひ來るの様子ゆゑ、最早遁んとせるも叶ふまじ、空しく彼に食はるゝより、寧ろ力の及限り防ぐべし、悪き妖怪の所業なりやと獨り囁き諸手を抜き不意に躍り懸りてむづと組付ければ、妖怪は驚きたる様子にて大に嗥叫ひ、互に押合けるが、妖怪は誤て足を踏外し河中に落たり、故に人は疾走て家に歸り、大に誇りて曰ふ、我今彼の幽靈橋にて妖怪に出逢、すでに食はれんとせしが、我吾力に任せて河中に投だたり、未だ漸しも終らざるうちに、外より一人びつしより濕て入來り、色青さめ聲震へていふに、今余彼の幽靈橋を通かゝりければ、妖怪不意に飛懸りしゆゑ、余も大に驚きたれども、何ぞ恐るゝに足んと暫時は組合しが、なか／＼敵し難く、遂に河中に投だれ、危き命を助たりと物語す、茲に於て初て其妖怪にあらず、却て我朋友なることを知れり、若兩人こゝにて逢ふんば、互に鬼となし怪となして、人また人に之を傳へん。

又或臆病なる武士あり、夜中物凄き道を歸りければ、傍の籬上より頸の長き頭の巨なる妖怪、人に向て動搖する状なり、彼武士大に驚慌き直に長刀を引抜き躍掛つて切付たれば、巨頭は眞二に斷て地に落たり。故に奔りて家に歸り、大に誇りて曰ふ、今我某地に於て妖怪を斬りしが、手に應て斃た

りと、翌日朋友を伴ひ其地に至り見れば、瓢たんの二つに断れて地に落ち、半分は尙ほ籬上に掛り居たり、是を見て彼の武士は大に慙ぢ初て妖怪にあらざることを知りたりと、是も若し翌日往て見ざれば、鬼となし怪となすこと疑ひなし、凡世の冤鬼妖怪といふものも、其源を探究れば大抵みな之等の類なるべし、此の世界中にならず理外の事のあることなし、また實體なきものにして我耳目に觸るものなし。

又鬼神の有無について、六橋紀聞に掲けたる一話あり。

喜七なる者有り、日田の人なり、其の生命を以て肥前の田代に使ひす、此れより前、喜七箴者に逢て今年の吉凶を筮す、曰く、西方に利あらずと、是に至て西に往くの事有り、喜七大に懼れ母は神に禱り、妻は佛を祭り涕泣歎息し、訣飲して以て永別を爲し、既にして而して出づ、數里にして關邸に至る、會々戲場有り、入て而して觀る、既にして出づれば則ち日虞泉、(虞泉は日の没する處を云ふ)暮色蒼然たり、乃ち酒店を過ぎ、頻りに太白を浮べ(杯は太白は火)陶々として而して行く、關より志波に至る、山高く谷深く、樹木鬱然、俗に傳ふ魔の處爲りと、時に月色朦朧一縷の曲逕、模糊として分ち難し箴者の言を思ひ、魔處の名を懼る、獨り行くこと悄悄として心懸怖の如し、乃ち奮然として自ら思ふ、身は是れ男兒、且つ一刀を帶ぶ、妖怪有りと雖も何の畏か之れ有らんと、臂を攘つて以て進む忽ち陰風の颯然たるを覺ゆ、物有り樹間に隱見す、近きて而して之を視れば一婦人なり、以て魔と

爲し刀を抜て之を撃つ、嗟然一聲之を視れば石なり、驚て而して地に仆る、人の己の名を呼ぶを聞き眼を開て之を望めば、一僧の端嚴美麗にして其の頭の畔に立つを見る、身に金光を發し皎として明月の如し、以爲く此れ佛菩薩なりと叩頭して命を求む、僧曰く、善哉喜七、汝が命は風前の燈よりも危し、吾若し須臾にして來らざるば汝は殆んど鬼吻に罹る、懷を探して一丸を出し之を服せしむ、香氣馥郁精神頓に爽かなり、僧曰く、蓋そ其の劍を視ざると、之を視れば則ち右手劍を被り鮮血淋漓たり、僧之をして刀を收め血を拭ひ之に命じて前行せしむ、喜七慄々として而して行く、僧珠を捻じ咒を誦し後ろより之に隨ふ(珠は珠數にして僧の數里にして始めて大路に出づ、僧將に別去らんとす、曰く、汝甘木に至り須く醫の某を訪ふべし、其の家奇藥を藏す、以て劍を愈すべしと、喜七拜して曰く、既に死地を濟はれ又生路を示めざる、莫大の恩、豈敢て之を忘れんや、願くは尊師の居所を聞かん、僧曰く、我は關邸の邊に棲む者なりと言ひ畢て見えす、乃ち甘木に至て醫を訪ひ夜來の山を話す、醫驚歎して曰く、我れ此の藥を畜ふるや久しきも之を知るもの莫し、子の劍は金創に非ず、荆棘に破らるゝに非ず、實に妖怪の爲なり、此れ常藥の能く治する所に非ず、故に佛之を教ふるなりと、藥を出して之に塗る、歸路復た關邸を過ぎ、地蔵の路傍に立つを見るに宛然として夜中に見る所なり、喜七佛の現靈を感じ、人に逢へば則ち話す、遠近之を聞き、老を扶け幼を携へ養する者雲の如し、又人に誇て曰く、我れ殆んど怪物の害する所と爲る、佛力に頼りて活くる

ことを得たり、又云く、一丸の奇香甘味月を経て口中に滅せすと、或曰く、關郡に醫師元達なる者有り、白晝美秀にして而して圓頂、人に語て曰く、夜路上を過ぐるに一人の地に臥せるを見る、近いて而して之を視るに、酒臭人に薫ず、刀を持して而して倒る、右手朱殷なり、刀傷を被むるものに似たり、偶々丸藥を齎らして之に丸を與へ之を大路に送りて而して歸す、又其の郷に夫婦相闘ぐもの有り、婦獨り行て父の家へ歸り、賊に逢て而して窘めらる、逢ふ所の婦人と云ふは蓋是れなり是に由りて之を觀れば、鬚きの逢ふ所の者は、皆醉眼模糊の致す所、而して諸の靈異に託するのみ世の靈驗を説く者、皆此の如し。

依田氏の譚海中にも左の一話を出せり。

丘隅(田中丘隅は武藏八王子の人)嘗て岳母の病を訪ふに、鱈魚一口を買ひ、携へて山路を過ぐるに、嘗に雉子の羅るを見、喜て曰く、魚肉は鳥肉に若かず、余且らく之に代へんと、乃ち魚を嘗に置き雉を取りて而して去る、獵天後に至り、驚て曰く、嘗中魚有り、大に奇なり大に奇なりと、其の徒と謀て曰く、神有りて之に憑るに非らざるを得んやと、巫を召して之に問ふ、巫故らに其の事を張大にし愚民信ず、魚を瓶に飼ひ、貨を聚めて祠を建つ、既にして而して風雷大に興り、里民震駭す巫益々魯すに神異を以てす、享祀を殷んにせずんば、將に以て大に爾の民を害せんとすと、民益々恐れ巫に請て之を祀る既に期有り、丘隅之を聞て村民に謂て曰く、僕小術有り能く神の嘖りを鎮

めん、唯我れの爲す所を是れ視よと、乃ち夜往いて祠を毀ち魚を取り、其の材を拵きて薪と爲し、炙て而して之を食ふ、村民大に驚き、皆丘隅を咎む、因て其の故を告げ、且つ笑て曰く、世の神と稱する者、多くは此の類神堂に信するに足らんや。

世に妖怪を信ぜざるものは、右等の例を引きて幽靈鬼神談を一陣の風と共に、雲消霧散に歸せしめんとするも、世の所謂妖怪は、皆此種の如きものに限るにあらず、又縱令幽靈なしとするも、其眞に存せざる道理を證明せざるべからず、故に此に論ずる幽靈談は、幽靈の由て起る本源に及び、宗教其者の大原理より説明を下さんとす、是れ予が左に宗教全體について説明する所以なり。

第二節(通俗の宗教論) 凡そ通俗の信者が、宗教を解釋するに二派あり、一は感情的に解釋するものにして、一は神秘的に解釋するもの是れなり、其の所謂感情的に解釋するものは、更に道理の如何を問はず、單に自己の感情に訴へて、自ら信する所、必ず確實にして誤らずとなすものにして、神の如きは感情上何となく在るが如く感ぜられ、道理の如何を問はず單に信仰の力によりて實際存在するものと斷定し、又未來世界の存否、靈魂の生滅の如き問題に至りても、情の上に考ふれば、靈魂は死せずして死後に別世界ありとなさざれば、自己の意を慰むること能はざるが故に、情の満足する所を以て、直ちに此の如きものなりと斷定せり、故に妄見幻覺の如きも、總て皆事實なりと信じて疑ふとなし、且つ此の派の經典を解するや、唯經中の文面を見て文字の如くに解釋し、更に裏面に蘊蓄する

理を尋ねることなく、其の結局釋迦若しくは耶穌の如き千古に超絶せる大聖大賢の言に、苟くも虚妄あるべき道理なしと思ひ、徹頭徹尾固く之れを信じ、一言半語と雖も其文字の儘に解し、未來世界も實に現時の如き有形世界なるが如くに思ひ、死後にも今日の如き身體を具備し、肉體上の快樂苦痛を受くるものと信じ、極樂も目前の世界の一層美麗なるもの、如く想像し、經文に極樂世界に蓮池ありと説けるが故に實に吾人の現見する蓮池の死後の世界にも亦有るべしと信じ、西方に佛土ありと説けるを見ては此地球の上にて西方の極端に至らば、實に佛土あらんと考へ地下に地獄ありといへば、此の地を掘ること深ければ、必ず地獄に達すべしと思ふ、此の如きものは、實は宗教を信するといはんよりは、寧ろ經文を信するといふを適當なりとす、即ち所謂經の意を信するにあらずして、其文字を信するものなり、蓋し佛教の中に、禪宗の如き、不立文字の宗を立つるに至りし所以は、畢竟世の宗教者の感情上より文字を偏信するの弊を救はんとして出でたるものなること疑ひなし、又此の感情派の宗教家は既に自ら妄見幻覺せしところのものを以て皆事實なりとなし、幽靈の如きも眞に存在するものなりと唱ふるを以て、幽靈には色あり、形あり、重量ありと信するなり、其幽靈の存在するといふは、或は一理なきにあらずるも、色、形、重量ありといふに至りては唯だ妄といはんのみ、嘗て神原精二氏が幽靈とは見るべからざるものに名けたる言葉にして、若し見るべくんば、之を幽靈にあらずして、顯靈なりといひしが、以て世の幽靈は見得べきもの、如く思ふ輩をして、其の道理に反す

る所以を知らしむべし、然るに世に實際幽靈を現見したものであるは、如何と云ふに、こは種々の事情より妄見幻覺するものにして、妄見幻覺は精神作用より生ずるものなれば、外界に實在するものといふべからず、宗教を感情的に解するものは、往々かゝる誤謬に陥るものあり豈注意せざるべけんや第二に神祕的解釋を擧ぐれば、此の派の人は曰く、宗教は不可知的の關門を開きて、其の内部の風光を天啓顯示するものなり、故に宗教の本境は、皆不可思議の立林森々たる處にありて存し、實に心慮言語の外に超絶する妙區なりとす、蓋し不可思議なるもの、深く考察すれば、吾人の生息せる此の世界の萬象萬事、四方上下を圍繞するもの、一として然らざるはなし、吾人は實に不可思議の空氣中にありて、不可思議を呼吸して生存すと謂うて可なり、此世界既に皆不可思議なれば、我自身も亦終に不可思議物たり、而して我れの今斯く生活し、動作し居る所以のもの、實に南柯の一夢に等しく、他日忽然夢覺めて今日を顧みば、嗚然として其の長夜の迷夢たりしさまを笑ふことなきを期せず、宗教實に此の理を示して、女のまた女なる所以を現はす、これ理外の理、言外の言、慮外の慮にして、吾人の智力思想の及ぶ所にあらずと、其の一派には亦奇蹟怪談を信じて、之を以て宗教の眞面目となしこれ即ち神の不可思議なる所以なりといひ、或は神通感通を説き、これ宗教の不可思議なりといふ、耶穌の經典の如きは、實に此の種類の材料を以て充滿されたり、佛教中にも、其一部には神祕怪談を交へ、弘法、日蓮等の諸高僧の傳記を讀まば、全部殆んど之を以て充たさるゝを見るべし、而し

て皆以爲らく、以て宗教の不可思議を證明すべしと、斯る不思議は、以て唯道理の何たるを知らざる
下等人民には感服せしむるの方便とならん、然れども苟くも今日中等以上に位するものは、誰かまた
かゝる不合理不思議を首肯する者あらん、これ神秘的解釋の下等なるものなり、其他神秘派中高等な
る者は、唯だ宗教の理たるや既に玄中の玄、理外の理なれば、吾人の知識と其理との間の海峡に架す
べき橋梁なきを以て、吾人は言語道斷、言亡慮絶の點に於て、自然に其理を感受するより外なしとな
す。

第三節(感情論の批評) 以上に説きたる所の二論派は、之れを局外より見るに、一は感情に偏し、
他は神秘に僻し、共に中正を得たるものといふべからず、蓋し情と智とは一心上に互に結合して存し
須臾も離るべからざるものにして、感情のみにても論すべからず、智力のみにても論すべからず、二
者必ず相伴はざるべからざるものとなす、然るを情感論者は、單に情感のみによりて解釋を施さんと
試み、自己の妄想幻視までも實在の如くに思惟し、幽霊等も形あり、色あり重量ありとなすに至る、
これ畢竟未だ有形無形の區別を明にせざるより起る所の謬見なり、思ふに有形とは我が五官に感觸す
る所のものにして、五官に感觸せざる是れ無形なり、然るに死後の世界即ち未來世界の類は、我が精
神が肉體を離れたるときの世界なり、既に肉體を離れたる世界にして、五官の感觸すべき世界と異な
るが故に、之れを無形世界或は精神世界といふなり、然らば此の世界に於てたとひ形像を見ることあ

りとするも、そは決して現在世界に於て我が現感覺の覺知する所とは固より同一なりとなすべからず
例へば吾人は夢中にありて種々の形像を見ることありと雖も、そは必ず、吾人醒覺の場合に於て見る
所の形像とは等しからずして、心面の精神現象若くは觀念性形像とも名くべきものなり、故に之を
無形上の現象とす、而して此無形世界に入る所の精神は、果して一個人の性質を具ふるものなるや否
やは哲學上の一問題なれば、後に至りて説明すべし、兎に角に幽霊及び未來世界と稱するが如きもの
は、我が感覺上の肉眼にては見るべからざるものにして精神の光即ち心眼を用ひざるべからず、然ら
ば幽霊は有形なりと信するの大迷誤たるは勿論にして、若し強ひて幽霊の肉眼に現はるゝありといは
ば、之を解するにそは靈魂其の物の現はれたるにあらざして、靈魂が物質分子の上に作用を及ぼし、
其の物質分子をして人の感覺に觸れしめたるなりと想像するか、或は靈魂其の物が人の心を動かして
其の心に幻覺妄象を生ぜしめ以て幽霊の現象を起さしめたるなりとの解釋を與ふれば、幾分か幽霊有
形説の道理ともなるべきなれども、それも到底一の想像に過ぎずして學術の許す所にあらずること言
を待たず、又此派の人の經典に對するや、専ら其の文字の儘を固執して、文字の外に道理を求むるこ
となきは、其妄説を笑はざるを得ず、嗚呼彼等は文字の死物にして一種の器械に過ぎず、之を活動運
轉する精神の文外に存するを知らず、是れ徒らに死物を執りて活物を認めず、器械に著して精神を忘
るゝものなり、且つ夫れ吾人の用ふる所の文字は、もと其の人の思想に伴うて發達し來るものにして

思想單純なるときは、言語文字も亦從て單純なりしが、世の進むに従ひ、思想と共に複雑なる意味を具へ、漸く今日の文章をなすに至る、又今後人智の發達と共に文字も亦必ず大に發達すべきこと疑なし、然らば今日の文字は唯今日の思想に相應したる現象のみ、今日の思想とは有限の思想にして、決して何も彼も知り盡し得べき力あるものにあらず、故に今日の言語文字は、勿論有限性のものにして如何なる事をも言ひ顯はし得べき性質のものにあらず、然るに宗教思想は之れに反して無限性のものなり、不可思議性のものなり、此無限不可思議の思想の有限なる今日の言語文字にして充分に言ひ顯はさんとするときは、必ず其勢無限の精神より來るものも種々の制限を受けて終に有限の形を取るに至るは免る能はざる所なるべし、されば宗教の開祖と呼ばるゝ所謂釋迦の如き人にありては、其の思想固より絶対の境にありて無限の性質を有するも、吾人の上に傳へらるゝに當りては、言語文字のため常に有限の形を以て現るゝこと、例へば大海の水は無量なりと雖も、之を一杯の器に遷せば少量の水となるが如く、一杯の水は少量なりと雖も、大海の水は少量なるにあらず、吾人の上に現はるゝ宗教の表面は有限的なれども、之を開きたる大聖人の思想有限なるにあらず、然るに徒らに宗教の表面のみを見て、其内包の道理も亦此くの如きのみといは、一杯の水を見て大海の水もこれのみといはんが如し、抑も宗教の思想は之を覺了したる教祖の心中にありては、實に大海の水の如く深くして且つ大なるも言語文字の上に現はれたる宗教の形象は瑣々たる一杯の水なり、此の理を知らずして經典

を讀むものは、文字あるを知りて精神あるを知らざるなり、此の故に通俗の人は文に極樂の快、地獄の苦を説けば、實に現在世界に於て吾人五官の感覺する所の有限性苦樂の如くに思惟し、其の眞意は絶対の快樂絶対の苦痛を述べたるものあることを知らず、誠に哀むべし、更に今他の一例を舉げんか此に五官の内一官を缺きたる生物ありと假定せよ、試みに視官なしとせん歟、此の場合に於て如何にして色なる觀念を此の生類に與ふべきか、或は綿を以て示さんか、或は雪を以て示さんか、盲者手を出して綿に觸るゝときは白色とは軟かなるものなりといはん、雪に觸るゝときは、白色とは冷かなるものなりと思はん、然れども冷も軟も共に白色なるにはあらず、されば色の感覺も視官なきもの、ためには、已むを得ず、視官以外の聽觸等の諸官によりて其の觀念を與ふるより外なし、之れと同一理にして、今日の人類は五官を有すれども、更に五官以上の感覺ありて、之れを有するものは神佛に限ると想像せんか、其の五官以上の状態、六官七官の有様は如何にして吾人に知らしむべきかといふに、亦五官によりて之れを示すの外方法あるべからず、吾人も亦五官以内にて之れを臆度するより證方なし、然れども之を以て、確かに六官七官を知り得たりとなさば大誤にあらずや、地獄極樂の未來世界の事も亦此例に準じて知らざるべからず、未來世界もとより吾人の五官にて考へ得べきものにあらず、然れども既に五官以上の感覺を有せざる人類に對しては神佛の妙力と雖も已むを得ず、之れを五官内に示し來りて了解せしめざるべからず、然るに感情派の人の如きは、五官相應の文面のみ注意し

て其文裏に無限の眞味あるを感見すること能はざるは、恰も無風流の人が、花を愛すべきを知らずして、團子を以て自ら足れりとするの類なり、其知識の淺薄なること葛衣竹紙の薄きよりも甚しと評せざるべからず、若し宗教の眞味は文字の外にあるを知るものあらば、須く文字の裏面を穿ち來りて、高遠玄妙なる道理を開き出すべし。

第四節(神祕論の批評) 次ぎに神祕派の理外に偏する不合理の次第を述べんに、神祕論者は全く人智を排して、宗教は不可思議關内のものなれば、人智を以て是非すべからずといふも、凡そ此の世界の事一人智を中心とし起點として之より萬事萬類を測定するの外、他に知るべき方法あるものにあらず、而して人智の中には第一に感覺、第二に論理の存するありて、地獄極樂の状態の如きは、吾人の五官上より推測するものなれば感覺に屬し、此の感覺を基礎として苦樂を想像するものなり、感覺以外の事に至りては、總て論理によりて推量するより外なし、而して論理は思想に基くものにして、苟くも人の論議する所、一も思想を根柢として之れより推理するにあらずといふことなし、故に近世の初め、デカートの哲學を唱ふるや、第一に思想を以て哲學の起點とすべきことを主張してより以來哲學界にありては思想を以て哲學の第一原理とし、諸論を統治する無比の大權を掌握せる帝王とするに至る、蓋し帝王は法律以外に獨立し、法律の力よく其行爲を抑制すべからざるが如く、思想も諸論の外に獨立し、定義も解釋も其者に與ふること能はず、故に思想其者は疑ふべからず斥くべからず、

初より眞理として許さざるべからず、然るに神祕派の人々は、神と人との關係は神祕なりとし、理外なり不可思議なりと論ずるも、畢竟皆是れ思想の判斷によるものなり、古來靈魂を排する唯物論者も眞理を排する懷疑論者も一として論理によらざるものあるべからず、論理によらざる議論を立つること能はず、既に議論によりて道理を排するは、自家撞着にして到底論理思想を排し得るものにあらず、是れ懷疑論者の一大謬見なり、今神祕論者も、ひたすら神祕の一方に偏して智力を排せんとするは、また一種の僻説たるのみ。

第五節(余の宗教論) 余は情感論神祕論を否拒すと雖も、しかも唯物論若しくは懷疑論に贊同するものにもあらず、唯物論者は感覺上の物理實驗を本として、其の以外に屬するものは總て空想に過ぎずとなし、神佛は勿論地獄極樂等一切之れを、排斥して容れず、其の論たるや感覺は完全なるものなり、物質は確實なるものなり、事實經驗は決して疑ふべからざるものなりと假定せり、故に此の論者は、先づ此等の假定を土臺として其の説を組織したるものにして、更に進て物質經驗感覺其の物は何ぞと問はゞ、能く答ふること能はざるは必然なり、此の説其の極端に奔りて懷疑論となる、此の論者にありては、獨り感覺以外經驗以外を排して取らざるのみにあらず、感覺經驗其の物も亦疑うて信することなし、古代にありてはピルロー氏の懷疑論、近世にありてはヒューム氏の懷疑論の如き皆眞理其者を否定せり、畢竟宇宙間一として、確乎信をおくに足るものなしといふに至れるものなれば、地獄

極樂の説を取らざるのみにあらず、今日自身の此の存在すること、國家社會の成立も悉く此を疑はずといふことなし、然れども懷疑學者も終に論理を疑ふこと能はざるを如何せん、若し其論者にして少しも論ずる所なくんば可なり、苟くも論ずることある以上は論理の力によるや明なり、故に曰く懷疑論も亦一種の偽論なるのみ、然るに此に唯物懷疑の外に唯理論と稱するものあり、此の説に従ふときは、天地間の事一も道理によりて探り得られざるものなく、若し道理に訴へて知るべからざるものあるときは一切之れを排拒せんとす、天堂冥府等の問題に至りては道理上不可知に屬すべきものなれば之れを虚妄なりと断定す、これ道理一邊に偏すること、神祕論者の神祕に偏すると同一理にして、其の所謂道理と稱するものは、人間の智力上に屬することなれども、人心の作用は決して智力のみにあらざれば、自餘の作用を一も二もなく排拒すべき理由あることなし、且つ夫れ人間の知識は有限性のものなり、有限は無限に對するが故に有限性のものある以上は亦無限性の存在を許さざるべからず、然るに獨り有限の智力を崇拜して無限の存在を否定するは、其の僻論なること知るべきなり、余の意見は以上の諸論に異にして、人心中の三大作用即ち智情意の三者相待ちて、始めて事物の真相を知り得べしといふにあり、蓋し此の智情意は表面一方に於ては有限性のものなりと雖も、裏面には無限の性質を帯びたるものにして、即ち精神には有限無限の表裏の一面を有するものなり、何となれば人の心には心象と心體との別あり、心象は物界に關係して成立するものにして、其の物界は有限性のもの

なれば、心象は之れと關係して亦有限性のものなりと雖も、心體は本來無限性のものなるが故に、心象の心體に連接せる點よりいへば、即ち無限性のものといはざるべからず、例へば有限性の物界の風に

よりて心體の海面におこしたる波は即ち心象なるが故に、心象は有限無限の

兩面あることとなるなり、而して此の吾人が外界に對して有する所の有限性の心象を變じて無限性を開き、即ち無限性に同化すること、これ宗教の目的とする所なり、更に之れをいへば、吾人相對性の心をして、絶對世界に入らしむる道を教ふるもの、之れを宗教となすなり、佛教に轉迷開悟といふは即ち是れにして、迷とは有限性を示し、悟とは無限性を指すものなり、而して其の轉迷開悟の方法に種種あるが故に、隨て多數の宗派を分つに至る、然るに既に人心に智情意の別ありて、三者各々無限無限の兩面に連るとせば、情によりても、智によりても、意によりても、何れよりするも共に無限に達し得るの道理あり、されば哲學にも宗派にも智情意の三種を分つに至る、例はヘーゲルの理想學は無限性智力を本とし、シユライエルマツヘル

の宗教は無限性感情を本とし、シヨツペンハウエルの哲學は無限性意志を本とし、予は又佛教中天台等を以て智宗とし、禪宗を意宗とし、淨土諸宗を情宗と名けたることあるも此を以てなり、之れを要するに智情意の諸作用に於て、有限性より無限性に入るを以て、宗教の目的を立つるものは余が説なり。



第六節(宗教の種類) 宗教上の説は之れを、物理的心理的の上に考ふるに、固より其の何れにも屬すべきものにあらず、何となれば宗教は相對を離れたる絕對を説くものなればなり、而して相對及び絕對の關係は、道理及び天啓によりて知ることを得、相對より絕對を知るは道理の力による、絕對より、相對に及ぼすは天啓の力なり、此に於て宗教に天啓教と道理教との二種を分つに至る、或は亦直覺教自然教の二種に分つことあり、其の中天啓教とは、我が心の上に神或は無限性の體より啓示感應あることを唱ふる宗旨にして、或は一定の教祖あり、或は一定の經文ありて、其の上に神の自ら啓示したることを信じて、其の教祖の言又は經典の文によりて宗教の理を示すものなり、之れに反して一定の教祖も經文もなく、人間自然の發達に應じて天地宇宙を觀じて、自ら宗教思想を起して終に宗教を成すに至りしもの、之を自然教といふ、耶穌教の如きは天啓教にして儒教は所謂自然教なり、亦直覺教とは、天啓教の部類をいふものにして、我が智力にて推理するにあらずして、直接に其心に感知するものについて、宗教の啓示を信するものなり、道理教は之れに反して我が智力にて推理するものを云ふ、道理教と自然教とは、共に學術上の道理を本として研究することを得れども、天啓教直覺教は理外の理、絕對の體を本として説くものなれば、學術上より説明を與ふること能はず、然れども其の神の作用、或は宗教の功用の物心萬有の上に及せる點を論ずるときは、無論物理的或は心理的の説明によりて考へざるべからず、今宗教上の所謂奇蹟靈怪の如きものは、物心萬有の上に發する所の

現象上よりいふものなれば、之れを説明せんがためには、物理的心理的の上に解釋を求めざるべからず、凡そ外界にありて、神が萬有の上に顯示する所の不思議は、之れを名けて靈怪といひ、又内界にありて吾人の精神の上に神を感見するを神秘といふ、此二者は共に理外とす、左に表示する所を見るべし。

理外的 (靈怪的(神と物との關係) 神秘的(神と心との關係))
 理內的 (物理的(萬有的) 心理的(精神的))

而して理外は、通常之を解して萬有の大法たる因果の規則に反するものとなす、乃ち以爲へらく因果自然の規律に反せざるものは、呼んで靈怪となすに足らず、耶穌の父なくして生れ、或は一たび、死して再び蘇生せりといふが如き、其他耶穌一代數多の奇蹟こそ眞に靈怪といふべけれ、これ神の不思議を人に示す所以なりと、斯くの如くんば靈怪とは因果律に反するもの、謂にして、これ現今學術の許さざる所なり、若し此の説をして成立するを得せしめば、學術は成立すべからざるものとならん、たとひ神は自在力を有するも、一たび其の定めたる規律を故なくして妄りに變更し、或は規律以外のものを示して、人に奇異の想をなさしむることは決して道理にあらず、彼のスピノザが因果の理法の外、一理一法なきことを論定したるは、實に近世の卓見と謂ふべし、之に反して、ライブニッツは、萬有の變化は神の豫定あるによることを説きたるも、敢て全く因果律を排拒するにあらず、其説による

に神は全智全能の體なり、此神が世界を創造するに當り、自ら因果律を以て最上の法と信じて此の世に附與せり、然るに中頃にして此の規律を破り因果以外のものを示さば、神が自ら初めに完全なりと見做し、規律に後に不十分を感じたることとなる、これ豈全智全能の神にしてあり得べき道理ならんや、是に由て考ふるに、靈怪は決して因果に反したるものにあらず、因果に反したるものは、奇怪と呼ぶも靈怪と稱すべからず、果して然らば何を靈怪と謂ふべきや、萬有の間に因果律の一貫して時と處とに關せず、毫釐の相違なく、秩序整然不紊すべからず動すべからざるこそ實に不思議靈怪といふべけれ、斯くして萬有の上に現はれたる靈怪は、物理的説明によりて多少解釋し得らるべき道理にして、決して之を理外に放棄す可らず、又神の我が精神内に交感する神秘も、全く道理外のものにてはある可らず、我が心は有限なり、神は無無限なり、其無限の有限の上に感ずる所以は、有限の我が心も、其の實無限と連絡を有するが故なり、若し其連絡なき時は、到底無限を我が心に感ずるの理なるべし、好しや心は有限性、神は無無限性にして全く相反するものなりとするも、既に神が人心の上にて其作用を及すに當りては、一方の無無限性も心の有限性の形を取らざる可らざる理なることは、先きに所謂大海の水は無量なるも、一杯の器に移せば一杯の水となるが如し、果して然らば神秘なり天啓なり、此くの如きは皆心理学より説明し得らるべき道理なり、或は其他の幽靈の如き、冥界の如き鬼神の如き皆物心萬象の外に超絶せる問題なれば、物理心理の上にて説明す可らずと云ふも、世人の所謂幽

靈鬼神の類は、總て物心の範圍内に於て説くものなれば、其の眞否も此の道理によりて論究せざるべからず、之を要するに宗教の本體は、無限絶對不可思議の上にあるとするも、其現象作用の物心有限の範圍内に發顯するときは、是れ已に理内の理にして、物理的及び心理的説明によりて考究し得べき者とす、若し其本體に至りては理外の理なりとするも、我人の無限性の心力によるときは、亦多少知了するを得べし、故に予は宇宙の問題たる可知的なるが如くにして不可知的なり不可知的なるが如くにして可知的なりと云はんとす、斯くして物心萬有の外に絶對不可思議の體あることを、證明するは實に予が妖性學の目的にして、緒言に假怪を拂て眞怪を開くとは是れ之れをいふなり。

第七節(靈魂生滅論) 靈魂其の物につきて説明せんとするに先だち、古來宗教上の一大問題たる靈魂生滅論に關して述ぶる所なかるべからず、世人或は曰く靈魂は全く消滅すべし、何となれば一たび死したるもの、再び還り來りしものあるを問かず、誰ありて未だ死後の靈魂の存在を實驗したるものあらず、是れ靈魂の肉體とともに滅するに因ると、然れども此の如きは、淺見の最も甚だしきものにして、熟睡せるものを見て、彼れは既に死せり、何者其名を呼べども應ぜざればなりと論斷する輩と何ぞ擇ばん、然るに靈魂の不滅を主張せんとするものは、亦之に對して説をなして曰ふ、誰某は死後幽靈となりて其の形を現したり、何の某は死後再生したることあり、皆な以て靈魂の不滅を證するに足ると、これも亦靈魂の何たるを知らざるの妄説なれば兩者共に信を置くに足らず、先づ靈魂消

滅論者のいふところを見るに、唯だ死後に靈魂なしといふのみにして、更に生時に靈魂あるや否や、を究むることなし、蓋し靈魂とは吾人の心性なれば、死後の消滅はしばらく措き、生時の存在は誰人も必ず許す所ならん、然るに生時既に存在したる此の靈魂か、死に至りて忽然として消滅すといふ、物豈に此の如き理あらんや、凡そ物時として形を變ずることあるも、全く消滅することなし、一杯の水、熱すれば形を變じて蒸氣となるも、其體全く消滅したるにあらず、若し一日存在したりし靈魂が偶然消滅することあるを得ば、これぞ怪しむべきの最も大なるものにて、靈魂は不滅なりといはんよりは一層の奇怪といはざるべからず、又若し靈魂果して生時にありとせば、其の由て來る所は如何、即ち過去に遡りて其の由來をも考へざるべからず、然るに通俗の靈魂消滅論者は死後靈魂なしといふのみにして、生前何處より來りしかを尋ぬることなきはこれ、亦見ることの狭きものといはざるべからず、然れども之に對して不滅論者の再生幽靈等の説明の如きも亦取るに足らざるは明なり、果して再生幽靈の證ありとするも、千萬億萬の死人中僅に一二人にかゝることあるのみ、そは一般の例とはならず、先づ何故に此の多數の死人が、死後更に通信も交通もなきものにやとの疑問を説明せざる可らず、畢竟するに以上の二論は共に靈魂其の物の性質を明かにせざるより起る所の不道理の迷見に外ならず、若し靈魂其の物の性質を明にして推考するときは、死後の靈魂よりは寧ろ先づ生時の靈魂を究めざるべからず悲喜哀樂轉た相生じ、時としては啞然口を開きて大笑し、時としては潸然眼をしば

だたきて悲しむ、花を見ては美なりと呼び、音楽を聞きては快なりと感ず、此不可思議なる千態萬狀の變化、皆是れ靈魂の作用にあらずといふことなし、靈魂果して如何なる妙力ありて此の妙用を呈するか、現時の靈魂の不可思議なる所以を知らば、死後の事の如きは亦容易に知了すべきのみ、獨り死後を論じて生時に及ばずんば、其の見の狹隘なる未だ共に靈魂を談するに足らず。

第八節(靈魂不滅論) 今學術上の道理に照して靈魂の不滅なる理由を述べんに第一には物質不滅、勢力恒存の理法に基くものにして、凡そ一物として偶然に生じ、一事として忽然滅するものあることなきは今日學術上の實驗に照して、證明せられたる原理なり、物理學化學等一切の科學は、實に此理によりて成立することを得、即ち宇宙萬有は不滅なりとの考は、現時學術上動かすべからざる原理なりといふにあり、而して我が精神も亦現存して既に萬有中の一たる以上は、萬有を支配する所の此の原理に従はざる能はず、若し精神を以て唯物論者の如く勢力の一種に過ぎすとせん乎、勿論勢力恒存の理法によりて、之れを不滅とするより外なし、或は之れを以て物質にもあらず、勢力にもあらず全く經驗感覺以外のものなりとせんか、靈魂ありといふを得ると同時に亦靈魂なりしといふを得べし此の理を以て探るときは、到底精神は不滅なりといふより外なし、第二には潛勢力顯勢力の關係によるものにして、生時に現に其の作用を呈して、死後には其の作用を止むといは、生時にありしもの、死後には全く滅したるが如く思ふめれど、それ唯作用を現はしたると否との差別あるのみにし

て所謂顯と潜との差異あるに過ぎず、例へば手を動かすが如し、手を動かすときに發する力は、其時偶然生じたるにあらず、又之を止むるときには其力忽ち滅して無に歸したるにはあらず、一は顯勢力となりて外に發し、一は潛勢力となりて内に存するのみ、又内包外發といふことあり、草木の種子之を地に種うれば芽を出して草木の形を成し、之れを筐中に藏むれば依然として常に種子なり、然れども筐中の種子は、草木となるべき力なきにあらず、地に入りし種子は草木となるべき力を俄に外より得たるにもあらず、筐中にては、其の力内包的に存して外に見えざるも、地に入る、及び種々の外縁に催されて、外發して草木の形をなすものなれば、其の有する所の力自身に於ては、彼此の間毫も差異あることなし、此の理によりて考ふるに、生時に精神作用の外發して死時に空寂に歸するが如く思はるゝは、其實外發の勢力再び内包に歸し、顯勢力一變して潛勢力となりたるものに過ぎざるべし、以上の二條の理由によりて精神の不滅なる所以を證すべし、然らば現在の靈魂と未來の靈魂とは如何に異なるものなるか、そはまた別に論ぜざるべからず。

第九節(靈魂の状態) 靈魂果して不滅とせば、死後の靈魂の状態は如何、是れ又一一大問題なり、之を生時の靈魂に比較するに、生時には肉身の内に包容され、肉體には五官あり、外物此の五官の意より心面に映じ來ると雖も、死後の精神は既に肉體を離れたる以上は、五官の窓より外界を見るが如きものにあらず、故に生時と死後との靈魂の差別は、第一に、生時には感覺性のもなれども死後は然

らざるの異點あり、次に生時の精神作用は、意識に覺知して起る所なれども、死後は不覺識の境遇に入る、例へば晝間醒覺の時と夜間睡眠の時とは精神に別あるにはあらざれども、一は覺識あり他は不覺識の状態に居るが如し、生死の精神の別亦此れに同じ、之を第二の異點となす、第三は、生時には何の誰と稱する所謂個性の成立を有するも、死後には自己なる成立なく、即ち無我平等の海に入るの異點あり、以上三點の區別より推測するに、死後の靈魂なるものは、實は空々漠々渺々蕩々、苦もなく亦樂もなく、知もなく亦意もなく有様ならざる可らず、果して然らば靈魂を以て不死とするも死物と何ぞ擇ばん、彼の死後の極樂地獄成佛得道を説くが如きも、また唯だ方便に過ぎざるが、然るに宗教上に於ては、常に靈魂の不滅を説くのみならず、死後の状態に苦樂の兩境あることを論じ、已に佛教にては六道輪廻生死昇沈を説くが如きは、如何なる理によるものなりや、これ大に學者の攻究を要する所なり、抑も此論は、唯物家より視ると唯心家より考ふるとはおのづから異なるも、今一々其論點を舉示する能はざれば、左に靈魂は死後猶ほ個性を繼續すべき理由のみを述べんとす。

凡そ人の身心の關係は、一にして一ならず、二にして二ならず、所謂不二の關係を有するものなれば、其一生の間、日夜になす所の一舉一動は肉體上及感覺上に關するも、皆其の精神に薰習して習慣性を構成し、反覆數回にわたれば、終に一種の固有性となるべし、然るときは死によりて肉體と靈魂と相分れて、靈魂は平等の海に入るべきも、一たび薰習せられたる習慣のために再び一個格段

の差別的成立を有すること、なるなり、されば生時の覺識は、絶息の後と雖も、習慣性の力によりて更に一種の世界を開現するに至るは理の當きに然るべき所なり、是を以て我靈魂は、死後苦樂の境に昇沈せざるべからず、これ佛教にて善惡の因果を説く所以、六道輪廻を談する所以なり、然れども若し吾人生涯に利己私愛の慾念を脱し、純然たる良心の光を開發し以て死後超然として、平等の理界に進入するを得るに至らば、これ即ち佛教の悟道なり、故に靈魂が其固有の習慣性によりて、苦樂の兩境に昇沈する間は、所謂迷の境遇にして、此の迷を轉じて平等海に入るを悟となす、然らば悟界に入りたる佛陀の如きは、平等無差別、空寂無覺の體なるかといふに曰く然らず、此點は各種の宗教の共に論ずる所なれども、今之を佛教に尋るに、佛菩薩を以て無上の快樂、無上の智慧を有するものなりといふ、是れ果して如何なる道理によるや、亦一大疑問なり、斯の如きは固より今日の道理一邊を以て説くべきことにあらず、所謂絕對關内の風光なれば、宗教上天啓顯示を待たざるべからざるも、今此に論ずる所は道理によりて説明するにあれば、聊か宗教學の理論に考へて、此疑團を氷釋せんと欲するなり。

夫れ宇宙萬有の本體、精神思想の本源は、儒教之を大極と云ひ、佛教之を眞如と云ふ、而して眞如は之を平等一方の裏面より視るときは、空寂無覺の體なるが如くなるも、差別の表面より視るときは最上純全の覺知體となる、即ち眞如に表裏兩面あることを知らざるべからず、凡そ天地間の生類は

宇宙進化の理法によるに、最初不覺の状態より漸く進で覺知の光明を發顯し、愈々進で益々其光輝を増し人間に至りて大に智光の赫々たるを見るに至れり、然れども此の光明は決して、人間にありて既に其の全分を現はし盡したるものにあらず、これより益々進化せば他日更に愈々輝くの時あるべし、同一人類にしても、下等の蒙昧なるものは其の光明なほ薄く、智者學者は之に數倍せる智光を有す、是を推して之を考ふるに、是より更に進んで十倍百倍、或は千萬倍の光明を放つことあるに至らんも決して想像し得られざるにあらず、而して此の所謂光明とは知識精神の光明にして、肉體上より發する所にあらず、是れ實に心性の内部より放つ所の光明ならざるべからず、故に之を靈魂固有の本性とすも不可なきを覺ゆ、然るに動物と人類との別あるは、其の光明に差異あるにあらざれども、動物に於ては潛勢力となりて靈魂の内部に伏在して存し、人類は其の内包の光明の幾分を外に發顯したりといふに過ぎず、さりながら人間も亦未だ内包の光明を全く發顯し盡したるものにあらざれば、其の光明の量なるや蓋し無量なるべし、故に若し此全量を外發するを得ば實に無量の智、無量の徳、無量の快樂となりて開現せらるべし、此の理を推して考ふるに、完全なる覺知の境遇、即ち神佛の位置に達するの日あるも、亦決して疑ふべからず、されば佛教の所謂眞如も、之を解するに於て、二様の見解あることを記すべし、即ち一方より見れば眞如界は、空々寂々不知不覺、不苦不樂の境の如く見れども、他方より之を考ふるに眞如の體中に、完全なる無量の知識、無量の慈悲の光明を内包し、漸

く開發して吾人の心中に智徳の光輝を放つに至る以上は眞如即ち完全なる覺知の體なりと謂ふべし、
 換言すれば、眞如其者は消極と積極との二種の性質ありと知るべし、然らば假令靈魂の狀態が今日に
 ては晝夜覺眠の別ありと雖も、若し之を積極的に考へ來らば、他日其内包の全分の知識を開發し、生
 死今昔一切の事、皆一心の鏡面に映現し來り、道徳光明の新天地に遊ぶことあるべき理なり、然れど
 も現在世界にありては此肉體の感覺に其の心を奪はれ、爲めに明々白々の心も迷雲妄霧のために覆は
 れて、誰れも其眞相を見ることが能はず、此雲霧を宗教上にては、或は呼て煩惱と云ひ、或は名けて罪
 惡といふ、今若し我が身に善因を養ひ、道徳を修め、以て愚昧の雲霧を一掃し來らば、此時始めて無
 始以來内包せる光明の六合を照徹することあるべし、起信論の所謂本覺始覺の義は、此に至りて了解
 すべし、然るに世人は一般に靈魂も眞如も、之を獨り消極的に説き來りて、更に積極的に考ふること
 なく、外見的に評し去りて、内包的に論ずることなし、故を以て死後の靈魂は、枯木死灰の如く考へ
 未來の地獄極樂は、愚民の迷夢に歸して、誰れも怪むものなし、而して自ら有する所の心魂の識覺を
 有するは、何によりて然るやを詳にせず、是れ愚と呼ばずして何ぞや、王充の論衡、論死篇に曰く
 夫れ死して人鬼と爲る能ざれば則ち亦た知る所無し、何を以てか之を驗せん、未だ生ぜざる時知る所
 無きを以てなり、人未だ生ぜず、元氣の中に在り、既に死して復た元氣に歸す、元氣荒れば忽ち人氣
 其の中に在り、人未だ生ぜざれば知る所無し、其の死するや、無知の本に歸す、何ぞ能く知有らんや

と、息軒遺稿卷之三、書地獄之後と題する一文あり、曰く、

死者知る有るか、我れ得て而して之を知らざるなり、死者知無きか、我れ得て而して之を知らざる
 なり、塊然たる形、化して穢土と爲り、而して魂氣は則ち之かざる所無きか、我れ得て而して之を
 知らざるなり、倏忽として來り、倏忽として去る、禍福は糾へる繩、孰れか其の極を知らん、知る
 可き所の者は獨り生人の道のみ、今此の圖を觀るに、凡そ今生の爲す所、皆報復有り、錙計銖量、
 刻吏の獄を斷するが如くにして而して刑戮拷掠の慘更に此間より甚だし、然らば則ち唯死者知る有
 るにあらず、又別に一世界有りて以て此間の賞罰の地と爲す、吁懼る可き哉、然らば浮屠氏(浮屠氏
 なり)輪廻を以て説を立て、來世の現在に於ける、猶今我れの前身に於けるがごとく、我れ既に前身
 の何物爲ることを知らざれば、則ち來世豈に能く前身の我れ爲るを知らんや、然らば則ち今と後と
 各一物のみ、其の禍其の福我れ何ぞ與らん、而して世人君父に背き、人倫を蔑にし以て何物なるを
 知らざる者の福を求む、何ぞ其れ妄なるや、故に聖人は生を説て死を説かず、道を語て而して怪を
 語らず、至れり。

是れ畢竟未だ靈魂の内包的光明の何たるを知らず、單に消極的の理のみを見て、積極的の理を知ら
 ざるによる、然るに佛教は却て此積極的の道理によりて、成佛得道を説くものなり、さりながら此點に
 至ては、最早物理的の説明も心理的の説明も共に與り知らざる所にして、實に不可知的不可思議の玄境に

入りて考ふるより外なし、余が所謂宗教は、不可思議の關門を開きて、絶對界内の風光を示すものなりとは、此靈魂内包の積極的の道理に本づくを知るべし。

第十節(生靈死靈人魂魄遊魂の解) 以上述ぶる所は、全く靈魂不滅論なり、是れより幽靈論其もを結ばんとするに、先づ魂魄死靈生靈等の語を解説するを要す、左傳に子産の言、人生始化曰魄既生魄陽曰魂とあり、杜預之を注して、魄者形也と云ひ又同書に樂祁云、心之精爽是謂之魂魄とあり、淮南子に天氣爲魂、地氣爲魄、或は魄者陰之神也とあり、禮記の祭儀に孔子の語なりとて、人生有氣有魂、有魄、氣也者神之盛也、魄也者鬼之盛也、衆生必死、死必歸土此謂鬼、魂氣歸天、此謂神とあり、又白虎通曰、魂者何謂也、魂猶云々也、行不休息也、動於外、主於情、魂者白也、猶著人二者也、主於性とあり、又新井白石の鬼神論に、されば人の知覺は魂に屬し、形體は魄に屬す、陽は魂に屬するが故に陽を魂とし、陰を魄とす、いはゆる魂は陽の神にて、魄は陰の神なり、また氣を魂とし、精を魄とす云々とあり、之を要するに、支那にては、陰陽二氣聚りて人を成すを以つて其の氣散すれば、元の陰陽に歸す、而して其の中陽を魂といひ、陰を魄といひ、天に歸するものは魂にして、地に歸するものは鬼なりとするなり、我邦にては、靈魂に和御魂荒御魂の二種を分ち、和魂は善なり、慈なり、和なり、荒魂は惡なり、暴なり、勇なりとす、日本書紀神功皇后の卷に、神有誨曰、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船とあり、以て其二魂の性質の異なるを知るべし、又紀の一書に、吾是汝之幸魂奇魂也とあり、又舊紀に吾是汝之幸魂奇魂術魂之神也とあるを見れば、魂の種類は總じて和魂荒魂奇魂術魂の五ありと知るべし、而して此魂を授與するものは神なりとし、其體は不滅なるものとす、浦田氏の大道本義に曰く、幽を以て宅と爲し、顯を以て寓と爲す者は魂なり、魂は幽を出でて而して顯に來れば則ち身生ず、魂顯を去て而して幽に歸すれば則ち身死す、幽顯域を分ちて而して一魂之に居り、生死途を殊にして而して一魂之に涉る。と是れ純然たる靈魂不滅論なり、之に對するときは、儒教は靈魂消散にして天地の氣相結て人を生じ、人一たび死すれば、其心散して其元に歸るとす、故に貝原益軒の自娛集(卷七)に曰く、天道流行して萬物を發育す、陰陽の運は乃ち天の道なり、二氣聚散して窮り無く、聚れば則ち生じ、散すれば則ち死す、二氣の靈、人身に在りては之を魂魄と謂ふ、人身の受くる所、二氣と魄魄とは猶ほ陰陽と鬼神とのごとし、二有るにあらざるなり、蓋し魂魄は其の主にして而して靈なる者のみ、故に二氣消散すれば則ち魂魄も亦隨て亡す、然らば則ち身死して後、魂魄豈復た天地の間に留滯す可けんや、と田是之を觀るに、儒教は一般に靈魂消散論なるが如きも其實不滅論なり、唯余が所謂消極的の説明によりて、積極的に考へざるのみ、若し又人心の本性を論ずるに至ては其不滅なること言を待たす、梶窩文集(續稿卷一)に、夫れ天道は理なり、此の理天に在て未だ物に賦せざれば天道と曰ひ、此の理人心に具りて未だ事に應ぜざれば性と曰ふ、性も亦た理なり、と又羅山文集卷二十四に

の性質の異なるを知るべし、又紀の一書に、吾是汝之幸魂奇魂也とあり、又舊紀に吾是汝之幸魂奇魂術魂之神也とあるを見れば、魂の種類は總じて和魂荒魂奇魂術魂の五ありと知るべし、而して此魂を授與するものは神なりとし、其體は不滅なるものとす、浦田氏の大道本義に曰く、幽を以て宅と爲し、顯を以て寓と爲す者は魂なり、魂は幽を出でて而して顯に來れば則ち身生ず、魂顯を去て而して幽に歸すれば則ち身死す、幽顯域を分ちて而して一魂之に居り、生死途を殊にして而して一魂之に涉る。と是れ純然たる靈魂不滅論なり、之に對するときは、儒教は靈魂消散にして天地の氣相結て人を生じ、人一たび死すれば、其心散して其元に歸るとす、故に貝原益軒の自娛集(卷七)に曰く、天道流行して萬物を發育す、陰陽の運は乃ち天の道なり、二氣聚散して窮り無く、聚れば則ち生じ、散すれば則ち死す、二氣の靈、人身に在りては之を魂魄と謂ふ、人身の受くる所、二氣と魄魄とは猶ほ陰陽と鬼神とのごとし、二有るにあらざるなり、蓋し魂魄は其の主にして而して靈なる者のみ、故に二氣消散すれば則ち魂魄も亦隨て亡す、然らば則ち身死して後、魂魄豈復た天地の間に留滯す可けんや、と田是之を觀るに、儒教は一般に靈魂消散論なるが如きも其實不滅論なり、唯余が所謂消極的の説明によりて、積極的に考へざるのみ、若し又人心の本性を論ずるに至ては其不滅なること言を待たす、梶窩文集(續稿卷一)に、夫れ天道は理なり、此の理天に在て未だ物に賦せざれば天道と曰ひ、此の理人心に具りて未だ事に應ぜざれば性と曰ふ、性も亦た理なり、と又羅山文集卷二十四に

理の主とする所之を帝と謂ふなり、理の出づる所之を天と謂ふなり、理の生ずる所之を性と謂ふなり、理の聚る所之を心と謂ふなり、と又大鹽中齋の洗心洞割記に、形質有る者は、大なりと雖も限ありて而して必ず滅す、形質無き者は、微なりと雖も洩り無く而して亦傳はる、是れ亦心識の本性の不滅なることを推究すべし、且つ又儒教にては、陰陽の氣の聚りて人の身心を成すや、其死に臨て、久く其氣の散ぜざることありとなす、朱子の説にも、人鬼の氣は則ち消散して而して餘り無し、其の消散する亦久速の異り有り、人其の死に伏せざる者有り、既に死して而して此の氣散ぜず、妖と爲り怪と爲る所以なり、とあり是れ易に精氣爲物、遊魂爲變と謂ふ所以なり、佛者は遊魂爲變を解して、輪廻説に比するも、儒者は其所謂變とは、魂遊び魄散じて、漸く消變を成すを云ふも前身人となり、後身畜となるの説にあらざとなす、而して古來幽靈の其形を現し、狐狸の人に憑るが如きは、皆遊魂の作用に歸せり、貝氏の論にも、人の死後魂氣の未だ消滅せざることある所以を示して曰く、天地の氣、人物各資りて而して始めて生ず、人死すれば則ち其の氣既に消散し、魂も亦殫盡して而して餘り無し、只子孫の氣有りて相續で而して絶えざるのみ、西方の教の、人死して而して後、魂氣幽冥の中に滞在して而して生死去來し、輪廻して盡きざるの説の如きにあらざるなり、或は曰く然らば則ち聖人の人鬼を享祀するは何の爲めなりや、曰く、是れ祭祀する所以の者を述する自ら深意有るのみ、嘗て窈に之を聞く、祖考の死する、其の氣消散するには遲速の異り有りて而して速に

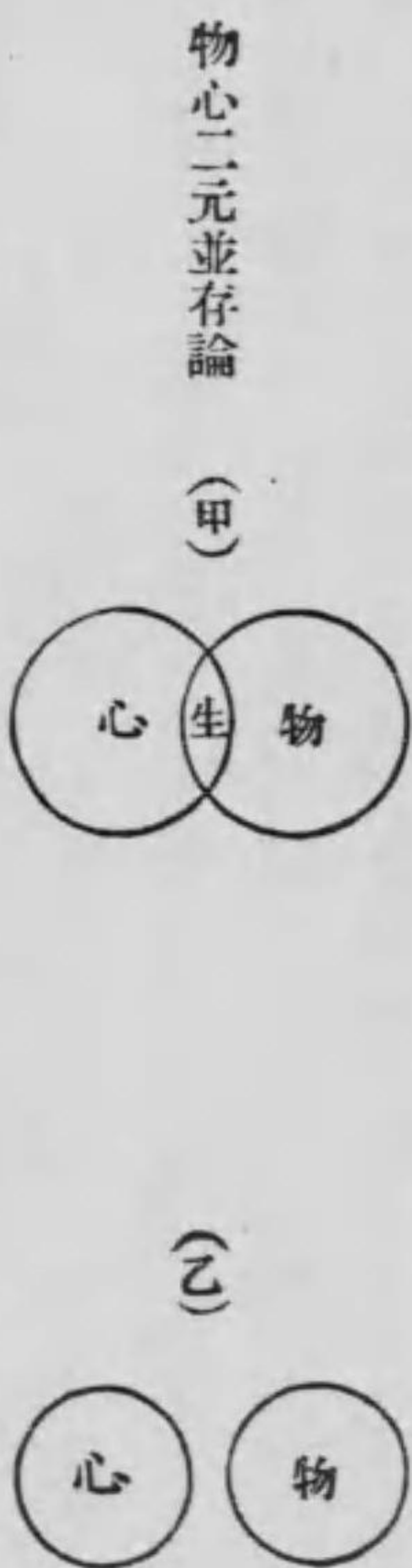
漸盡すること能はず、故に孝子慈孫、其の誠敬を致して而して之を招享すれば、則ち祖考の氣猶ほ未だ消散せずして、而して冥漠の中に在る者、彷彿として感じ格り聚來して而して其の祭を享くるの理に庶幾し、而して歳を繰りて浸遠なれば則ち其の冥漠の中に在りて而して幽眇なる者は漸盡して餘り無く、然り而して孝子慈孫爲る者、父祖を以て消滅と爲すに忍びず、而して遠きを追て想慕し時に感じて祭を致して自ら己む能はざる所以なり、是れ古人の意を致して而して祖考に祭祀する所以なり。

又新井白石は、死後の境遇の一層神靈なることを示して曰く、それ水は至つて清けれども、氷を結ぶときは明かならず、神至て明かなれども、形を成ぶときは明かならず氷解ては清にかへり、形散じては明に復る、故に覺るは靈ならずして、夢は靈に、生るは靈ならずして、死するは靈なりと、是れ面白き言なり、此魂魄の説明は、新井氏鬼神論及平田氏鬼神新論を參見すべし、次に佛教は固より靈魂不滅論なれども、神儒二道と稍異なる所あり、其所謂靈魂は之を識心と名く、此識心は、因果の事情に從て生滅變遷して、而してよく相續するものとなす、俱舍論に、譬へば、燈焰の刹那に滅すと雖も、(刹那梵語、極め)而かも能く相續して餘方に轉じ至るが如く、諸蘊も亦然り、(諸蘊は身唯識論に此の識性、無始時來、刹那刹那に果生して因滅す、果生するが故に斷に非ず、因滅するが故に常に非ず、斷に非ず常に非ず、是れ緣起の理の故に、とあり、此因果相續の理によりて、生前死後永く浮沈

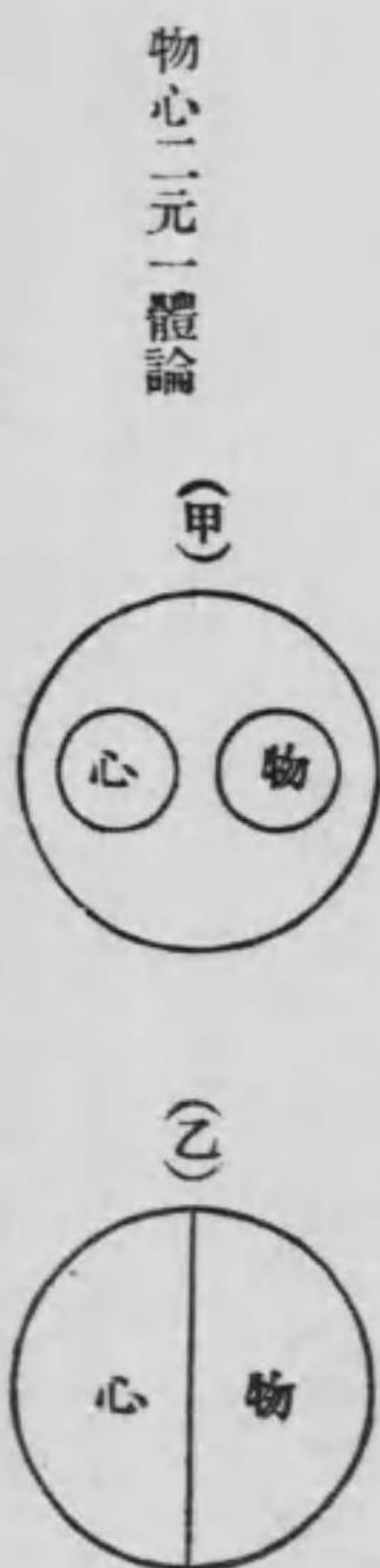
昇降して、六道の間に生滅輪廻することを説くもの、是れ佛教なり、故に弘法大師は、生れ生れ生れ
 て、生れの始を知らず、死に死に死んで、死の終を知らずと云へり、是れ生滅門の上にて視るによる、
 若し不生滅の邊より論ずるときは、起信論の所謂心性不生不滅なり、一切法従本以來、名字の相を離
 れ、心縁の相を離れて、畢竟平等變異有ること無し、破壊す可からず、唯是一心なり、故に眞如と名
 くとある是なり、之を要するに、神儒佛三道、各靈魂不滅説を異にするも、人の死後に魂魄の作用
 を留め得るを説くに至ては互に一致すと謂はざるべからず、又其靈魂の状態を論ずるや、物質を離れ
 て獨立せるものとなし、生時にありても、人の心が他人に憑附し得ると考ふるものあり、是を以て死
 靈生靈の人に憑附することを信する徒甚だ多し、又世間に入魂と云ふも、生靈死靈と同一物たるべし
 然るに一團の怪火の空中を飛行するを見て、呼て人魂となすは、愚民の妄想より出づるなり、遊魂に
 つきては、先きに既に之を論ぜり、蓋し、我邦の狐憑神憑魔憑其他衆の如きは、皆以上述ぶる説によ
 りて解釋し來れり。

第十一節(靈魂論の歸結) 抑も古來の靈魂論は、困より一より十に至る迄、盡く取るべからずと雖
 も、亦一口に排斥すべからず、徂徠の論語徴に、剖レ樹以求ニ花於其中ニ烏能見レ之、謂ニ之无ニ花可乎哉
 とあるは名言なり、平田篤胤は怪談を主唱する人なれども、其言に奇怪き事とて一向に懼れ惑ふも愚
 なり、よく其信べきと信べからざるとを辨へて惑はざるをこそ、眞に智の大なる人と云ふべけれと示

せり、今余は更に西洋の靈魂不滅説に照して、先きに擧ぐる所の靈魂論を結ばんとす、古代にも靈魂
 不滅論あり、今日にも同く不滅論あれども、古代は物心二元並存論に本づき、今日は物心二元一體論
 に本づく、今平存論によるに左圖の甲は、物心相合して生活現象を示す所の状態にしては、乙は二元



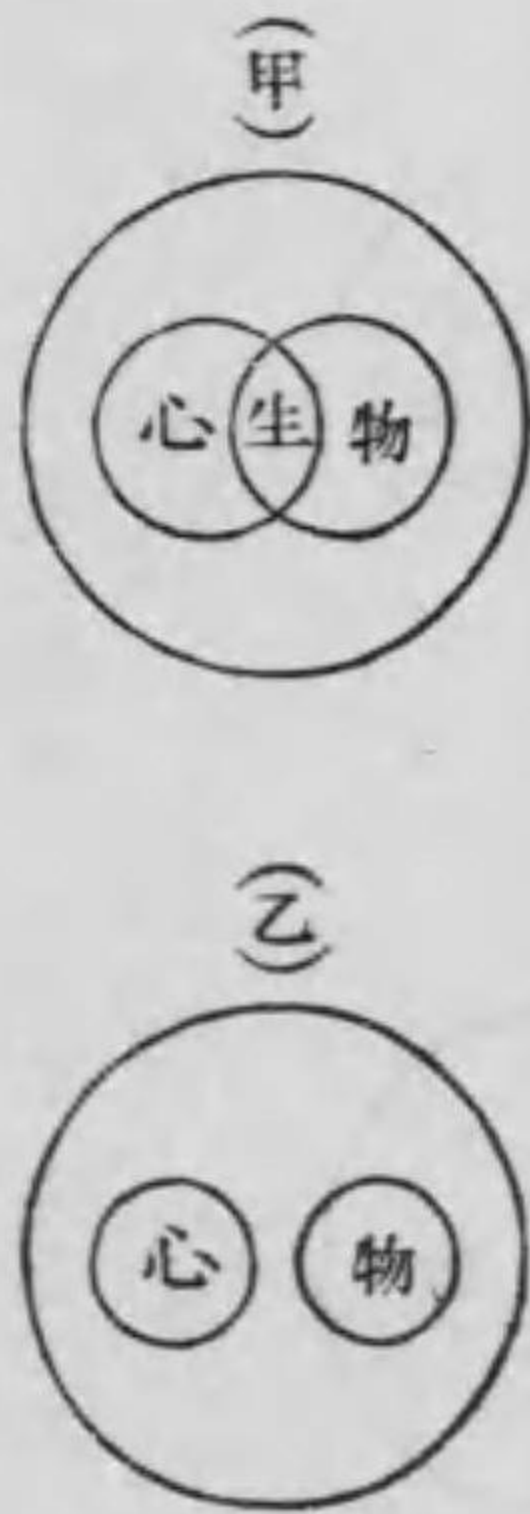
相離れて死したる時の有様なり、若し又一體論によれば、左圖の如く物心二元は共に一大元の中に存
 立するなり、而して其一大元を理想眞如若くは大極と名く、此圖の甲と乙との別は、生と死とを示した



るにあらずして、物心と理想との關係の異説を示したるのみ、西洋近世の哲學者にして、スピノザの

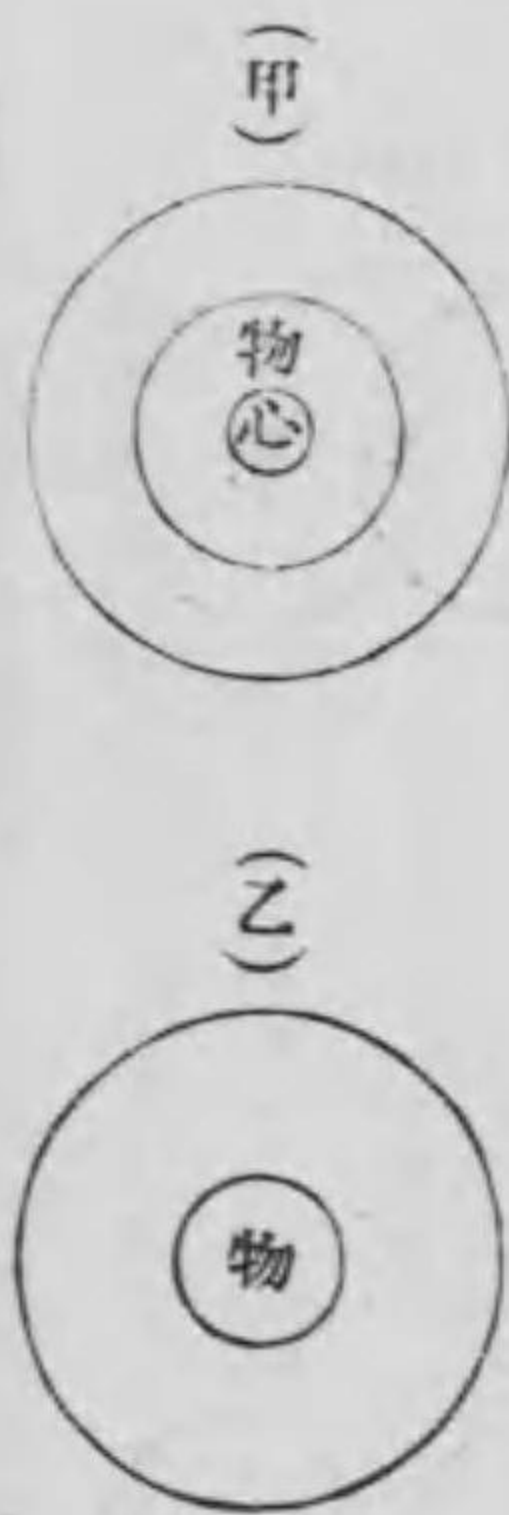
如きフ、ヒテの如きヘーゲルの如き、皆物心一體論によりて靈魂不滅を唱ふるなり、故に今日は此一
體論によらざるべからず、而して又一體論に於て物心の關係を論ずる、左の如き説明を用ふるは、論
理上甚だ難しとす。

一體論第一圖



之に反して左の圖式によらざるべからず、甲は生時にして、物質の内部より心性の一部分を其中心

一體論第二圖



に開發し、乙は死したる時にして、心性は復び物質の内部に潜伏し外面には物質のみを示すに至るな
り、第一圖は、一體論中の物心並存論にして、第二圖は、心性内包論なり、此内包の心性は、理想其

者と體を同するを以て、獨り不滅なるのみならず、實に無限絶對なり、然れども其作用は、物質に
よるにあらざれば示すこと能はず、恰も太陽の光線が物に觸るゝにあらざれば、其色を示さざるが如
し、故に余は此内包論によりて靈魂不滅を唱へんとす、方今哲學上種々の論派ありて互に相争ふも、
獨り此論に至ては唯物論も唯心論も、共に一致せざるを得ず、唯心論の此説に合するは勿論にして、
唯物論は心性を以て物質固有の勢力に歸するときは一種の内包論となるは明かなり、此内包論により
て、靈魂に本來覺知性を具有することを證すべし、何者、吾人の心は既に覺知性を有する以上は、之
を推して物質内包の心性の本源にも、覺知性の潜伏して存するを知るべきを以てなり、是れ余が靈魂
論の歸結なり。

第十二節(幽靈の説) 既に靈魂論を講述し終れば、是れより正しく幽靈の問題に移りて、聊か説明を
試んと欲す、桂林漫録に幽靈の事を述べて曰く、

唐山にて鬼と云ひ、女の幽靈を女鬼と云ふ、萬葉集六卷十 怕レ物歌
人魂仍佐青有公之但獨相有之雨夜葉非左思所思

と詠みたれば、和訓には、ひとだまのさをなるきみとぞ云ふべき、覆瀾して死せる者の鬼を、覆舟
鬼と云ふ事海外妖怪記に見えたりと、樸翁先生申されき、京師の畫工丸山主水(應舉)女鬼を畫くに
名あり、予が藏する物すぐれて妙なり、何より思を構へて畫き初めたりしや、見る人毛髮悚然とし

て豎ち、實に神畫と稱すべし。

其他俗に所謂舟幽靈「うふめ」の幽靈、雪隠のばけ物等あり。

幽靈はもと靈魂不滅論に本づき、純正哲學の問題にして物理心理の關係する所にあらざるも、世間の所謂幽靈は、物心の間に其形象作用を現示したるものをいふことなれば、其説明も亦物理心理によらざるべからず、我邦從來の説明にては、多く儒教によりて前節に述ぶるが如く、死したる者の魂魄未だ消散せずして其形を現すものとなす、過日國家學會に於て谷子爵の幽靈談は、全く儒教の説に本づくものなり、又十返舎一九は怪物輿論に叙して曰く、

無情にして有情に化するものは、腐草化して螢となるの類、離形にして有形をなすものは、折枝を地にさすに自から根づくが如し、況や人の魂氣存して異形を露はし、靈をなす事、各物に著するの情逼する故なり、蓋山谷幽陰の猿精狐怪、古家荒房の死鬼愁魂、俱に奇とす可く、亦奇とすべからざるものや云々。

是れ皆想像説にして決して學術説明と見做すべからず、余此事につき、曾て世人の注意を促がしたることあれば、左に其文を掲ぐべし。

夫れ幽靈の談は時の古今を問はず、洋の東西を論ぜず、遍く世に傳はれる所にして、眞に之有りと思ふ者、現時にありても猶鮮しとせず、而も實際之を見たりといふ人に至りては甚稀なり、然

らば彼多數なる幽靈論者は大抵實際に之を見し人にあらずして、古來の傳説、若くは世人の風説に聞き、依りて以て自己の信仰を固うしたる者なり、是を以て眞に幽靈有りと思ふ人は、其論の眞偽を質さんより寧傳説風説の果して確實なるものなりや否やを質すを要す、即ち幽靈有無の問題は事實眞偽の問題に歸着するなり、今幽靈有りと論ずる者の論據とする所を考ふるに、靈魂不滅の説に外ならず、即其説に曰く、人の死するといふことは唯其肉體が生活作用を息めし迄にして、靈魂其物の滅せしにあらず、既に靈魂にして滅せざる以上は、一旦肉體を離れし後と雖も如何にかして一種の形を現はし、人に其存在を見すべき道理なり、故に死者が自家又は社會の事に就き執念を残して、死後猶安すること能はざる場合には幽靈となりて其形を生存在する人に現し、其懐ふ所を告ぐることを得るは疑ふ可からずと、然れども少しく考ふるときは、世に所謂幽靈と靈魂不滅論者の所謂靈魂とは、全く性質の異なるものなることを發見するに難からざらん、何とならば所謂幽靈には形あり色あり聲もあり重量もあり、而して所謂靈魂は人の精神を指すものにして此等の性質を具へざればなり、若し幽靈にして果して靈魂と同一物ならんには、是即精神其者の體にして一旦肉體を離れし後形を具へて人の前に現すべき謂なければ、世に其形體を見しといふ人の眼前に現れし物は實に幽靈にあらず、又靈魂にもあらずして之を他物と假定して可なり、且幽とは不可見の謂ならずや、而も之に形體ありとせば論理上撞着の甚しきものといはざる可らず、されば

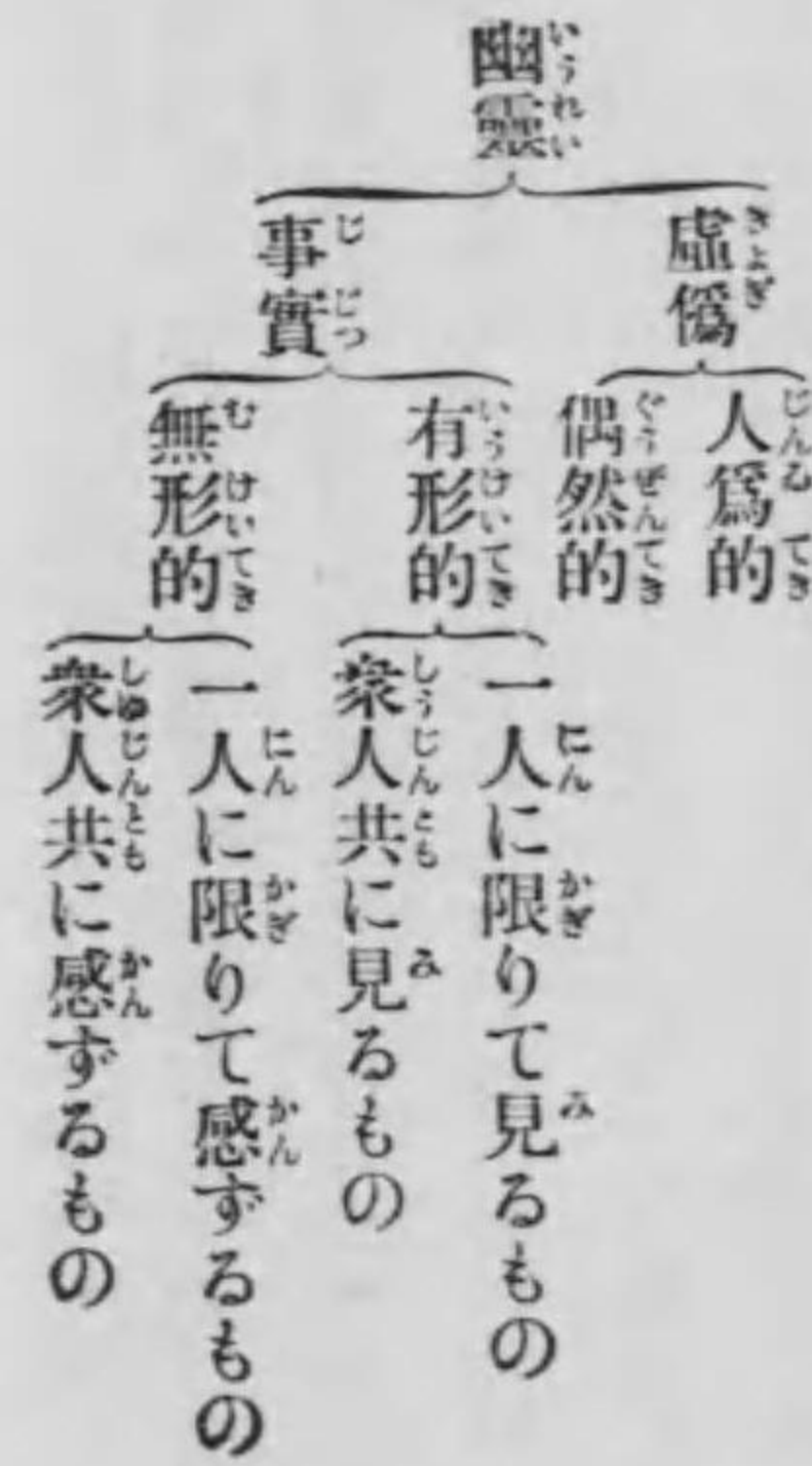
彼幽靈論者の説く所は道理上既に靈魂不滅説と全く關係なきものを知るべし、且實際上に於ても全く自家の經驗を根據とせるものなれば、之を事實として其論を承認すること能はざるなり、たとひ一步を假して其事實を確實とし、其道理を精確なりと假定するも、猶ほ二三の考究を要する問題ありて決して輕々に論斷を下すべからず、即其問題の第一は、一旦肉體を去りたる無形質の精神即ち靈魂が如何にして再び形質を具るに至りしかといふ事是なり、又第二は幽靈の現れし場合並びに人之之を見し場合を考ふるに種々の事情存せざるはなきことなるが、何故に幽靈の現はるゝにかゝる事情を要せるかの點是なり、其事情とは何ぞや、試に之を左に列舉せんに、先之を主觀的と客觀的とに分つを便とす、其客觀的には第一に幽靈の現するは薄暮或は夜中の如き事物の判明ならざる時に多き事情あり、第二に寂々寥々たる場所に多き事情あり、第三に死人ありたる家久く人の住まざりし家、神社佛閣、墓畔、柳陰の如き場所に多き事情あり、其主觀的には第一に幽靈は或一人に限りて其形を見ると多く、衆人同時に之を見ると甚少き事情あり、第二は疾病或は心痛其他の事情に由りて身心上に衰弱變動を生じたるか、若しくは發狂したる場合に於て多く現るゝ事情あり、第三に幽靈を見るは、其性質感動し易く恐怖し易く、概して智に乏くして情に強き人に多き事情あり、第四に自ら一事を專念沈思する場合に多き事情あり、例へば寡婦が專其亡夫を追慕して止まざる場合に於て其幽靈を見るが如し、之を要するに以上列舉せしが如き種々の事情ありて始めて幽靈

現はるとせば、何故に此等の事情が幽靈の現出に必要なかは決して研究を怠る可からざる要點ならずや、さはいへ予は決して幽靈なしと斷言せんとするにあらず、又決して幽靈ありと信する論者を攻撃せんと欲するにもあらず、唯世の幽靈論者が僅々二三の事實に據りて直に之有りと斷定を下さんとする傾向無きならざれば、此の如き論者に向ひて注意を乞はんと欲するに過ぎず、故に予は幽靈ありと信する論者に向ひて、其斷定に到達するに先ち、余が上に列舉せし一二の問題に對し十分なる解釋を與へられんことを企望して止まざるなり。

王充の論衡に述ぶる所實に一理あり、其の言に曰く、朽れば則ち消亡し、荒忽として見え、故に之を鬼神と謂ふ、人、鬼神の形を見る故に、死人の精に非らざるなり、何となれば則ち鬼神は荒忽として、見えざるの名なりと、是に由て之を視るも、通俗の所謂幽靈の誤あるを知るべし、若し誠に幽靈を説明せんと欲せば、物理的・心理的の二方によらざるべからず、若し物理的説明によらば幽靈は固より世に存在すべき道理あるものにあらず、強て之を説明せんとせんか、或は一種の電氣又は精氣の作用に歸するより外なし、或は數學上之を第三大以上のものとなす人あり、第一大とは單線の如き長さのみを有するものにして、第二大とは、平面性のもので長と幅とを有するものをいひ、第三大とは、立方體にして長幅の外厚さを有するものをいふなり、而して今吾人は唯五官のみを有して、他の感覺なきものありと假定せんか、然るときは第一大以上を知るべからず、又五官のみにて他の感覺

なき者ありと假定せんか、第二大迄を知るも第三大には及ばざるべし、然るに今日の人類は、五官によりて三大までを知ると雖も、若し此上に六官七官を有しなば、なほ四大五大の知るべきものあるやも測るべからず、而して幽霊の如き妖怪は即ち此の四大以上の性を有して、人間の五官にても知り得べからざるものと想像するものあれども、これ却て臆説空想の甚きものなり、或は又人間にも五官以上の官能具備したらんには、幽霊も亦辨じ得べきものなりと考ふるものあるも、これ亦一の想像にして固より取るに足らざるべし、要するに物理上にては、到底幽霊の實に在りとの論には同意すること能はず、然れども心理上より考ふるときは、幻覺妄想注意信仰豫期感情等によりて説明することを得べし、然れども此等は後に一々例を擧げて説明する所あるべし。

第十三節(幽霊の種類) 民間の幽霊には種々あること疑なければ、左に其表を示すべし。



人爲的とは虚言詭傳等によりて其實を誤るものを云ふ、偶然的とは先きに第一節に掲けたる二三の例の如きものを云ふ、此二者は共に事實にあらざるを以て之を虚偽と名く、此偶然的に屬すべきものに物理的妖怪あり、即ち光線の反射屈折等によりて人影を浮ぶるときに之を幽霊と認ることあり、例へば高山幽谷などには虚影を見ることあり、又夜中ランプの光線が偶然物の影を人の形に現せしむることあり、之れとひとしき例に信州小諸町小山勝助氏より報道せられし一項あり、即ち左の如し。

我長野縣北佐久郡御影新田村若林時次郎の妾某同村内に一家を借りて別居せしが、明治十九年九月某夜便所に往き還りて室に入らんとせしに、今迄明かなりし洋灯の何となく朦朧として薄暗きを異み、不圖其ホヤを見れば、ホヤは人面と化して某を睨むもの、如し、某之を見て驚き叫び、出でて隣人に告ぐ、隣人妄となし一人も之を信するものなし、是に於て某己むを得ず、再び室に入りて其ホヤを検せしにホヤの裏面に附着したる油烟明かに人面を現はせり、其容貌男女の區別明かならざれども眉目口鼻皆備はりて、頭髮の生際迄判然印現し、畫工と雖も及ばざる程巧み見ゆ、是偶然油烟の附きし所が人面の如くに現はれしに相違なかるべきも、此くの如く巧みに現はれしは奇と謂はざるべからず、或人之を御嶽講の先達に占はしめしに、時次郎の亡妻榮りを爲すなりといひし由、尤も其ホヤは其儘同家に保存しある由なれば、何人にても猶見ることを得べし。是れ偶然の出来事なることは問はずして明かなり、又返響が人を驚かすことあり、深山などには殊に

甚しとす、要するに光線と音響とは妖怪を作り出す力を有するを以て、今後幽霊の形を見、若くは

聲を聞きたるときには、餘程注意に注意を重ねて其原因を探究せざるべからず。
又虚偽にあらすして一般に幽霊の事實として世人の傳ふるものに、有形無形の別ありて、有形の方には陰火の燃上り、或は怪火の空中に飛行するを幽霊となすものあれども、今此に論ずるものは人の形體を示すものを云ふ、其形體に手足五感を具備して言語舉動更に生時に異ならざるものと、半身のみありて空中に懸り、或は頭のみを現し、或は運動のみありて言語を有せず、或は言語運動共に有せざるものとあり、之に反して無形の幽霊とは、目に形體を見ざるも耳に語聲を聴き、或は足音を聞き或は觸覺上亡者の體重を感じるが如きを云ふ、世間の俗説には幽霊が寺に参り、戸を開き鐘を敲く等種々の音を聞くも、其形を示さることありと信するなり、又此等の幽霊の一人の感覺のみに現するものと、衆人の耳目に現するものと二種あり、左に二三の例を擧げて示すべし、先づ有形的幽霊の一人に限りて見たる例を擧ぐれば、

新著聞集卷五に曰く、江戸柳原の酒屋市兵衛と云者の妻、天和三年の夏身まかりしに、其頃の或夕暮に幽霊現はれて下女が袖を引しかば、あなかなしやと伏倒れ呼びしに驚き、人寄て見れば絶死せり、顔に水をそゞぎ呼けるに辛じてよみがへりし、然るに彼が片袖切てなかりしかば、不審して翌の朝亡妻の塚に詣で見れば、彼袖石塔の上にかゝりてありしとなり。

群馬郡福地載五郎氏の報に曰く、予が産地は上州前橋なるが、同地の縁家に予と同齡の男子某あり予は父の四十二歳の時生れしより假りに棄兒とせられ、俗に四十二の二つ子と稱して、四十二歳の人の子は禍ありといふによる、某の父を拾ひ親と定めし事あり、加ふるに予が母乳に乏しかりし爲め、某の母に乳養せられ、十二三歳の頃迄は常に相往來し、予と某とは恰も眞の兄弟の如くに交れり、然るに予十三歳の時入京し、某と相見ざることを數年の後、一度歸郷せしことありしも、當時某は或縣立學校に入學してありたれば、終に面會するを得ず、交情漸く疎にして、今は他人と異なること無き程迄になりたれば、某を思ふこと曾てなかりしが、明治十六年の暑中に一日の閑を得て郊外を散歩せしに、途中にて圖らずも某に邂逅し、種々笑談の後某の著しく衰弱せるを異み、其所由を問ひしに、某は過般來脚氣症の氣味ありしが、夏期に至り病勢増進して、一時は歩行すること能はざる迄に至りし故、湯治を兼ねて某所へ轉地せり、其後漸く輕快に向ひ、一昨夜歸宅せし位なれば、病餘の疾癒猶ほ全く癒えざるなりと語りしに依りて、始めて某の病氣にてありしを知り、猶ほ大切にすべしといひて別れ、午時家に歸りしに、某の家より信書至る、輒ち開きて見れば、書中某永々病氣の處、療養終に其効なく、昨夜死去云々の語あり、此訃音にして信ならば、今朝途中にて某に逢ふべき筈なれば、且つ驚き且つ怪み、一時呆然としてありしが、兎に角打乗おくべきことにあらねば、直ちに某の家に至り尋ねしに、久しく病床にありて一時轉地せしことなどは、予が某に

逢ひし時聞きし所と毫も差はず、而して其死せしは實に昨夜の事なりし由を聞き、さては今朝逢ひしは某の幽魂なりしかと思はず、膚に粟を生じたり、因て思ふに予と某との交情今日迄幼稚の時の如く親密なりしならんには、此くの如きことなきにも限らざるべしと雖も、當時は久しく相見しこともなく、殆ど絶交の有様にて、曾て腦中に浮びしことすらなきに、而かもかく亡靈に逢ひしは如何なる故にやと、疑團凝りて解せず、且らく記して後日の研究を待つ。

又衆人共に見たる例を擧ぐれば、谷子爵の國家學會にて演述せられし幽霊談の中に、白晝出でたる幽霊の事實あり、今國民新聞の雜報中より其一節を轉載すれば、

頃延寶二年の事なり、土佐の國に於ては浦々に浦奉行なるものありて、九十九浦よりあがる税は先づ浦奉行に納めたり、此浦奉行に岡野源兵衛なる者あり、源兵衛の配下に濱田六之丞と云ふ者ありしが、此六之丞は夥しく金を取扱ふ故に終に不良の心を起し、只今ならば、監守盜ともいふべき罪を犯せり、其頃の刑罰は極めて重く、濱田六之丞之がため死刑の宣告を受けたるのみならず、一家三族悉く落首となつて相果てたり、六之丞の弟に吉兵衛といふ者あり、紀州へ行いて劍道を學び居りしが、性得甚だ誠實にして學業の進みも早く、師家にては彼に皆傳を許さんと思ひ居る内、吉之丞は國元の便りを聞き、大に驚き、それとなしに師家を辭して、土佐に歸り城下より一里許離れたる洲崎といふ處へ上陸して、村役人の處へ至り、自らは先程監守盜の罪を犯して刑せられ

たる六兵衛の弟でゐる、何分の御仕置を願ひ奉ると届け出でたり、通常のものならば、一家の刑せられしを聞かば、逃げ去ること人情なるに、吉兵衛は他國より歸り來りてお仕置を願ふにより、村役人も感心して、繩をまかけず、添書をつけて目付役の處に至らしむ、當時の目付役源兵衛は其旨を上申に及びたる處、土佐の政府に於ても其殊勝なる心に感じて種々の議論ありしが終に切腹を申付けらる、吉兵衛は通常ならば打首にも處せらるべき處武士の面目を立て下され切腹を仰付けられたるは、此上なき有難きとなりと御受して潔よく割腹して相果てたり、其翌日の晝頃なりき、源兵衛の家に案内を乞ふものあり、源兵衛立出で見れば、昨日割腹したる濱田吉兵衛也、實は生前に申残したるとあり、依つて御依頼の爲め推參致したり、そは餘の義にあらず、師家より傳書を贈り來る筈なるが、拙者かくなり果てし上は、つまらぬ者の手に渡るは必定也、さありては師家に對して信義の相立たざる次第なれば、何卒足下に於て御燒棄相成たきものと、源兵衛は之を承知したる旨を告ぐ、濱田吉兵衛は喜んで立去れり、此幽霊は白日出で來りしのみならず、立派に足もありて且水漬二杯の馳走を受けて立去れり、其座に源兵衛の僕、平尾彌五郎、市田與平次の二人居合はせ不思議に思ひあと追駈けたれど終に影を見失へり。

又近江國大菅吉太郎氏の報に曰く、維新の前彦根藩士に寺澤友雄(今猶生存せる人)といへる人ありしが、一夜同藩士某の邸邊を通行せし時、同邸の牆の邊に人あり、胴より上を見はし、頗りに頭を

左右に振りて所願するものゝ如し、由りて月の光に照し其面を熟視すれば、其邸の主人某なり、當時某は江戸詰にして此處にあるべき筈なれば、之を異み、翌日其家に至り具さに見し所を告げしに某の夫人も亦其時刻に良人の影紙障に映ぜしを見たりとて共に一驚せしが、其翌日江戸より急報あり、某熱病に罹り急に死すと、而して其時日は恰も寺澤井に某の夫人が幻像を見し時日に合せり、是に由りて之を観れば幽霊は形體あるものによ。

又保田守太郎氏の報に曰く、余本年四月下總國香取郡香取村に遊びし折、佐原小學校の教員數名と懇意になりしが、其人々より同地近傍に隠れなき怪談なりとて面白き一話を聞き得たり、今其要領を記さんに、香取郡小見川町に皆花樓とて旅店と割烹店とを兼たる一樓あり、今より七年前の四月中旬のとなりとか、一日客あり（當時郡書記を勤めたる者なるが姓名は憚りて言はず）此樓に宿せしが、其夜十一時頃迄も眠りに就くと能はず、衾を打被ぎながら書籍雜誌など讀み居たりしに漸く睡氣附きて、やゝ華背に遊ばんとする折しも、枕邊の方に物音して人の氣はひするまゝに驚きて目を開き見れば、こは如何に今まで幽かなりし燭火の光り煌々と四邊まばゆきばかり照輝きて、あなたの壁際に年頃二十あまりとも覺しき女の鮮血に塗れて蓬の黒髪振り亂し、いと物怨めし氣に腕まへたる眼光の凄じさ、見るより客の驚きは譬へんに物なく忽ち五體打ちすくみて、覺えず一聲絶叫せしかば、樓下に臥したる宿の主人此の物音に驚きて、いそぎ件の客の間に走り行き見れば、

客は既に面色土の如くなりて聲も得立せず、冷汗身を浸して打伏し居たりと云ふ、然るに此事ありてより三年後、又偶々一客あり此樓に宿せしが、此人は（是も當時郡書記を勤め居たる人）嘗て前の怪事を耳にしたることなかりしなり、さて其夜床に入りて未だ眠りに就かず、ほの闇き燈火の光りに四邊の屏風襖の繪など打眺め居たる折りしも立て切りある襖の間より白く細長き女子の腕現れ出たり、宿の下婢などの戯れならんと思ひければ、只黙して注視し居たるに少時して隠れたり、然るに之と同時に隣室に泊り合せたる客人（縣會議員某）忽ち一聲高く叫びて急に人を呼ぶものゝ如し、前なる客、驚きて聲を掛け、往きて其故を問ふに、隣客の答ふる様、吾れ今夢に墓場を過ぎしに、墓石の間より、白く細長き女子の腕現はれて我が袂を引くに驚きて振り放たまくすれども、五體すくみて動くこと叶はねば、思はず聲を揚げて人の救を求めたるなりと、因りて前に實見したる有様を語りて互に其奇に愕きたりと云ふ、さて其後此二人の内何れにありけん、偶々彼の三年前に怪事に出逢ひたる人と相會したる折、ふと右の話を打出でたるに、前なる人聞きて太く打愕き、吾も嘗て彼の樓にて怪異を見たることありしが、今想ひ出でて肌粟する心地すとて前の話を備さに語り出で、猶互に其月日を問ひ試みたるに、奇なる哉前後の怪事恰も同月同日に當りたりければ、孰れも再び其奇に愕きたりと云ふ、かくて後、段々彼の旅店の來歴を穿鑿したるに、其の前代の主人性頗る苛酷にして嘗て一婢を虐待し遂に死に致したることありしとぞ。

次に無形的幽霊の一人のみにて感ずるものを擧ぐれば、
 犬著聞に曰く、下野國那須の下蛭田村に助八と云者あり、父は死し繼母ばかりなるを常につらくあ
 たりしかば、母怨みかこち、汝今かくの如くからき目にあはする共、物にはむくいあり、やがて思
 ひ知らせんものをとにらみし眼いとおそろしかりき、其後母わづらひつきて死けるが、其夜より怨
 霊來りて助八をなやましければ、おそろしきやるかたなく身の毛よだちて覺ける故、妻子をすてか
 みをそり、湯殿山行人にさまをかへ、諸國しゆ行せしより後怨霊又も見えずなりしとかや。
 又某氏の報知に近江國愛知郡北蚊野村に宇野うめといへる者あり、其母春野既に死して今は獨身な
 るに、或夜のこと隣人宇野茂兵衛といへる人、うめの家の門前を通行せし際、家の中にて春野と
 めとが頻りに談話する聲を聞き、立留りて猶よく之を聞けば、母の春野がうめの將來につき按じ煩
 ふ物語なりしより、益々不審に思ひ戸の際より内を窺ふに、唯うめの獨り臥したるを見しのみ、然
 れども猶談話は止まざりし由。
 又衆人共に見たる無形的幽霊、或は衆人の夢中に現じたる幽霊を擧ぐれば、
 古事談卷六に曰く、むかしひえの山千手院に廣清と云ふ僧ありけり、常に法華經を讀み奉りて極樂
 にまうでたるよし、人の夢に見えたる、歿後にかの墓所に夜毎に經一部よむ聲を聞きけり、改葬
 して其墓所を他所に渡したりける時も、猶經の聲を聞きけり、在生の時より執し奉れる故に、歿

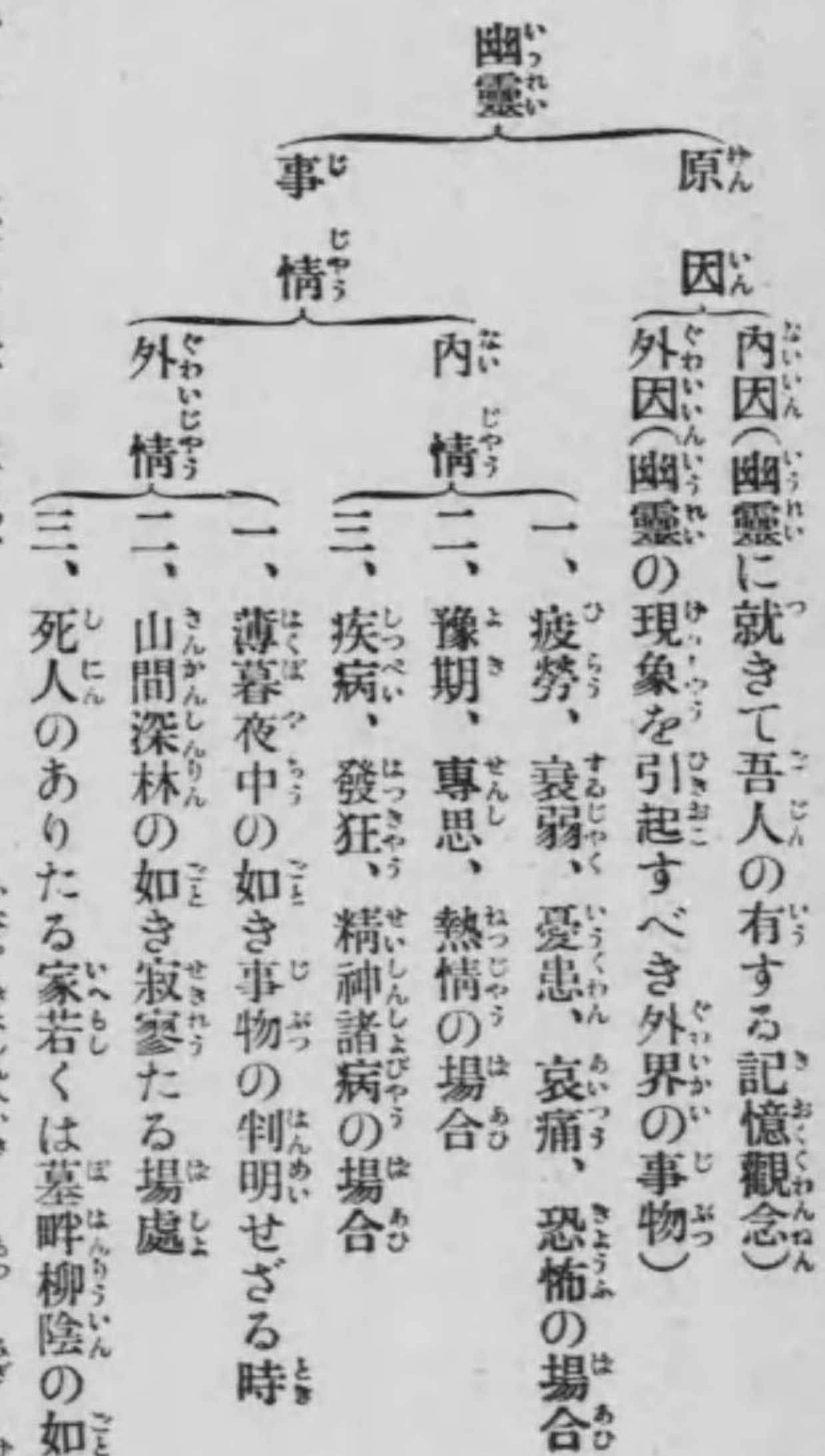
後にも其行怠らぬなり、善惡につけてしふしんある事は、生を隔つれどもかゝるにこそ。
 又越中國立葉慶祥氏の報する所によると、予が村は僻處にて日用品すら急に購ふこと能はざる位
 の土地なるが、明治十七年十月某夜村内の某老爺來りて予に謂て曰はく、我砂糖を嘗めんと欲すれども
 偶々所蓄盡きたり、貴家若し蓄ふる所あらば願はくは少量を貸せと、予素より某爺の砂糖を好むを
 知る、且つ其家貧しいふに非ざれども、僻地のことなれば何心なく之れを與へしに、爺の喜ぶこと
 一方ならず、大聲歡呼せしを聞くや忽ち其影を失ふ、是に於て其夢なりしを知り、再び眠りしに、
 翌朝人あり某老爺一昨夜來急病に罹り昨夜終に死せりと告ぐ、予且つ愕き且つ異み、他事に託して
 臨終の狀を問ふ、因りて死者將に瞑せんとするに臨み、我年既に七十に近し、復何をか望まん、唯
 一塊の砂糖を嘗むること能はざるを遺憾となすのみと語りしを聞き、竊に夢の妄ならざりしに驚き
 しが、葬送終りて後、老爺の子某來り話緒亡父の事に及ぶ、某乃ち曰はく、予頃日商用の爲め越後
 高田に赴き、父の病を知らず、一夕家父の砂糖を嘗むる夢を見たりしが、其翌日家父死亡の電報に
 接し急に歸り來りて之を尋れば、家父終焉の際、實に砂糖を嘗めたりといふと、此二夢は共に事
 實に合するものにして、頗る奇怪ならずや。
 其他幽霊の種類に『うぶめ』の幽霊、舟幽霊等あれども是れ雜部門に於て論ずる筈なれば此に掲げ
 す。

以上の諸例は事實として掲げたも、其中に寸分も虚偽なきを保すべからず、余が今日迄の経験によるに、什中七八迄は虚偽虚構に出づるを知る、果して然らば眞に事實として取るべきものは僅に二三のみ、其中一人に限りて現するものは幻覺妄見豫期專制等の種々の精神作用に由ること疑ふべからず、又無形的幽靈も同く精神作用に歸せざるべからず、獨り衆人共同して見る所の有形的幽靈に至ては、精神のみによりて説明し難しと雖も、若し人の想像豫期する所同きときは、同一の幻象を感じることあれば、衆人共に見るものも精神作用に關係なしと云ふべからず、而して精神作用の説明は心理學に屬することなれば、總論説明篇及心理學心象篇に譲る、又兩人にて同一の夢を結び、或は同一の事を感じ、殊に同月同日に起り、二者眞に符合せりと傳ふが如きも、決して信許すべからず、誰れも明かに時日を記憶するものなきを以て、共一時の想像によりて時日を定むるを常とす、故に余が今日まで時日符合のことに付取調べたる中に未だ一として確實なるものに接せず、大抵皆假定臆断によるものなれば、確實らしきものも決して確實にあらず、又妖怪の原因の如きも、人々の豫想によりて定むるものなれば、是れ亦眞偽を知るべからず、例へば或る家に一怪事あるときは、此事は必ず前に死したる人の中に怨恨を抱きしものあるより生ぜしならんと豫想して其原因を求め、遂に數代前其家に殺されたる人ありしことを發覺し、直ちに彼の怪事は怨靈の作用なりと速断するが如きは、是れ決して公平無私虚心平氣の判断にあらず、且つ事物の上には必ず偶然の暗合はあるべきことにして其

事は既に理學部門第一講に述ぶる所なり、故に是れありとて何ぞ敢て怪むに足らんや、又道に死したる友人に會し、互に相語りしことありと云ふも、人は幻覺によりて實際虚無なることを其實あるが如く感覺することあるのみならず、人の記憶其物も時によりて信據すべからざることあり、例へば四五日前に面會したりしことを昨日の如くに記憶し、甲の人に面會したりしことを乙の如くに記憶し夢中に想見したることを實際経験したるが如く記憶し居ることは折々ある事柄なり、以上の事情を参考するときは、世の幽靈實驗談は、如何に確實なるものにもせよ、絶對的に其實を得たるものと稱するを得ざるなり。

第十四節(幽靈論の歸結) 上來論述する所之を要するに、余は幽靈有無論は靈魂不滅論に本くもの

にして、靈魂は不滅なりと斷言して可なるを以て、幽靈も實在せりと許して然るべきが如しと雖も、通俗の所謂幽靈は靈魂論と大に其性質を異にするを以て、余は幽靈現存説を信する能はず、然れども余は世間の排斥論者の如く一言の下に排斥するにあらず、凡そ今日民間に傳はる幽靈は什中七八人迄人爲的及偶然的にして殘餘の二三は精神作用に由るものとなす、唯余は從來世間に云ひ傳ふる幽靈談について事實と虚偽とを判別すること能はざるを以て一々説明を與へざるのみ、故に余が目的は今後の幽靈につきて注意を與ふるにあり、先づ世人の幽靈に遭遇したるときは必ず種々の原因及事情あることを記せざるべからず。



故に若し今後幽靈に際會したるときは、必ず虚心平氣を以て右の原因事情の外に眞に幽靈と認めざるものあるか否を審定すべし、然るに若し幽靈は此等の原因事情によりてのみ成立するならば、余は之を名けて假怪と云はんとす、而して眞怪と名くべきものは、余は獨り靈魂其者の本性實體あるのみと信するなり、是れ余が先きに靈魂不滅論を述べたる所以なり、而して此靈魂は玄々たる絶對關門の内において存し、吾人の精神の上に其光輝を放つのみ、決して物質的形態を有するものにあらず、之を名けて靈妙不可思議と云ふ、豈世の物質的奇怪的幽靈と同日に論すべけんや、唯余は世人に哲學的智眼を開き來りて、奇怪的幽靈を破り、靈妙的幽靈を顯はされんことを望んで止まざるなり。

第十五節 (靈魂説の歸結) 斯く幽靈論を結び來れば亦靈魂論を結ばざるべからず、靈魂は吾人の生死の關する所にして、其生滅は生死の迷路の分る、所なり、彼の唯物論者の如く來來心靈なしとするも、猶ほ生死の途に迷なき能はず、未來の天堂も地獄も都て無しと信するもの、猶ほ死を恐れざる能はず、支那にありても楊朱の如きは唯物説なり、其言に曰く、萬物の異なる所の者は生なり、同じくする所の者は死なり、生には則ち賢愚貴賤有り、是れ異なる所なり、死には則ち臭腐消滅有り、是れ同じくする所なり、又曰く、十年も亦た死し、百年も亦た死し、仁聖亦た死し凶愚も亦た死す、生すれば則ち堯舜、死すれば則ち腐骨、生すれば則ち桀紂、死すれば則ち腐骨、腐骨は一のみ、孰れか其の異なるを知らん、又晏平中の言に曰く、既に死す豈に我に在らんや、之を焚くも亦た可、之を沈むるも亦た可、と人よく此言を信じて死を恐れざるを得るや、又生死は自然に一定せるものにして人力のよく動かすべきにあらず、儒者は曰く、死生有命富貴在天と、佛家は曰く、煩惱即菩提、生死即涅槃と、人智よく此の如く信じて死を恐れざるを得るや、余輩の甚た怪む所なり、夫れ人の恐るゝもの死より甚きはなし、雷震を恐れ、病患を恐れ、猛獸を恐れ、毒虫を恐れ、飢渴を恐るゝは、皆死を恐るゝより起る、而して人の迷も亦死を恐るゝより生ぜざるはなし、迷は實に苦の由て起る所なり故に人若し苦を脱せんと欲せば先づ迷を脱せざるべからず、余曾て世の金滿家に一言を進めたることあり、其有する所の金はもと死物なるも、一種の力を有す、其力實に強くして且つ大なり、山も動か

すべく、川も止めしむべく、腕力も之によりて生じ、智力も之によりて進み、権力も之によりて張り、威力も之によりて高く、其力よく法律の權門を破り、禍福の冥路を啓く、諺に云ふ、地獄の道も、金次第なりと、實に金は一種不思議の神力を有すと謂ふべし、其力又よく智者を愚にし、才子を鈍にし人を欺き、事を誣ふるも自在あり、實に金は一種奇怪の魔力を有すと謂ふべし、是れ世人一般に金を見て狂する所以なり、金満家は何ぞ多幸至福なるや、此不可思議の神力と、奇變妙怪の魔力とを有する金を其一身に具す、實に人世にありて、最大幸福の地位を占むる者と謂ふべし、余輩其人に向ひて賀せざるを得ざると同時に又他方に向ひて弔せざるを得ざるものなり、即ち無資無産の貧民窮生是れなり、是れ實に人世にありて、最大不幸の地位を占むるものと謂ふべし、誰れか一方に此の如き最大幸福の人を作り、他方に彼の如き最大不幸の人を造りしや、上帝若し在さば、余輩其法廷に向て不平を訴へざるべからず、然り而して神力魔力を兼備せる、金力の動かすべからざるもの一あり、金満家は何程最大幸福の地位にあるも、此一點に對しては最大不幸の人たるを免れず、之に反して無資産の貧民窮生も此點に考へ來らば最大幸福の人たり、其點は何ぞや、曰く、人の精神上の境遇なり、金満家は肉體上にありては快樂を擅にし幸福を専らにし、百事百物意の如くならざるなきも、精神上にありては、亦頗る安樂の餘地に乏きを見る、而してよく精神界中に、樂地を開く者は、學問と宗教なり、此二者は精神世界を照す燈臺にして、又精神境裏を窮ふ眼鏡なり、金満家は大抵學問に乏く、

又宗教に暗し、故に大事に當りて迷ひ、病患にかかりて恐れ老い去り、衰へ來りて、目よく視る可らず、耳よく聴くべからず、舌よく味ふ可らざるに至れば、恰も溪山深き處に、樵徑を失したるが如く茫然として四顧向ふ所を知らず、又恰も終身禁錮の牢中にあるがごとく、呻吟して唯其心を苦むるのみ、斯くして、日一日より死期に近き、愈々生死一別の境に臨み、無常の妄風吹き來りて、心燈將に滅せんとするに至らば前途暗くして何れに向て去るを知らず、願て往時を追想すれば、百事恍として夢の如し、進退是れ窮るも、亦如何ともすべからず、如何なる金満家も此に至れば其憂悶實に言ふに忍びざる者あり、金力特有の神力も魔力も、此境に臨みては、更に其功力を見ず、而してよく此際大金剛力を奮ひ、以て百憂千悶を一拂し去る者は、獨り學問と宗教あるのみ、此二者は人の精神に一種の高遠美妙不可思議の幸福快樂を與ふる者にして、平常苟も學問に志し、宗教に意ある者は、多少此快樂を其心に感受せざるはなし、然るに、金満家の缺點は此二者の思想に乏きあり、故を以て金満家は肉體世界にありて、最大幸福を專有する人となるも、精神世界にありては、最大不幸の人となる、是れ、余輩が金満家の爲めに、嘗に其不幸を弔するのみならず、此不幸を轉じて幸福となす方法を示さんと欲する所以なり、と是れ余が會つて金満家に呈したる一言なり、然るに古來聖人君子と稱せらるる者は、其心常に明かにして生死の途に迷ふことなく、精神界裏に日月を浮へ、方寸城中に極樂を開き、安樂の別天地に遊ぶものなり、釋迦孔子の如きは論を待たず、陽明カントの如きも其

心實に日月より明かなるものあり、陽明時に死せんとす、門人遺言を問ふ、陽明微晒して曰く、此心光明、亦復何言んと、頃刻にして瞑目して逝り、カントは病中にありて自ら死の近きを知り、人に語りて曰く、吾は死を恐れず、何者吾は如何して死するを知らばなりと、碩學大家の生死に迷はざること實に此の如し、然るに凡庸の輩は戦々兢兢として死を恐れ、終身苦海に一生を送る、是れ即ち其心自ら地獄を作り煩惱の火中にありて苦しむものなり、誠に哀むべきの至りならずや、蓋し宗教の世に起りしは此迷人を救はん爲めのみ。

第二講 鬼神篇

第十六節(鬼神論) 幽靈論に關聯し一に説かざるを得ざるものは鬼神論なり、在昔大聖孔子は門人の間に答へて、未知生焉知死と云ひ、又未能事人焉能事鬼と云へり、然るに余は今之に反して未だ能く鬼に事へず、焉ぞ人に事へんといはんとす、又余は未だ死を知らず焉ぞ能く生を知らんといはんとす、何となれば人間一代の事を知らんと欲せば、生前死後の事を明にせざるべからず又人の心情に通じて能く之に事へんと欲せば、必ず鬼神に通ぜざるべからざればなり、凡そ此世界に人智を以て知り得べきものと知り得べからざるものありといふも、若し深く其理を究れば其の知り得べきもの即ち可知的も、亦實は知り得べからざるもの即ち不可知的の一部分なることを知るべし、誰

人も目前現在のことは呼んで知り得べきものとなす、然れども其由て起り由て來る所以を考ふるときは終に知るべからざるに歸す、故に可知的とは一部分につきていひ、不可知的とは全部につきていふものにして、可知的は即ち不可知的の一部分に歸するなり、之と同一理によりて人力と神力との關係を知るべし、例へば豫て人の意志行爲を以て左右し得る時は之を人力とし、人意を以て動かすこと能はざるときは之を鬼神の力、或は天の命に歸し、以て人と神との力を分つ、然れども更に進んで考ふるときは一として、所謂人力なるもの、存することなく、皆神力天命の作用に歸せざるを得ざるに至る例へば鋤を執りて田を耘す、以て人力とせん乎、其の手足の上に發し來る所の力は何れより來るか、之を筋肉の間より發すとすも、如何にして其の間より生ずるかを究むるときは、蓋し人自ら知らざる所なるべし、或は又春種き秋收む、以て人力とせんか、其の種子を露ほす所の雨露、其の地を温むる所の日光及び種子其物の發生等は、總て人力の得て窺ふ所にあらず、如何に之を人力といはんや、故に人力といふ、神力といひ以て之を區別するは、唯一部のことのみ、全體の上より見るときは一として鬼ならざるなく、一として神ならざるものなし、古來鬼神の事、諸書に見えたるもの少からずと雖も畢竟するに是等の名稱は人力の外に人意にて動かすべからざるものあり、人智にて知るべからざるものあるを想像して、之に名を命じたるに外ならず、其形體狀貌を想定する人に至りては、人智の程度に從て同じからざるべしと雖も人智人意の關せざる一種の力あることを臆測するに於ては一なり、果

して然らば鬼神は實にありと斷言して可なるか、左に鬼神の人に其形を示したる一例を舉げん。

晋の阮瞻、素と無鬼論を執し、自ら謂く、此の理以て幽明を辨正すべし、忽ち客有り、名を通じて瞻に謁す、瞻之と言ふ、良久うして鬼神の事に及ぶ、反覆甚だ苦む、客遂に屈す、乃ち色を作して曰く、鬼神は古今聖賢の共に傳ふる所、君何ぞ獨り無しと言ふを得ん、即僕は使ち是れ鬼なりと、是に於て變じて異形と爲り、須臾にして消滅す。

三十國春秋に曰く、中牟令蘇韶卒す、後、從弟節、韶の馬に乗りて晝日にして而して行くを見るに黒介幘、黄綵の單衣を著けたり、節因りて幽冥の事を問ふに、韶曰く死する者鬼と爲り、俱に天地の中に行く、人間に在りて而して生者と接せず顔、回ト商は今見に修文郎たり、死と生と略異なること有ること無し、死は虚、生は實、此れ異なるのみと、言終て而して見えす。

此の如き鬼神談も亦事實とすべきか、是れ余が次節に述べんとする所なり。

第十七節(鬼神の有無) 鬼神の有無につきては、先づ余の所謂鬼神と世俗の所謂鬼神と其別あることを示さざるべからず、抑も世俗の所謂鬼神は形あり、象あり耳目あり、身體あるものにして、角あり牙あり、口裂け眼光り、腕大に力強く、或は閻魔の如く、夜叉の如く、或は雷公の大鼓を負ひ風神の風囊を荷ふが如きものを云ふ、愚民に對して鬼と云へば地獄に住めるものと思へり、耶蘇教にても其地獄の圖には恐ろきし一種の鬼の住するを示す、其想像は東西相似たるものなり、然るに余が所謂

鬼神は之に異にして、形體形質を離れて、精神世界に存するものにして、前に論じたる靈魂不滅説と其理を同うす、既に靈魂を以て不滅となす以上は、鬼神の存在も亦否定すべからず、何となれば靈魂不死なりとすれば、人の死するや其の後必ず何れにか一種の成立を有せざるべからざる理にして、余の指して鬼神となすは此成立の體を云ふ、然れども其體たる決して生前のごとき身體、若しくは形象物質あるものにあらず、唯精神界の成立を有するものにして精神の體なるのみ、古代希臘の唯物論者中に精神も一種の物質的分子より成るものにして唯其普通の物質と異なるは、其分子の極めて精微にして變化し易きありと云へり、デモクリタスエピキュラス氏の如きは即ち此説を主唱せり、若し其説によるときは鬼神にも亦形質ありと許して可なり、然れどもこは今日の學者中一人も容る、説にあらざれば、今日の學説によりて鬼神の成立を論ずるときは全く精神的のものとなさざるべからず、而して其の本體に至ては萬有の本源實體と同一にて、即ち神或は眞如或は太極、或は理想と同體なるべし、唯其異なるは神眞如太極等の名稱は平等唯一の部面より與へたる名目にして、之に對して鬼神は差別雜多の點より與へたるの別あるによる、然らば鬼神にも本體と現象との區別あることを知らざるべからず、本體よりいへば萬有の本原と同一にして、之と相通じて成立し、現象よりいへば萬有と其體を異にして一種格段の成立を有するなり、即ち佛敎の所謂平等門にては眞如の一體を説き、差別門にては彼我の區別を立つるに比すべし、例へば佛身に三身の説あり、三身とは法身報身應身なり、佛

は此三身を具したる一身にして、平等差別兩面を具有したる體なり、之と同じく神に於ても普遍性の神と、個體性の神との別あり、普遍性の神とは理想真如の體にして、宇宙萬有の本原實體なり、個體性の神とは宇宙萬有の外に成立して世界を支配する所のものなり、耶穌教に所謂神は此個體性に屬す、是れに亦多神と一神との兩説あり、多神教にては個體性の神に善惡種々の種類ありとなせども、一神教にては其種類を分たざるを以て鬼神を許す可らざるが如しと雖も、一神教にてもなほ天使を説き惡魔を説くを以て種々の鬼神を立つる者と見做すべし、又其の一神にも神父神子神靈の三位を立て、三位各差別あれども其本體は一なりとなす、之を三位一體説と名く、故に耶穌教の神にも亦平等差別の兩面を説くものと見て可なり、されば若し更に此の説を擴充して耶穌基督獨り神子たるのみならず、一切の人類は、皆神の造る所なれば悉く神子なりとし、三位一體を解して神人同體なりとなし、更に進で草木國土有らゆる諸物は皆悉く神の手に成るを以て、亦皆神子なりとなし、其萬有の有する所の勢力を以て神より分賦せられたる神靈なりとなすときは、三位一體説忽ち變じて神物同體説となり、萬有と神と平等無差別なりといふに至らん、然るときは耶穌教の三位説は終に佛教の三身説に歸し、兩教合して一とならん、佛教には已に一切衆生悉有佛性といひ、草木國土悉皆成佛といふは即ち神物一體の平等説なり、然れども今日の耶穌教は未だ此に至らず、是れ其の佛教に數歩を譲る所なり、先づ余は左の四段に分ちて鬼神論を説明せん」とす。

第一、儒教の上より鬼神の有無を論ず。
 第二、佛教の上より鬼神の有無を論ず。
 第三、神道の上より鬼神の有無を論ず。
 第四、近世の哲學上より鬼神の有無を論ず。
 此順序によりて先づ鬼神の解釋を與ふべし。
 第十八節(儒教の鬼神の解釋) 儒教の所謂鬼神は通俗の鬼神と異なり、今其語の諸書に見ゆるものを摘載すれば左の如し。

易繫辭傳に曰く、陰陽測らざる之を神と謂ふ、書經に曰く、鬼は常の饗る無く、克く誠なるを饗く、詩經に曰く、神の格る、度るべからず、矧んや射ふべけんや、禮記に曰く、鬼神は徳を饗けて味を饗けず、左傳に曰く、鬼神は人に實に親むに非ず、惟徳是れ依る、五行大義に曰く、諸神は禮智方無く、隱顯測れず、又曰く、孔子曰く、陽の精氣を神と爲す、中庸に曰く、鬼神の徳たる其れ盛なるか、論語に曰く、神を祭る神在すが如し、又曰く、神は非禮を享けず、老子曰く、谷神死せず、是れを玄牝と謂ふ、周子太極通書に曰く、微を發して見るべからず、用を充たして窮むべからず、之を神と謂ふ、邵子曰く、鬼は人の影なり、人は鬼の形なり、張子曰く、鬼神は二氣の良能なり、程子曰く、鬼神は造化の跡なり、朱子曰く、鬼神の理、聖人も蓋し之を言ふを難んず、眞に一物有

りと謂ふも勢不可、眞に一物有るに非すと謂ふも亦不可、物徂徠曰く、聖人の鬼を制する、以て其の民を統一す、伊藤東涯曰く、鬼神を有無に究めざる、此れ善く鬼神を究むるものなり。

以上の義解によりて其説多少の異同あるも、略、鬼神の意を了解すべし、説文によるに、天に神と曰ひ、地に祇と曰ひ、人に鬼と曰ふ、鬼の言爲る歸なり、慧なり、老鬼を擧方と曰ひ、小鬼を魃と曰ふ、とあり、草李に左の如く示せり。

形有り聲無きは木石なり、聲有り形無きは電霆なり、形有り聲有るは人物なり、形無く聲無きは鬼神なり。

又韓愈の原鬼論に述ぶる所如し左

形有りて聲無き者、物に之れ有り、玉石是れなり、聲有りて而して形無き者、物に之れ有り、風雷是れなり、聲と形と有る者、物に之れ有り、人獸是れなり、聲と形と無き者、物に之れ有り、鬼神是れなり、曰く、然らば則ち怪にして而して民物と相接するは何ぞや、曰く、是に二説有り、漠然として形と聲と無きは鬼の常なり、人、天に忤ふこと有り、人に違ふこと有り、物に爽ふこと有り、倫に逆して而して氣に感ず、是に於てか、鬼形に成る有り、聲に憑りて以て之に應ずる有り、而して殃禍を下す、皆鬼の爲なり、其れ既に又常に反す。

儼然集に鬼神與人不異辯あり、其中に引證して云、程子曰、死生人鬼一而二、二而一、王日休曰、

人有形之鬼、鬼無形之人、とあり、又新井白石の鬼神論には、「まづ天にしては神といひ、地にして

は祇といひ人にしては鬼といふよし、周禮には見えたり、かくその名異なれど、誠は陰陽ふたつの氣靈なれば、通じては之を鬼神といふなり、陰陽二つの氣といふも本と一氣なるべき歟、これ一種の屈めると伸るとにて、その氣凝りて伸るを陽といひ、かへりて屈めるを陰といふ、陽のうちにもまた屈伸あり、かく屈伸往來のおのづからなるを、二氣の良能ともいふなるべし、たゞし陰陽を鬼神とは云べからず、其屈ると伸るとのおのづから妙なるを鬼神とはいふなり、さてこそ鬼は陰の靈、神は陽の靈とはいひたれ、しかるを又文に對していふ時は天神地祇人鬼といふことは、天の氣は常に伸ぶ、又氣の清明なるものを神といふ、日月星辰の類これなり、しかも變化のはかるべからざれば、天にありて神と名づく、地のごときは山そばたち川ながれ、草木生出でそれとあらはししるべき跡あれば、地にありては祇となづく、祇の字いにしへは示に作れりと見えたり、示見は著見の義なるべし、人にありて鬼といふ事は鬼のことたる歸なり、人死して其魂かならず天にかへる、その魄はかならず地に歸る、魂魄天地にかへるゆるゑに魁と名く、云々とあり、此言によりて鬼神の解釋並に鬼神と魂魄との異同を知ることを得べし、又其論に更に魂魄と鬼神との關係を示して曰く、夫子宰我に答へさせ玉ひしは、氣といふものは神の盛なるなり、魄といふものは鬼のさかなるなり、鬼と神とを合するは教のいたりなり、凡生はかならず死す、死すればかならず土に歸る、かれこれを鬼といふ、骨肉は下

にたをれて陰れて野土と成、その氣は上に發り揚りて照明薰蒸萬悽愴をなす、これ百物の精なり、神の著るなりとぞ侍る、これ先人のうまるゝ時より宣ひせめしなるべし、生けるときにその嘘吸出入する氣といふものは、則ち死して神といふものゝなほさかむなる物なり、いける時にかの耳聽目明なる魂といふものは、すなはち死して鬼といふものゝなほ盛なるものなり、既に死して後にかの鬼といひ神といふものを合てまつるは、最聖人のをしへの至りなり、もろくのいきとしいけるものは皆死すれば必らず土にかへる、これを名づけて鬼とは云ふとあり、是によりて之を觀るに支那の所謂鬼神は、人の靈魂精神に關する語にして、前講の幽靈論と同一理を以て解説せざるべからず、故に、通俗の所謂鬼若くは神とは大に其意を異にするなり、之を一言にて解すれば人の死したる後を鬼と云ふなり、又神と稱するも萬物造出天地主宰を義とするにあらず、死後の精神若くは神妙靈妙を義とす、然るに支那にては鬼神の外に天と名くるものあり、是れ無意自然を義とするが如くにして、又有意有作の體を指すことあり、故に左に其所謂天について一言の説明を爲さんとす。

第十九節(天論) 支那にて天なる語には四種の意義あるものゝ如し、一には上に覆ふ所の蒼々たる天を云ひ、二には天道運行之規則、萬有自然の理法を云ひ、三には有意有智の作用あるものを云ひ、四には社會の大勢、人民の輿望を云ふなり、而して第二第三等の意義は第一の意義より次第に發達派生したりしや疑ふべからず、左に先づ第一意の例を擧ぐれば、

詩經に曰く、高々として上に在り。

莊子に曰く、蒼々たるは天の正色なり。

中庸に曰く、高明は天に配す、又曰く、浩浩たる其の天、又曰く、溥博天の如し。

論語に曰く、巍々乎たり、惟天を大なりと爲す。

次に第二の意に就て、

易に曰く、大なる哉乾元、萬物資て始む、乃ち天を統ぶ、雲行き雨施し、品物形を流く。

禮記に曰く天は則ち言はずして而して信、天は私に覆ふこと無し、是れ天の道なり、爲すこと無くして而して物成る。

論語に曰く、天何をか言はんや、四時行はれ、百物生る。

次に第三の意に就て、

書經に曰く、子は厥の父に祗服し、父は厥の子を字し、弟は厥の兄を恭し、兄は弟に友に、天は我が民の彝あり。

又曰く、天道は善に福し淫に禍す。

又曰く、皇天親無く、惟德是れ輔く。

論語に曰く、天、徳を予に生せり、桓魋其れ子を如何せんや。

詩經に曰く、天、蒸民を生ず、物有れば則有り、民の彝を乗る、是の懿徳を好む。

又天と云はずして直ちに上帝と稱することあり、書經に、惟皇上帝、降衷于下民、若二有レ恒性、一克

綏二厥猶一とあり又鬼神新論に引證する所を參見するに殷の湯王が夏氏有レ罪、予畏二上帝、不三敢不正

と云ひて其君を放ち、周の武王は、今予發、惟恭行二天之罪一と云ひて、其君を弑し、斯の王莽は、漢の天

下を奪ひ取りて、皇天上帝降、顯二大佑一云々、神明詔告、屬予以二天下兆民一など云へり、故に平

田篤胤は、

赤縣の古書ともに、上帝后帝、皇天など云ひ、また唯に天とばかりも云ひて、甚く可畏き物にいへ

るは天津神の天上に坐まして、世の中の事を主宰り給ふことを彼の國人も且々推察れるおもむきな

り。

と説けり、次に第四の意を證すること左の如し。

書經に曰く、天の視るは我が民の視るに自る、天の聴くは我が民の聴くに自る。

孟子に曰く、萬章曰く、堯は天下を以て舜に與ふと、有りや、孟子曰く、否、天子、天下を以て人

に與ふること能はず、然らば則ち舜の天下を有つや、孰れか之を與ふる、曰く、天之を與ふ、天の

之に與ふるは諄々然として之に命するか、曰く、否、天言はず、行と事とを以て之に示すのみ、

(中略)、堯の崩する、三年の喪畢り、舜、堯の子に南河の南に避く、天下の諸侯、朝覲する者、堯

の子に之かすして而して舜に之く、獄を訟へる者、堯の子に之かすして而して舜に之く、謳歌する

者、堯の子を謳歌せずして而して舜を謳歌す、故に曰く、天なり。

説苑に曰く、齊の桓公管仲に問ふ、王者何の貴ぶ所ぞ、對て曰く、天を貴ぶ、桓公仰いで天を觀

る、管仲曰く、所謂天なる者は、蒼々莽々の天を謂ふに非ず、人に君たる者は、百姓を以て天と爲

す。

此文意によりて之を考ふるに人民一般の意向を指して天と云ふなり、夫れ天は自然を義とす、其中

萬有の自然を義とすると、人事の自然を義とすると二様あることを知るべし。

以上述ぶる所之を概括すれば、支那の所謂天には四種の意ありて何れが眞意なるやを判じ難しと雖

も、其中おのづから支那人固有の思想ありて、一貫するを見る彼の耶穌教宣教師中には支那人の所謂

天を以て耶穌の所謂天帝と同一の思想の如く解するものあり、是れ支那人に耶穌教を傳道する方便に

出でたるものならん、又平田篤胤の如きは孔子を以て造化神を唱ふるものとなせども、是れ亦一局に

偏したる見なることは予が辯解を待たず、又宋朝に至りては理氣論大に行はれ、天と理氣と合一して

論ぜり、程子の説に天道は理なり、理は便ち天道なり、且らく皇天震怒すと説くが如き、終に是れ人上

に在りて震怒するにあらず、只理是の如し、とあり、又天の賦する所を命と爲し、物の受くる所を性

と爲す、或は天に在りては命と爲り、物に在りては理と爲り、人に在りては性と爲り、身に主として

は心と爲るも、其の實は一なり、等の語ありて、天も理も其體一なりとなす、朱子の語にも天者理而已と云へり、又陽明の性と天との關係を示せる語も別に異なることなし、傳習錄に夫れ心の體は性なり、性の原は天なり、とあり、我朝にありて林道春の説に心は形の君にして而して人の神明なり、性は心の具る所の理、而して天なる者は、又理の出づる所以の者、而して帝なる者は、乃ち是れ理の主宰者なり、帝や天や性や心や、古今に通じて萬世に互りて而して一なり、天人亦た一なり、理は一なり(中略)、故に天に在りては天と曰ひ帝と曰ひ、人に在りては心と曰ひ性と曰ふ、とあり、又坂谷朗庵遺稿に天論と題する一篇あり、其中參考すべき點あれば左に拔萃せり。

天其れ意有るか、漠々然として意無きなり、天其れ智有るか、茫々然として智無きなり、然らば則ち祥瑞の至る、賞罰有るが如き、其の徳を敬し、其の威を畏れ、其の命を受くるは何ぞや、曰く、天の理と氣とのみ、理の靈、氣の運、神妙にして測られず、意無うして而して意、知無うして而して知、賞罰無うして而して賞罰ある皆自然にして而して然り、則ち安んぞ敬畏せずして而して受ることを得んや、但理は常有りて而して氣には變有り、善を爲して而して必ず祥あり、惡を爲して而して必ず殃あり、理之を爲すなり、時有りて而して必ずしも祥ならず、必ずしも殃ならざるは氣之を爲すなり、變は則ち久しからずして而して常に歸す、故に曰く、人衆ければ天に勝つ、天定つて亦た能く人に勝つ、是れ則ち天網恢々疎にして漏さず、萬古を歴て而して毫髮も差はざるなり。

是れ理氣説に就て天の賞罰の起る所以を示したるものなり、宋朝以後の理氣論に於ては天も理も心も其體一なりとし以て唯心的修身學を開くに至れり、而して古代の所謂天は其觀念決して此の如くなるにあらず、今余の推想する所によるに宋朝以後の天の解釋は漸く主觀的に移り、其以前は寧ろ客觀的に論じたるもの、如し、而して客觀的の天とは外界に成立したる天を云ひ、其賞罰も外界より與ふるものを云ふ、然れども亦敢て耶蘇の如き外界的存在の個體的天帝を説くにあらず、其天たるや蒼々たる天を見て日月の運行、四時の循環等より漸く臆測推度して天地萬有の理法即ち天命天道の存することを察知するに至りしならん、故に余は支那の天論は天象を觀て想起したる觀念の次第に發達したるものなりとなす、其理由は易に就て知るべし、易は天象を觀察して其理を人事に應用したるものなり、今其證を舉示すれば、

繫辭に曰く、古は包犧氏の天下に王たるや、仰では則ち象を天に觀、俯しては則ち法を地に觀、鳥獸の文と地の宜きとを觀、近くは諸を身に取り、遠くは諸を物に取り、是に於て始めて八卦を作り以て神明の徳に通じ、以て萬物の情を類す。

又曰く、天、萬物を生じ、聖人之に則り、天地變化し、聖人之れに效ふ、天象を垂れて吉凶を見し聖人之に象る、河、圖を出し、洛、書を出し、聖人之に則る。

象に曰く、天文を觀て以て時變を察し、人文を觀て以て天下を化成す。

又曰く、天の神道を觀て而して四時忒はず、聖人、神道を以て教を設けて而して天下服す。
又曰く、天地は順を以て動く、故に日月過たず、四時忒はず、聖人順を以て動けば、則ち刑罰清くして而して民服す。

繫辭に又曰く、黃帝堯舜、衣裳を垂れて而して天下治る、蓋し諸を乾坤に取る。

文言に曰く、夫れ大人は天地と其の徳を合し、日月と其の明を合し、四時と其の序を合し、鬼神と其の吉凶を合し、天に先ちて而して天違はず、天に後れて而して天の時を奉ず、天且つ違はず、而して況んや人に於てをや、況んや鬼神に於てをや。

是によりて之を觀るに、支那の哲學は天象より起り、其道徳の原理も天地萬有の變化運行の理に本くこと明かなり、是れ支那學說の一種の特色にして他邦の學說と異なる所なり、故に其所謂天は西洋の所謂造物主を意味するにあらず、又通俗の所謂鬼神を義とするにあらず、而して支那の所謂鬼神は前に述ぶるが如く人の靈魂若くは天地神妙の作用を義とするのみ、故に或は天に靈智作用あるが如く説きたることあるも、天帝の作用を云ふにあらずして天地の活動を云ふなり、贅語に曰く物混論として神を立し、神鬱勃として物に活く、物は是れ體の根、神は是れ性の英、立つるを以て物を呼び、活するを以て神を呼ぶ、亦た他にあらざるなり、神は天神なり、天冥然として而して神の活見す、物は天地なり、天遂乎として而して物の立する露はる、神物は即ち天地の大分なり、又和漢三才圖會に曰

く、天地なる者は氣なり、遠く之を視れば蒼々然たるに據りて蒼天と曰ひ、天の主宰之を帝と謂ひ、天の功用之を鬼神と謂ふ、其他諸書に論ずる所のもの皆天地自然の妙用妙化を指して天とするなり、然るに谷本富氏の支那古宗教論には、支那にも古代神の思想あるを論じ、之を理想的に解釋するに至りしは後の學者が其當時の理論を加へたるものなるが如くに説けり、今其一節を左に引證すべし。
抑々天と天帝の同一視せらるべき者なるや否やに就ては、古來議論のあることにて、往時『ジェジュイト』僧侶中に大爭論を起したることあり、又天帝は所謂『ゴッド』と同じや否やに就ても議論あり、ブーン、メッドハルト、ホツプナー、マルチン、ウールセー諸氏は皆な之を同一體とするなり之に反して、ヴキステロン、モリソン等は之を別異なる者と做せり、ジョンソン曰く、上帝則ち帝は支那古典に載する最上主宰にして、聰明能く祈禱を聽き、又人の心を洞察す、古來聖主皆之を祀り、而して死後其左右に侍坐す、上帝は全能にして人を憎惡せず、天の精靈にして道徳賞罰の由りて出る所なり、周の代に追んで猶ほ然り、唯だ孔子の書には漠然天というて帝といはざるは、當時學者中には既に理性主義大に發揚し、迷信の滅したるに由ると、是れ當評なり、而して其實際上には上帝則ち自然、自然即ち上帝と信じ、又顯象を離れて原質を考察し具體に達かりて虚靈を求めんとなさりしなり、則ち其見解寧ろ發生説にして創造説にあらずと云へる如きは、理性主義を稍誇張するに失したるが如し。

氏は此點を種々の書に考證して論じたるも、天の意義の神に近きもの、みを引き來りて其自然を意味する分は之を掲げざるが如くに見ゆるなり、已に前に余が多少造物主の如き意を含むものと單に萬有自然を義とするものとの二様あることを示したるも、其自然を義とする解釋が一般普通なることは誰れも知り得る所なり、又假令上帝を義とするものにて我國の神代史或は耶穌教のバイブルの上に出でたる神とは大に其性質を異にす、故に余は支那の天なる觀念は我人の仰て見る所の蒼々たる天色及其間に羅列する森々たる天象を望て一種の想像を起し、是より萬有自然の妙用妙化を想出したるものとす、而して宋朝に至ては性理の論大に盛にして、其所謂天も我人の心も其體一なりとなすに至る、是れ支那の哲學思想の發達なり。

上來支那の鬼神を解釋せんと欲して其意義の靈魂と同一なるを論じ、又靈魂は人の死後には天に歸するを以て精神も天も其體一なりとの論より、支那の所謂天は何を義とするやを究めて此に至れり、よりて是より其所謂鬼神論を結ばんとするに當り、支那の鬼神は靈魂と同一なる以上は我國にて愚民の信するが如き形體を有するにあらざるは明かなり、然れども支那に在りても有形上鬼神を解するものなきに非ず、其小説上に顯はる、鬼の如きは全く形體を具有したるものにして我民間にて信するものに異なるとなし、先に靈魂の有無を論じたる時支那の説によるも幽靈に形體あることを唱ふる所以を示したるが、鬼神も之に同じく有形的成立を有するものと信するなり、之を要するに儒教の鬼神の解釋

到有形無形の二様ありと知るべし、理想上に解するものは無形にして、感情的に解するものは有形なり、識者は之を無形に解し、愚者は之を有形に解す、人智の程度によりて、其解釋を異にするは古今東西共に免れざる所なり、今左に有形的鬼神を説けるものを舉示すべし。

龍威秘書に曰く、昔隴西に辛道度なる者有り、他方に遊學し糧食乏盡し、行て雍州の西五里に至り、北に一宅廳館門庭を見る、一青衣の女子の門に在る有り、道度飢餓して乃ち門下に詣りて澆を求めんと欲して而して過ぎ、女子に語て曰く、僕は是れ隴西の人、姓は辛、名は道度、他方に遊學し、糧食乏盡し、女子の輿報に憑り、一澆を求めんと欲す、可なりや否や惟れ命ぜよと、女子入て秦女に告ぐ、女曰く、遠く他方に遊び、將に高藝を尋ねんとす、此れ賢人なり、宜しく命じて入らしむべし、吾之と語らんと、女子出來りて客を引て而して入る、道度、趨て閣中に入る、生人に非らざるかを疑ふ、俛仰の間、已に召さる、秦女を西榻に見て而して坐し、道度、即ち名を稱して而して起居を叙すること既に畢る、度を東榻に命じ、而して坐し畢りて即ち飯饌を具す、食し訖り、女、度に謂て曰く、我は秦の閔王之女、出て曹國に聘せらる、不幸にして夫無うして而して亡す、亡してより二十三年、獨り此の宅に居る、今日君來る、願くは夫婦と爲らん、君の意若何、道度曰く、女は貴戚たり焉ぞ敢てせんやと、女即ち相逼つて夫婦と爲り、三宿三日を経たり、俄に女即ち自ら言て曰く、君は是れ生人、我は鬼なり、君と共に宿し此の會を契る、只三宵すべし、久しく居

るべからず、當に禍有るべし、然も茲に信宿して未だ綱繆を悉さず、既に己に分飛す、何を將てか信を郎に表せん、乃ち床頭の盞子を取り、之を開て金椀一枚を取り度と與へて信と爲す、度は貧士悦で而して之を受け、乃ち袂を分ち泣別して道に即く、青衣送て門外に出で未だ數歩を逾えざるに舍宇を見ず、惟一塚有りて荆棘天に森る、度當時慌忙走出して、其の金椀を懐に視るに乃ち異變無し、尋で秦國に至り既に椀を以て市に之を貸す、恰も秦妃の車遊するに遇ふ、親しく度の金椀を賣るを見て、疑て而して索め看て、度に語る、何れの處より得來る、度具に寔を以て告ぐ、妃聞て悲泣して自ら勝ること能はず、然も尚ほ疑ふのみ、乃ち人を遣はして塚を發き椀を啓て之を觀れば、原と葬むる諸物悉く在り、惟金椀を見ず、解體して之を看れば、情交宛として秦妃の若し始めて之を信じて嘆じて曰く、我が女大聖死して二十三年を経、猶ほ能く生人と交往す、此は是れ我が眞の女婿なりと、遂に道度を封じて駙馬都尉と爲し、其の金帛車馬を賜り、本國に還らしむ、此に因りて以來、後人女婿を名けて駙馬と爲す、今の國婿も駙馬たり、新齊諧に曰く、予の門生司馬驥、深水林姓の家を館す、其の所住の地を横山郷と名くる僻處なり、天盛暑、其の西廳宏敞なるを以て、乃ち群弟子と洒掃し、晚間乘涼の處と爲し、書籍行李を挈て床を移して就く、燭を秉りて而して臥す、三鼓に至り、門外啾々として聲有り、戸樞抜け、燭光漸く小に、陰風吹來る、矮鬼有りて先づ入る、險笑ふに似て笑ふに非ず、哭するに以て哭するに非ず、地を繞て而して趨る、後

に隨ふ一紗帽紅絶の人、白鬚飄々、搖擺して而して進み、徐行すること數歩にして椅上に坐し、司馬の作る所の詩文を觀て屢々點頭し、領解する者の若し、俛頃にして起立し、手に短鬼を携へ、歩いて床前に至る、司馬も亦た起坐し、彼と對視す、忽ち鶏叫ぶこと一聲すれば、兩鬼縮短すること一尺、燈光之が爲めに一亮、鶏三四聲すれば、鬼三四縮し、愈縮りて愈短く、漸々消えて帽の兩翅地を擦りて而して没す、次日之を士人に問ふ、云く此の屋は是れ前明林御史父子同く葬る所なりと、主人地を掘れば朱棺宛然たり、乃ち文を爲りて之を祭り、棺を起して遷葬す。

以上は即ち我那俗間の所謂幽靈の事を鬼と名くるものにして、全く有形的のものたり、左に亦之に類する有形的諸鬼の例を擧ぐれば、

新齊諧に曰く、務源汪啓明、居を上河の進士第に選ぶ、其の族汪進士波の故宅なり、乾隆甲午四月一日、夜夢みて魘はる、こと良久うす、寤めて一鬼の帷に逼つて立つを見る、高さ屋と齊し、汪素と勇、突起して之を搏つ、鬼急に門を奪つて走り、而して誤りて牆に觸れ、狀甚だ狼狽す、汪追て之に及び、其の腰を抱けば、忽ち陰風起り、殘燈滅して鬼の面目を見ず、但手の甚だ冷かなるを覺え、腰桶甕の如く、家人喚集せんと欲するも、而かも聲嚙て出すこと能はず、之を久うして力を極めて大に叫ぶ、家人齊く應ずれば、鬼の形縮小して嬰兒の如く、各炬を持して來り炤せば、則ち握る所の者は、壞絲綿の一團なり、窓外瓦礫亂擲して雨の如く、家人咸怖れ之を釋さんことを

勸む、汪笑て曰く、鬼黨人を虚赫するのみ、奚ぞ能く爲さん、倘し之を釋さば將に助けて崇りを爲さんとす、如かず一鬼を殺して百鬼を懲さんには、因て左手に鬼を握り、右手に家人の火炬を取りて之を焼くに、膈膈聲有り、鮮血迸射し、臭氣聞くべからず、腕に迫んで四隣驚集り、其の臭を聞くに鼻を掩はざるもの無し、地上血の厚寸許、腥膩膠の如し、竟に何の鬼たるを知らざるなり、王爵亭舎人、爲めに鬼を捉ふるの行を作り、其の事を紀す。

幽明録に曰く、阮德常の如く、廁に行きて一鬼を見る、長丈餘、色黒うして眼大、阜單衣平上幘を著け、之を去ること咫尺、德、心安定するもの、如し、徐に笑て之に語て曰く、人言ふ鬼憎む可しと、果して然り、鬼即ち愧赧して而して退く。

吳越備史に曰く、太學博士丘光庭、書を樓中に校す、高禮屢往て之を視る、一日禮密に樓に登る

光庭知らず、因て回顧すれば一青面鬼を見て、遂に大に呼ぶ、俄にして而して禮を見る、之を撫して曰く、謹て之を言ふこと勿れと、是を以て其の人に非らざるを驗す。

以上掲ぐる所の鬼は皆有形の怪物にして小説的怪談中に傳ふる者なれば、固より儒教の唱ふる所の正説にあらず、其遊魂爲變の説の如きも之を愚俗の迷信するが如き幽靈怪物となすに至ては妄も亦甚しと言はざるべからず。

第二十節(佛敎の鬼神の解釋) 次に佛敎の鬼神論を説くには天堂地獄の説と連帶して説かざるべからず、然るに天堂地獄の事は次講に述べべきを以て、鬼神の事は今詳に述べることとを要せず、先づ佛敎中鬼について解釋及び種類を掲げたるものを述べんに、翻譯名義集鬼神篇に曰はく、

鄭玄云く、聖人の精氣之を神と謂ひ、賢人の精氣之を鬼と謂ふ、尸子云く、天神を靈と曰ひ、地神を祇と曰ひ、人神を鬼と曰ふ、鬼は歸なり、故に人、死人を以て歸人と爲す、婆沙に云く、鬼は畏なり、謂く虚怯にして畏多し、又威なり、能く他をして其の威に畏れしむるなり、又希求するを鬼と名く、謂く、彼の餓鬼は、恒に他人に従て飲食を希求し、以て性命を活す、光明疏に云く、神は能なり、大力の者は、能く山を移し海を境め、小力の者は能く隱顯變化す、肇師云く、神、善惡の雜報を受け、形を見ること人に勝りて天に劣る、身輕微にして見難し、淨名疏に云く、皆鬼道なり、正理論に説く、鬼に三種有り、一には無財鬼、亦福德無く、食を得ざるが故に、二には少財鬼少しく淨妙の飲食を得るが故に、三には多財鬼、多く淨妙の飲食を得るが故に、此の三種中、復各三有り、初めの無財の三は、一に炬口鬼、謂く火炬災熾、常に口より出づ、二に針咽鬼、腹大にして山の如く、咽鍼の孔の如し、三に臭口鬼、口中の腐臭自ら惡みて苦を受く、少財の三は、一に針毛鬼、毛の利きこと針の如く、行けば便ち自ら刺す、二には臭毛鬼、毛利にして而して臭、三には大瘻鬼咽垂れて、大瘻のことく、自ら決きて膿を嗽ふ、多財の三は一には、得棄鬼、常に祭祀の棄つる所の食を得る故に二つには得失鬼、常に巷陌遺る所の食を得る故に、三には勢力鬼、夜叉、羅

利、毗舍闍等(毗舍闍は梵語にして食血)受くる所の富樂人天に類す、正理論に云く、諸鬼の本處は、
瑛魔王界、此れより展轉して餘方に散じ趣く、長阿含に云く、一切の人民の所居の舍宅、一切の街
巷、四衢道中、屠兒の市肆、及び丘塚の間、皆鬼神有り、空所有ること無し、凡そ諸の鬼神、皆所
依に隨て即ち以て名と爲し、人に依りて人に名け村に依りて村に名け、乃至河に依りて河に名く、
一切の樹木、極小車軸の如き者、皆鬼神有りて依止す、世品に云く、鬼は人間の一月を以て一日と
爲し、此れに乗じて月と歳とを成す、彼の壽は五百年、詔誑の心に由り、下品の五逆十惡を作るも
のは、此の道の身感ず。

佛敎には鬼の外に魔あることを説けり、翻譯名義集四魔篇に曰く、
大論に云く、魔に四種有り、煩惱魔と、五衆魔と、死魔と、天子魔となり、煩惱魔とは、所謂百八
煩惱等、八萬四千の諸煩惱に分別す、五衆魔は是れ煩惱業和合し因縁して是身の四大及び四大造色
の眼根等を得、是を色衆と名く、百八煩惱等諸受和合するを名けて受衆と爲す、小大無量無所有の
想分別和合するを名けて想衆と爲す、好醜の心發するに因り、能く貪慾瞋恚等心相應心不相應の法
を起すを名けて行衆と爲す、六情六塵和合するが故に六識を生ず、是れ六識分別和合し、無量無邊
の心、是を識衆と名く、死魔は、無常因縁の故に、五衆を相續する壽命を破り、盡く三法を離れ識
壽を斷つ故に名けて死魔と爲す、天子魔とは、欲界の主、深く世間の樂に著し、有所得を用ふる故

に邪見を生じ、一切の賢聖涅槃道法を憎嫉する、是れを天子魔と名く、瑜伽論に云く、蘊魔は一切
に徧す隨逐の義、天魔は障礙の義、死魔煩惱魔は能く生死の衆生の與めに苦器を作るに由るが故に、
今謂く、煩惱魔は是れ生死の因なり、五陰魔死魔は是れ生死の果なり、天魔は是れ生死の縁なり、
又罵意經に五魔有り、一に天魔、二に罪魔、三に行魔、四に煩惱魔、五に死魔、輔行に云く、苦と
空と無常と無我との四は是れ界外の魔、煩惱と五陰と死と天子との四は是れ界内の魔、淨名疏に云
く、魔を降せば即ち愛論を破り、外を摧けば即ち見論を破る、但し愛見に二有り、界内は即ち波旬
六師の徒(波旬は殺者若しくは惡)界外は即ち二乘及び通の菩薩、大品に云く、須菩提菩薩摩訶薩は二
法を成就す、魔も壞ること能はず、何等をか二と爲す、一切法は空と觀ん一切衆生を捨てず、須菩
提菩薩は、此の二法を成就す、魔も壞ること能はず、大經四依品に、四依は魔を驅逐す。(四依は佛
の階級)云く、天魔波旬、若し更に來らば、當に五繫を以て汝を繫縛すべし、章安疏に云く、繫に二
種有り、一には五屍繫、二には繫五處、五屍繫は不淨觀の如く愛魔を治す、五處如理なれば見魔を
治す、五屍は五種の不淨觀を表し、五繫は五觀門を表す。
以上の解釋によるに、鬼は形體の上に説き、魔は心情の上に説くもの、如し、煩惱の惡心を有する
ものは即ち魔なり、而して神は能力通力を有するもの、如くに解せり、抑も佛敎にて鬼の事は地獄の
圖に示せるを以て、誰人も其奈何なる状態なるかを知らざるはなし、此鬼の首領を閻魔と云ふ、閻魔

の事については併諧歳時記葉草によるに釋氏要覽、閻魔王此には遮といふ、謂く遮りて惡を造らざらしむ、俱舍論、閻羅王は地獄の主、鬼官の總司たり、翻譯名義集、瑛魔或は瑛羅といふ、此に靜息と禪す、よく造惡のもの不善業を靜息するを以て、故に或は遮といふとあり、又往生要集の地獄の相を示せる中には鬼の異形の相も出でたることなるが、是につきて佛教以外よりは評して妄談不稽の説なりとなし、或は釋迦の方便にして、惡人を懲さんために設けたるものに過ぎずと云ふ、されども此等の形に現れたるものは、佛教其の物よりは、寧ろ後世佛教を信する人の妄想の如はりて成りしものにして殊に地獄の形相の如きは、人の想像を描き表したるものに過ぎざるは明かなり、されば閻魔の衣裝の支那風を帶ぶることにつきて評するものあれども、此等も後の想像に出しものなれば、敢て尤むるに足らず、出定笑語附録には『地獄の圖と云物に、罪人を釜いりにしたるなど、種々の仕置が見えるがこれは漢畫史を見るに吳道子畫初めたる趣だが、いかにもさう思はれることは、鬼がみな虎の皮の禪をしめて居る、されば川柳に、地獄には虎がした、か有ると見え、と云てある如く、みんな虎の皮だ、然るに其罪人は、みな日本人にちがひない、是に付てまた川柳に、唐人を入込にせぬ地獄の畫とも云てあるが、鬼ばかりは唐から雇ひにでもするものか、ちとをかきな取合せでござる、何れにも釋迦は素より、天竺人の一向に見たことのないはずの圖ぢや、』云々とあるも、斯の如き評語は深く意に留むるに足らざるなり。

要するに佛教にては鬼神の説は數多あれども、鬼の状態を示すこと尤も詳かなり、而して神のことは餘り之を説かず、蓋し佛教にては他の宗教にて云ふ神に對して、佛菩薩の語を用ふるが故に、其所謂佛は他宗教の神なり、而して二者の性質大に異なるも或は他宗教の神、例へば日本の神と佛教の佛との關係については、本地垂迹の説ありて、其本體は同一なるものと説けるもあり、鬼と云ふことに付ては、佛教にては一種異形の者の生存する様に説けども、其教の本く所は善因善果、惡因惡果の道理にして、吾人の行業に應じ死後に鬼となるものもあり、佛となるものもあるべし、又其鬼となるにも、業因の異なるに應じて種々の鬼となるべし、若し其鬼を精神上より解釋せば、支那にて云ふ靈魂と見て可なり、若し之を形體上より解釋するときは、鬼なる一種特別の形體を現するものと見るも可なり、されども、其形體を以て今日畫工が云せる地獄の圖に在る所の如しとなすは誤まれり、何となれば此等の現形は、愚民の感情上より想像を以て書き出し、ものに過ぎざればなり、凡て佛教にては、今述ぶるが如く吾修むる業因の異同に従うて鬼にも種々あり、地獄にも様々あり、されど其状態は、吾人が今世界にて現に感覺する所よりして想像すべきものにはあらざるなり、故に佛教を道理上より解釋すると、感情上より想像するとは自ら看る所を異にし、換言せば知識ある者の解釋と、愚民の臆想とは自ら二様に分るゝなり、然るに教外より之を駁するものは愚民の解釋をとりて直に之に妄談不稽の評を下すも、其當を得ざること素より其所なり、實に今日民間にて愚民の中に行はるゝも

のに至りては抱腹に堪へざることも多し、諸國里人談に鬼女の事を載せて曰く、

享保のはじめ、三河國寶飯郡舞木村新七といふもの、女房(いと云ふ)京都より具して來りけるが常に心尖にして、唯狂人のごとくなるに、夫これを倦て出奔しけり、其跡をしたひ遠州新井まで追來りけれども、御關所を通る事あたはず、むなく歸りしが、有し所に住て、益嘔恚の惱をさかんにして、亂心のごとくなり、折節隣家に死せるものあり、田舎の習ひにて、あたり近き我林の中に火葬しける、彼女此所に行きて、半焼たる死人を引出し、腹を裂き臟腑をつかみ出し、飯子やうの器に入れて、素麵などを喰ごどくに喰ひ居る所へ、施主のもの、火のありさまを見に來り、此體を見て大きに驚き、村中棒端木にてこれを追ふ、女大に怒り、かほど味ひよきもの、汝等もくらふべしと、躍り狂ひて、蝶鳥の如く翱翔て、行方なくなりぬ、その夜、近き所の山寺に入り、例のごとく持たる器より肉を出して喰ふ、僧侶驚き騒ぎ、早鐘にて里へしらせければ、村民翔あつまる、彼女此體を見て、また爰もさわがしとて、後の山の道もなき所を陸路を行ごとく驅登りて失ぬ、生ながら鬼女となりたる事目代へ訴へければ、件を事書にして、村々へ觸れられけり。

又同書に鬼橋と云ふことを書せり。
備後國帝釋山の谷川に橋あり、石を以て切たてたる、長二十間幅三間の反橋なり、これを鬼橋と號く、土俗説に、神代の昔梵天帝釋天くだり給ひ、數萬の眷屬の鬼來りて、一夜の中に全く成ると

いひつたへたり、むかし此橋をわたり得れば、淨土に至り、渡り得ざるものは地獄に墜つといふ、今はわたる人なし、故に草木生茂りて山とひとしきなり。

又同書に鬼押の事を記して曰く、
勢川津の觀音堂に毎年二月朔日修法あつて、鬼押といふことあり、此本尊は海中より出現の像なり、むかし龍神之ををしみて、奪ひに來りしを、追はらひける覺えあると云へり、赤青の鬼の面著たるもの二人、異形の装束を着せ左右に手引とて屈竟の力者二人宛相從ひ、各手木を携へたり、後に又一人猪熊を被たるもの一人づつ帯にすがりて、兩鬼前後に連り、堂の外を巡ること三遍なり、浦方濱方の者ども數百人、櫂の棒を手々に持て三度めぐらうちに、彼鬼を打事なり、左右の手引尻付等は敲事をいましめ鬼許を敲く掟なり、左右の手引ども手木を以て棒をはらひ、中々に打せざるなり、いかにもして此鬼を強く敲は、其年かならず漁おほし、打得ざればすくなしといひつたへて、身命をします打んずる事をはかる、件の鬼は雇れ人にて、もしは打殺されたりとも、違亂あらざる極なりける。

斯の如きは佛教中の鬼なる觀念より、愚民の種々に附會して、妄想に妄想を重ねたるものなれば、愚民迷信の一斑を示さん爲めに抜記せしなり。

第二十一節(佛陀論) 上來佛教の鬼神談を陳述したりしにつき更に佛教の所謂佛なるものを説明せ

ざるべからず、抑々佛敎は其の目的とする所轉迷開悟に在り、此轉迷開悟とは、煩惱生死の迷を轉捨して、菩提涅槃の悟を開發することを義とするものにして、或は之を斷惑證理と云ひ、唯識にては轉迷得智と云ひ、天台にては轉情成智と云ふ、是れ皆煩惱の迷を轉じて、悟を開くことを義とするものなり、今迷悟の體を云へば、迷の體に煩惱所知の二障あり、悟の體に菩提涅槃の二果あり、煩惱障を轉捨すれば涅槃を證し、所知障を斷滅すれば菩提を得するなり、而して、此二障の根本は我法二執なり、抑々佛敎にて世界萬有を分類するに俱舍宗にては七十五法とす、又人體を分解して小乘大乘共に色受想行識の五蘊となす、此五蘊假りに相合して所謂我なるものを生ず、故に、我に實體あるにあらす、然るに吾人は之れに一定せる實體あると信するなり、此の如く固執するを我執と云ふ、又萬有を觀察して七十五の體各實在せりと、執するを法執と云ふ、若し之を五蘊の上にて言へば其用に迷ふを我執とし、其體に迷ふを法執とす、此我執より起るものを煩惱障と云ひ、之を轉すれば涅槃を開き、又法執より起るものを所知障とし、之を斷すれば菩提を得す、即ち轉迷開悟或は斷障得果とは是を謂ふなり、而して菩提と涅槃とは其名異なれども其體一なり、即ち眞如の體是れなり、但其智を菩提と云ひ、其理を涅槃と云ふのみ、涅槃は梵語にして譯して滅度と云ふ、滅は解脫にして度は般若なり、或は涅を不生と言ひ、槃を不滅と言ふ、即ち不生不滅之を涅槃と云ふ、二教論に、涅槃は常恒清涼復た生死無く、心、智を以て知る可からず、像を以て測るべからず、其の名くる所以を知ること莫し

強て之を寂と謂ふ、とあり、又菩提も梵語にして此に譯して覺と云ふ、若し又迷悟の境遇について之言へば、十界あり、其中六界は迷界にして、四界は悟界なり、迷界は又六凡と稱す、即ち地獄、餓鬼、畜生、修羅、人、天是れなり、或は之を六道六趣とも云ふなり、悟界は又四聖と稱す、即ち聲聞、緣覺、菩薩、佛これなり、此悟界四聖の別は、其機根と修業との異なるに應じて、其結果に異同を生じたるに因れるものなり、先づ聲聞とは釋氏要覽によるに、瑜珈論に云く、諸佛の聖教、聲を上首と爲す、師友の所に從ひ、此の聲教を聞き、展轉修證して永く世間を出づ、小行小果の故に聲聞と名く、とありて、苦集滅道の四諦を觀じて羅漢果を證得する者を云ふ、緣覺とは釋氏要覽によるに梵に畢勒支庭と云ひ、唐に獨行と言ふ、此に二あり、謂く、部行と麟喻となり、瑜珈論に云く、常に寂靜を樂み、雜居を欲せずして修す、加行滿して師友の教無く、自然に獨り世間に出づ、中行中果の故に獨覺と名く、或は觀悟悟道す、又緣覺と名く、とあり、之を一名獨覺と稱するに師なくして獨り自ら悟るによる、又之を緣覺と名くるは十二因緣を觀じて悟道するによる、十二因緣とは無明、行、識、名色、六入、觸、受、愛、取、有、生、老死を云ふ、此聲聞と緣覺とは之を二乘と稱し所謂小乘なり、次に菩薩とは釋氏要覽によるに具足しては應に菩提薩埵と云ふべし、唐に覺有情と言ふ、覺は求むる所の果なり、有情は度する所の境なり、摩訶薩と言ふは、此に大有情と云ふ、(有情とは生命あるものを云ふ)即ち能求能度の人なり、地持論に云く、薩埵は是れ勇猛の義精進の義、大菩提を求むる故に摩訶薩と名く、とあり、天台

の解する所によるに諸佛の道を用ゐて衆生を成就す、故に菩提薩埵と名く、又菩提は是れ自行、薩埵は是れ化他、自ら佛道を修す、又他を化する故なりと、賢首云く、菩提此に之を覺と謂ふ、薩埵此に衆生と曰ふ、智を以て上菩提を求め、悲を用ゐて下衆生を救ふとあり、而して菩薩は六度を修行して佛果を開くものとす、六度とは布施、持戒、忍辱、精進、禪定、智慧是なり、此菩薩の上に位するものを佛とす、今佛即ち佛陀について其意を解せん爲に、翻譯名義集によりて示すこと左の如し。

大論に云く、秦に智者と言ふ、過去未來現在の衆生非衆生の數、有常無常等一切の諸法を知り、菩提樹下にて了々として覺知す、故に佛陀と名く、後漢郊祀志に云く、漢に覺と言ふなり、覺に三義を具す、一には自覺、性の眞常を悟り、惑の虛妄を了る、二には覺他、無縁の慈を運て有情界を度す、三には覺行圓滿、原を窮めて底を極め、行滿し果圓かなる故に、華嚴に云く、一切諸法の性は無生にして亦た無滅、奇なる哉、大導師、自ら覺し、能く他を覺す、肇師云く、生死長く寢て能く自ら覺すること莫く、自ら覺して他を覺する者は、其れ唯佛なり、妙樂記に云く、此には智者、覺者と云ふ、迷に對しては智と名け、愚に對しては覺と説く、佛地論に云く、一切智、一切種智を具し、煩惱障及び所知障を離れ、一切の法、一切種の相に於て、能く自ら開覺し、亦た能く一切有情を開覺すること、睡夢の覺めたるが如く、蓮華の開けるが如し、故に名けて佛と爲す。是が故に佛陀は悟界の最上に達したるものにして、其初め衆生より起りたるも、愈々昇進して眞

如の本性を開現し、眞如に同化するに至りたるものなり、然るに爰に眞如の本體は佛陀と同一なりや奈何、と云ふことについて三身の説あり、謂はゆる三身とは佛陀の身に三種の別を具するを謂ふ、即ち法身、報身及び應身なり、此法身とは眞如の本體を以て佛身となすものにして、眞如と其體を同じうするなり、然るに報身とは其修めたる原因を報酬せる結果によりて身を成すを義とし、佛陀相應の成立を有する體を云ふなり、されば報身と法身とは其意一ならず、若し法身の上より論ずるときは、一切の衆生は皆眞如なるを以て、吾人も佛も同一なりと謂ふことを得べし、然るに報身の上に至りては、吾と佛とは至大に異なりたる成立を有するものなり、奈何となれば其修むる所の原因相異なる上は其結果も亦互に異なるべき筈なればなり、次に應身とは佛陀が迷界に其身を現して、吾人と同じき形象を呈するものを謂ふ、是れ所謂方便身にして、佛陀が衆生を救助濟度せんがために、様々の身を現すること云ふなり、今此三身を釋迦の上に立つるときは、大乘法數卷八に記せる所の如し、即ち、一に法身毗盧遮那如來とは、法は可軌に名く、諸佛之れに軌りて而して成佛を得、法を以て身と爲す故に法身と名く、梵語に盧毗遮那、華に徧一切處と言ふ、眞如平等、性相常然、身土無礙を以ての故なり、如來とは、金剛經に云く、從來する所無く、亦た去る所無きが故に如來と名くと是れなり。

二には報身、盧舍那如來、因を修し報を感ず、之を名けて報と爲す、然して自報他報の別有り、自

報とは即ち理智如々、他報とは即ち相好無盡、是れを報身と名く、梵語に盧舍那、華に淨滿と言ふ、謂く、諸惑淨盡し、衆德悉く圓かなり、又光明徧照と云ふ、謂く、内は智光を以て眞法界を照し、外は身光を以て大機に照應す、如來は、轉法輪論に云く、第一議諦を如と名け、正覺を來と名く、是れなり。

三には應身、釋迦牟尼如來、智と體と冥ひ、能く大用を起し、機に隨て普く現じ、說法利生す、故に應身と名く、梵語に釋迦牟尼、華に能仁寂默と云ふ、寂默の故に生死に住せず、能仁の故に涅槃に住せず、如來とは、成實論に云く、如實の道に乗じて來り、正覺を成ずる、是れなり。

之を要するに、佛身の上には平等と差別との二様の見解あり、平等の見解によるときは、佛も我も物も、心も、萬有萬象は其體みな眞如なれば、謂はゆる心佛及衆生是三無差別にして孰れも其體一なり、然るに差別の見解によるときは、佛と我とは其間に至甚の相違徑庭ありて、吾人は迷界の凡夫なり、佛陀は悟界の最上達したるものなり、隨て其身も、其成立も吾人とは大に異なる所なかるべらず、而して其大に異なる所の佛が、此世界に身を現するに當りては、此世界の形象を取らざるべからず、是に於てか釋迦は人間の形象を具して、此世界に降誕せしなり、故に法身は平等上の見解にして、報身及び應身は差別上の見解なりとす。

更に又此佛と神とは奈何なる相違あるかについて、爰に一言せざるべからず、さて神に就ては各宗

教の與ふる所の解釋同じからざるを以て其義を一定し難しと雖も、今若し耶蘇教の如く、造化主宰なりと立つる意味より之れを言ふときは、神とは天地に先ち、萬物の前に成存せる唯一の體にして、隨意に萬物を造出し、又之を破壊して、何事も意の如くならざるものなき、至大無上の權力を有するものなり、然るに佛敎の謂はゆる佛は、其本來を言へば、吾人と同じく迷界の一凡夫にして、是より漸く德を修め、業を積み、其結果として遂に佛果を得るに至りたるものなり、且つ又既に佛果に達したる上にも、決して宇宙の理法を自在に左右し、因果の規律を隨意に変更するが如き權力を有するものにはあらざるなり、是を以て佛陀に三種の不能ありと云ふ、此三不能とは、一には決定業を轉ずること能はず、二には無縁の衆生を度すること能はず、三には衆生界を盡すこと能はずと是なり、觀るべし佛陀と雖も動かすべからざるものあることを、是れぞ佛と神との相異なる點なり、又耶蘇敎の如きに在りては、吾人は神の救助を受ければ天堂に到ることを得れども、神と同體となること能はず、然るに佛敎にありては、誰人も其修むる所の原因同一なれば、皆同一の佛果を得となすなり、是れ又神と佛との異なる點なり。

以上講述せる所之を約するに、佛敎中には鬼神の説あり、佛菩薩の説あり、又其鬼神にも善惡種種の類ありて、之を形に現じて異樣異形の鬼神を見ると雖も、若し深く其道理を窮むるときは佛敎は世界萬有の本體を以て唯一の眞如なりと立つる一元論にして、此一元の上に平等差別の表裏あること

を説き來り、平等の上にては佛、菩薩、禽獸、人類等の區別なく、悉く是れ同一の眞如なり、然るに差別の上にては、天地萬有みな盡く固有の成立を具し、謂はゆる萬象並存すとなすものなり、是れぞ即ち一元の上に、絶對及び相對の二門を説きたるものにして其二門は一にして一ならず、二にして二ならず、之を不一不異とは云ふなり、此不一不異を以て、眞如の體上に表裏の兩面あることを説明したるものは、則ち佛敎の哲理なり、而して差別の表面上にありては、因果の大理法を以て經とし、其間に顯現する所の種々無數の變化は、一として此理法に準はざるものなく、吾人の進むも退くも、天地の進化するも退化するも、皆此規律に則らざるはなし、且つ又此理法たるや、獨り外界物象の上存するのみならず、又心界道德の上にも之れ有るものと説き、所謂善因善果、惡因惡果を以て、宗教の原理大本と定め、各々其修むる所の因に應じて其結果を得るものと信じ、原因異なるときは其結果も亦異なるざるを得ざるを以て、迷界悟界共に種々の階級の相分るゝに至りしなり、是を以て迷界の上には六道を分ち、其六道も之を細別するときは、更に無數の境遇を現するなり、隨ひて鬼にも、神にも又無數の種類なかるべからず、是れ佛敎にて種々の鬼神を説く所以なり、而して其形象の如きは、人々の想像によりて様々に定めたるものにして、殊に愚民にありては、妄想に妄想を附會して、奇々怪々の鬼形を生ずること、はなりしなり、然るに世上の佛敎を駁するものは、其奇怪なる鬼形を以て、直に佛敎は、妄誕不稽の説なりと評すれども、斯の如きは唯其皮相外觀たるのみ、若

し夫れ其一大原理たる、眞如一元論の如き、又因果大理法の如きに至りては、決して論理の動かすべからざる千古の確説にして、佛敎の眞理は實に此點に在りて存するなり、然りと雖も人智進まずば此大眞理を領會すること能はず、唯其枝葉に互れる鬼神等を見て、是れ即ち佛敎なりと誤解するに至る、悲しむべく又哀むべきことならずや、是を以て佛敎の大眞理を世間に開現せんと欲せば、先づ人智を發育せしめざるべからず、此人智を發育せしむるは是れ所謂教育の目的にして、又予が妖怪學の目的とする所なり、斯くて一方にありては教育を普及し、他方にありては妖怪を説明し、人をして大智眼を開かしめば、佛敎の眞理は自ら哲學の中點に懸り、赫々として四表に光被するに至らん。

第二十二節(神道の鬼神の解釋) 抑々我邦の歴史は遠く神代を以て始まり、實に鬼神談に富める者と稱して可なり、されど我邦の神なる語については、種々の説ありて、或は神は上なりと云ひ、或は神は鑑(カンガミ)なりと云ひ、又其形についても、或は隱身にして無形なりとし、或は有形の現神なりとし、其説の一定したるものを見ず、今古今神學類聚鈔に據るに、加美を以て鑑の中略、濁を去る故なりとなすは、是即ち陳説なり、又加美は上なりとの義に付、神代口訣に曰く、上者神常在三高天原一故守會云々と、又類聚鈔の説に據るに、予謂ふ、に形より上なる者を神理と云へば、形體あるも天地萬物を離れて、其上に鎮なる神理なれば、以て加美とは云ふなりと、其他同書に曰はく、神道とは萬邦人道の本基にして、儒佛にも猶ほ之有り、陽には神と云ひ、陰には鬼と云ひ又靈と云ふと。

斯の如く神の事については、中古以來種々の解釋をなすものあれども、或は儒教の理氣説によりて之を解し、或は佛教に照合して之を解し、將た或は自己の私見を以て之を釋し、其説く所餘り理論に偏して、古代人の想像の奈何なるやは更に之を解せざる者の如し、唯一神道名法要集に神は天地萬物の靈宗なり、故に陰陽測られずと謂ふ、道は一切萬行の起源なり、故に道は常道に非すと云ふ、其の頌に曰く、神は萬物の心、道は萬行の源、三界有無の情、畢竟するに唯神道と、又忌部氏の論に、辭を嬰兒に假り、心を神聖に求む、と云へり、或は神道を解して心道とし、或は神道は眞道也と云ひ、既に新井白石の如きは、神は人なりと解し、其他にも神を人として、神代の奇怪談を除かんと務めたるものあり、内藤耻叟氏も其論文に『我古典の所謂神なるもの、是上聖の人也、支那西洋の所謂神なるものにあらざるなり』と、されども是等は皆、今日の人智と古代の人智とを、同一に看做し、より生ぜし見解にして、其所説固より正當とは謂ふべからざるなり、抑々神代史は獨り我邦に存するのみにあらず、印度に於ては婆羅門の創世史の如き、或は希臘の神代史の如き、又埃及及び巴比倫、アツシリアの古史の如き、或は獨逸及び英吉利の古代に於ける人種の如きは、孰れも皆種々の神を拜し、又之を信じたりき、豈に嘗に我邦のみを然りとせんや、是が故に其説は縱ひ如何に奇怪なりとも、之を其儘に保存して、萬國の古傳神説と互に比較研究せば、何故に古代の人民は斯の如き想像を惹起し、か、其因て起りたる所以の原因を明にすることを得べし、よしや之を以て妄想なりとするも、原因なくんば

妄想の起らん理なければなり、而して其原因を討尋考究するは、右等の古説の比較的研究を俟たざるべからず、是れ今日比較宗教學の必要なる所以なりとす。

先づ我邦の神代史について述べんに、此史には日本紀と古事記とにより多少の別あり、今古事記の傳ふる所に據れば、天地の初て發くる時、高天原に成れる神の名は天之御中主神、次に高御產巢日神次に神產巢日神なり、此三柱の神は並に獨神にして、隱身なりと、今其文字について其義を按ずるに天之御中主神とは、天の中央に在りて、天地の主たる神を義とす、高御產巢日神、神產巢日神の二神の『ムス』とは産の義にして、物を産出する意なり、『ビ』とは靈の義にして、其作用の靈妙なるを謂ふ、即ち造化の靈なる作用に名づけて與へられたる名稱ならん、其他天神七代、地神五代と稱する神々につきては、拾芥抄に據りて其名を列すること左の如し。

- 國常立尊 陽、又號天御中主、五行德在之
- 國挾槌尊 陽、水
- 農豐淳尊 陽、火
- 天神七代
 - 泥煮尊 陽、木、沙土煮尊 陰
 - 大戸道尊 陽、金、大戸間邊尊 陰
 - 面足尊 陽、土、惶根尊 陰

伊弉諾尊 陽伊弉册

天照太神 天二十五萬歲

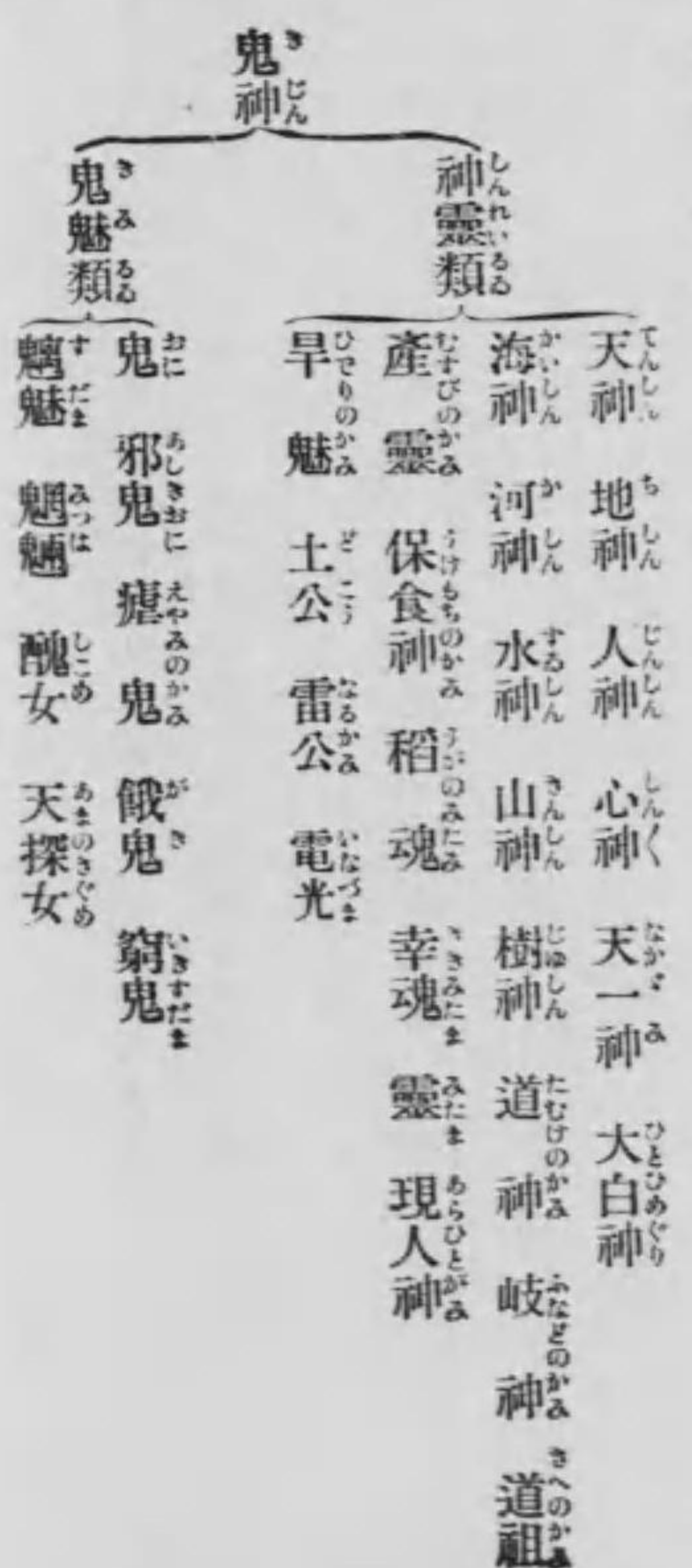
正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊 治天三十萬歲

天神五代 天津彦彦火瓊杵尊 治天三十萬歲

彦火々出見尊 治天六十三萬七千八百九十二歲

彦波瀲武鸕鷁羽尊不合尊 治天八十三萬六千四百四十二年

其他諸神の種類は八百萬神と稱して、幾多あるを知らず、而して其中に善神あり、又惡鬼もあり、今其種類を別ちたる表を示せば、左の如し。



要するに我邦の神は、天地人の三種に分つことを得べし、天神とは天上に在りて、未だ下界に降臨せざるものを云ふ、地神とは此土に降りて、國土を經營したるものを云ふ、人神とは人の死後に其靈の神となりたるものを云ふ、故に神代以後人皇の代に至りても、人の死後神として祀りしもの數多あり。

右の如き神話は古事記、日本書紀等に譲り、予が今爰に陳べんと欲する點は、何故に斯の如き鬼神を想出するに至りしか、と云ふことは是なり、されども此事は後に、各國の神代史上に現れたる神話と比較して論ぜんと欲すれば、今暫く之を措かん。

願ふに我邦にて神道の一種の宗教となりて、一種の教會組織を爲すに至りしものは、近來の事にし、固より古代より然りしにあらざ、又神社を起て、祭祀を盛にしたるが如きも、上古より然りしにあらざして、年を経るに従ひて漸々發達したるものたること疑なし、尤も工藝志料に載する所に據れば、

神社を造ることは太古よりあり、大國主神自己の奇魂を大和の東山に祀り、爲に神社を起つ、之を美毛呂と云ふ、東山は即三輪山なり、其神社の形狀詳ならず、然れども本邦に於て神社を起つることとは蓋此に始まる云々と。

斯の如く神社を建てしことありと云ふも、其當時は極めて單純質素の有様なること辨解を要せず、

其後に至り印度の佛教三韓より我邦に入り年を逐て漸く上下に行はるゝに及び印度の鬼神と日本の鬼神とを混合し、之に加ふるに種々の奇怪説を以てし、禽獸、草木、山川の如きも之を祀り、所謂淫祠の盛なるに至れり、是れ一は人智の進まざるに由れりと雖も、自又然に、其道を専門となす者が糊口の爲に、愚民の迷信に乗じて、種々の淫祠を起すに至りしなり、要するに日本の鬼神中には種々異類のものを含有し、無形なるもあり、有形なるもあり、動物あり、植物あり、山もあり、川もありて實に奇々怪々を極むと雖も凡そ何れの國々にも、愚民の信する所は皆之に等しきものにして、西洋諸國が今日の文明に進みしとは云へ、猶ほ愚民中には其迷信の抱腹に堪へざるもの多し、故に人智愈々明とならば、斯の如き迷信は次第に消滅して、其中に宗教の純粹なる真理を開現するに至らん、之を譬ふれば、奈何なる寶石と雖も、之を泥土中に埋没せば瓦石と甄別し難きに至るべしと雖も、漸く之を琢磨し來るときは、其固有の光澤を現すべし、此の如く我邦の宗教は、今や其迷信の泥土に蔽はるれども、若し向後人智の琢磨によりて之を淨盡せば、漸次其内部に包含せる宗教の眞光を發現するに至らん、是れ又吾人教育家の須く目的とすべき所ならずや。

第二十三節(各國古代宗教の鬼神論) 既に儒佛神三道の鬼神論を大略説明し了りたれば、是より西洋近世の鬼神論を述べざるべからず、然るに西洋にても古代の鬼神論あり、又東洋にも波斯、巴比倫等の古代の鬼神論あれば、先づ此等の諸説について一言せざるべからざるなり。

最初に埃及の鬼神説を擧げんに、埃及には古代數多の鬼神ありて之を崇拜し、一種の宗教即ち埃及教なるものをなせり、此等の鬼神中にて最も主要なるものは、オシリス、ラーの二神なり、オシリス神は其弟のセツト、或は一名タイフォン神によりて殺され、其子ホロス神之を復讐したり、是に於てオシリス神は幽冥界の神となれり、オシリスの妻神をイシスと稱す、傳へ云ふ、イシスが其夫オシリスの死を悲歎して注ぎし涕涙は、年々ナイル河の洪水を起すものなりとぞ、次にラー神は此世界を支配する神にして、其敵をアバツプと名く、是れ蛇神なり、ラー神とアバツプ神との争闘は、光明と暗黒との二者を代表したるものにして、オシリス神とセツト神との關係は、生と死との二を表示したるものなりと唱ふるなり、要するにオシリス神とラー神は善神にしてアバツプ及びセツトは惡神なり即ち此等の神は善惡二元の抗争を示したるものなり、又埃及には八將神ありと傳ふ、其第一はプター神とし、其次をラーとし、次をシュールとし、以下セツプ、オシリス、セツト、ホラス、セバツクの諸神とす、其他種々の諸神あれども之を略す。

巴比倫アッシリアの人も、同じく多神教を奉ずるものなり、今カルデアの宗教説を見るに、イー神を以て第一の神とす、是れ海神なり、其子をメロダック神と云ふ、是れ晝間の神にして、即ち太陽の神なり、之に對して夜間の神あり、是は龍神にして惡神なり、要するに此等の諸神も、亦明暗善惡二元の互に抗争することを示したるものなり、アッシリアにて第一の神をアッシュル神とす、之に次ぐ

神に三體あり、アヌーン、ベル、ヒー是なり、其他様々の諸神ありて、互に相戦ひ相和するは其状態宛も人類の間に於ける状態と異なることなし、又今日に傳はる所の波斯教即ち火教も、前述の宗教と同じく、善惡二神の相争ふことを示したるものにして、善神をオルムツツと云ひ、惡神をアーリマンと稱するなり。

又、希臘の古代宗教論は我邦の宗教説と同じきものあり、其所謂神代史談は大に我邦の史談に類似せるものなり、其神に三類の別あり、第一類は天上の神にして、第二類は海中に、第三類は地下に住す、其天上に住するものに十二體あり、ジュビター、アポロー、マールス、メルキュリー、パッカス、バルカン、ジュノー、ミネルバー、ビーナス、ダイヤナ、セレス、ベスターの諸神是なり、次に海中の神をネプチューンと云ひ、地下の神をアルトと云ふ、羅馬の古代宗教は多く希臘の古説を混じたるものにして、唯其神の名稱の希臘にて唱ふるものと異なるのみなり、今其二三の神を擧ぐれば、ララス、タサル、オプス等なり、此等の諸神は皆夫々の司宰すべき區域ありて、或は天或に地を支配せり、且つ先に掲けたりし希臘の諸神は、羅馬人も皆之を用ひ、ジュビター神を以て最上の神となせり、其他獨逸英國に於ける古代の神種は、矢張り右に類したる多神教を崇奉せしものなり。

第二十四節(近世哲學上の鬼神論) 是より西洋近世の宗教論について講述せんに、予既に宗教論には、或は神祕的に或は道理的に解するものあり、或は天啓或は自然と、互に其所見を異にして、種々

の諸説あることを述べ、又靈魂論の上にも唯物學派と、唯心學派との見る所、各々相異なることを説きたりしが、今鬼神論に至りても、亦經驗學派と理想學派とによりて自ら相異なる所ありとす。

今經驗學派の説に據るに、古代より今日まで人智に伴ひて、宗教其物の變遷し來りしを以て觀るときは、宗教は古代人智の未だ開けざるに當り、宇宙萬有を觀察して、其心内に想像したる妄念が原因となりて、次第に變遷發育し來りたるものとす、而して其原因とは、第一に此世界に在りて天地萬有を觀察するに、其の何に因りて起り、何によりて成るかを知らざること能はず、或は日蝕月蝕、水難震災の如き、平常に異なる變動あるも、其理を解すること能はず、或は又人の生老病死の如きも其理を知ること能はず、其生るゝも因て來る所を知らず、其死するも又何れに向て去るかを解せざるなり、是を以て疑念内外に起り、相依り相結びて、終に宗教上の鬼神説を想出するに至りしなり、是れ原因の一なり、次に古代に在りては人の生時と死時とを區別すること能はずして、現界も冥界も同一なるものと想ひ、現界に在りて人の長たる者は、死後は猶も人を支配するものと考へ、生前に人を苦しむるものは、死後にも亦人を惱すならんと念ひ、斯くて死したる人の靈魂に善惡の二種を分ち、各々人に禍福を與ふる力ありと信じ、所謂鬼神の説を生ずるに至るなり、是れ又原因の一なり、最後に人には恐怖の情あるより、庇護救助を求めて自ら満足せんと欲するものなり、苦を避け樂に就かんとするは人情の常なり、然るに此世界は種々の災難不幸續々として起り、之を避けんと欲するも意の如くなら

ざること多し、是に於てか種々の迷を生じ、此迷苦を脱せんとして、鬼神の如き己より優等の勢力あるものに依頼するに至るものなり、是れ又鬼神説の起る所以なり、更に之を各國の歴史に徴するも何れの國も大抵鬼神説を唱へざるものなく、其鬼神説は人類と等しく、愛憎喜怒の情を有し、生老病死の變を有し、戦闘殺傷の事に至るまで、毫も人事に於けると異なることなく又父子夫婦の別ありて一家一族を成すことも、更に人間社會と異なることなし、是に由りて之を観れば、鬼神は現在の人間社會を基として、想像せしより出生したるものなること明瞭なり、隨ひて宗教は古代無智の人民の妄想より出でたる所の、鬼神説の發達したるものに外ならざるが故に之を野蠻の遺俗餘風なりと論評するも、敢て不可なることなからん。

右は經驗學派の一般に唱ふる所なりとす、然るに非經驗學派及び理想學派の説く所に據れば宗教論も共に古代野蠻の時に、無智蒙昧の人民間に發したるものには相違なしと雖も、今日東西各國の歴史によりて、比較的に研究し來るときは、大抵の人民間に此思想あることを發見せざるはなく、特に其中には東西數千里を隔てながら、其説を善く一致すること、恰も符節を合するが如きものあり、是に由りて之を考ふるに、鬼神宗教の談は人心其物の中に一定の原因ありて、是より發起せしものなりと謂はざるべからず、而して其原因たるや、人類一般に共同して存するものならざるべからず、是に於てか近世の宗教學者中には、宗教心を以て人性の固有にして、吾人の心中に於ける一種特殊の作用なりと唱ふるものあり、若し此説に據るときは、鬼神の如きも其觀念は人心固有のものなり、と謂はざるべからざるなり、此説は天賦若くは本然論者の唱ふる所にして、正しく經驗論に反對するものなり、或は鬼神の觀念を以て直覺となすものあり、之を直覺論と稱す、而して直覺論も本然論も共に宗教心の人に固有せるものにして經驗によりて發達せざる所以を説くに於ては同一なり、故に此種の論派を直覺學派と稱す。

經驗學派の論固より正しきものにあらず、之に反對する直覺學派の論も未だ盡さる所あり、若し直覺論によりて宗教心の本源を明かにせんと欲せば理想論ありて起るを見る、抑も理想論は物心の本源實體を開示せる高妙深遠の論にして、宗教心の由て起る淵源を究明せるものなり、即ち吾人の固有せる宗教は其淵源を尋るに物より發するにあらず、心よりも生ずるにあらず、實に理想の大海より湧き出でたるものなり、吾人は自他互に其生存を異にし、其精神思想を異にし、其宗教上の信仰感情を異にするを以て國異なれば、宗教亦異なり、世亦異なれば信仰亦異なりと雖も、其本心に至りては理想の源より發せざるはなし、而して其理想は物心兩界の根柢にして宇宙の本體なれば、吾人の心底を深く穿ち來らば理想の水立ろに湧出すべし、恰も地を穿ては水自ら出づるが如し、今吾人の靈魂も鬼神も理想其もの、一滴一分子にあらざるはなし、此を以て古今東西幾多の宗教あるも、又各宗教の間に如何なる異同あるも、又其鬼神とする所大に異なる所あるにも係はらず、皆強想の光景に接し

1429

て生じたるものなること疑ふべからず、其論は先きに幽霊論を講ぜしときに既に説明したりしものなれば今此に贅言するを要せずと雖も、古代の鬼神論と今日の鬼神論と其體の形狀を異にするも、是れ同一理想の反射影像の明不明を異にするに過ぎざることを知らざるべからず、余はもと理想論を信する者なれども、其論を餘り一端に偏する時は理外的若くは先天的に陥るを以て、論者の注意を要するものと知るべし。

以上に於て經驗並に理想の兩學派の所論を講述せしが、予の考ふる所を以てすれば、宗教心なるものは固より先天に存すとなすも、經驗を待たずして發達するものにあらざるが故に、先天後天の兩説を参考して説明せざるべからず、從來經驗論者は常に後天のみに偏し、非經驗論者は先天に偏する弊あり、故に其中間に立ちて、兩説を折衷したる時に、初て公正の論を得べきなり、之を要するに宗教心は吾人々類の古代より有したる一種の先天性が外界の萬有萬化に接見して、知らず識らずの間に發育し來りしものにして、其の順序は低より高に及ぼし、下等より高等に進みしものなるが故に、古代の宗教鬼神の談話は、今日より觀るときは、實に笑ふべきもの多しと雖も、是れ唯發達の初期なるのみ、又今日の宗教鬼神談は高等に進みたりと雖も、古代の初期を經過せずんば、固より茲に達すること能はざるなり、之を譬ふれば宛も一種の種實より發生したる草木は、其發達の前後に應じて大に其形狀を異にすれども、其中一貫せるものあると一般なり、故に宗教鬼神の説は之を外面より觀ると

きは、古代と近世とは大に其形象を異にすれども、内其部には必ず前後始終に貫徹せる一眞理あることと疑ふべからず、然るに經驗學派にては唯外部の状態のみを觀て之を評し、毫も内部の精神あることを顧みることなし、是れ此學派の弊とする所なり。

抑も鬼神なるものは、古代にありては有形質のものと解釋し、今日にありては無形質のものに解釋し古今大に異りと雖も、其本心に至りては固より合一する所なかるべからず、蓋し吾人の心内には、有限を感じする力と、無限を感じする力との二様の作用ありて存す、故を以て天地の有限に對して之を觀察するも、其性能を満足せしむること能はずして、自ら其範圍以外に想像を走らしめんとする傾向あり、以て無限を確知せんとす、是れ實に宗教の起る所以にして、又鬼神論を生ずる所以なりとす、蓋し鬼神は無限の勢力に對して、吾人の想像したるものなり、此想像は固より吾人心内より起ると雖も之を喚び起すものは外界の萬象なり、日月を以て神に配し、風雨を以て神に歸するが如きも、是れ皆萬象の上に無限を想出したるものに外ならざるなり、而して其無限とする所の者、及び之を代表する者、並に萬象を代表する所の者は、人智未開の古代にては、至りて卑近のものなりと雖も、是れ唯發達の初期の状態に於て然るのみ、故に人智の進むに隨ひて、漸く有形より無形に遷り、今日に至りては高妙の鬼神論を生ずること、はなれり、曩に予が儒佛神三道の鬼神論を掲げたる中に、古代及び愚民間の鬼神と、多少智力の發達したる人の鬼神とは、大に其形象を異にすることを示したりしが、是

れ又同一の先天性思想が、發達の前後に應じて此の如く相異なるもののみ、故に愚民の鬼神について
の觀念も、其智力の發達するに應じて一變せざるべからず、且つ又古代にありても活眼達識の人は、
夙に愚俗の鬼神説を論破して、高妙の鬼神説を開示したり、是を以て東洋にありては、數千年の古に
於て、大聖人世に出て、鬼神宗教を唱道するに至りしなり。

我邦の神代史についても、或は神代の鬼神談の如きは、古代の妄説にして、今日の學理にては到底
説くべからずとなすもの多きが如し、予は之について謂へらく、此等の人々が之を妄説となすは、物
理的説明の上にて云ふのみ、若し夫れ心理的或は理想的説明に據るときは、決して妄説として排斥す
べからざるのみならず、此等の鬼神談は、吾邦古代の神人の有する高妙無限の思想が、天地の美と共
に開現せしものと謂はざるべからず、願ふに現今の人々中には、古代と今日とを同一の視點より論ず
るもの多きを以て、往々其論に誤謬を生ずるに至るなり、若し古代の史談を正當に知らんと欲せば、
宜しく吾身を以て其古代の位置に立たしめざるべからず、假に吾人が古代未開の當時に在りしものと
せば、如何なる想像を以て宇宙の無限を想出すべきか、今日の學術もなく技藝もなく、山川草木の狀
態も形式も、今日とは全く別天地をなし、百事萬象みな實に自然の狀を呈して、更に人工の其間に加
はりしことなき彼の當時に於ては、其天地の美は固より今日の美とは霄壤の差なかるべからず、隨ひ
て之に對する觀念も亦大に異らざるべからず、試みに吾人が斯の如き當時に在て想像せしならんには

必ずや當時の古人と同一の想像をなさざるべからざるなり、是を以て吾邦神代史上の談話の如きも、
之を理想的に解釋し來らば、今日の吾人の宇宙の眞理を觀念するものと寸毫も異なることなし、換言
すれば、當時の人民の懷抱せし高妙無限の思想の、外發したるものに外ならざるなり、故に此の如き
時代の史談をば、今日の人智を以て批評し排斥するは、却りて事情に通ぜず道理に闇きものと謂はざ
るべからず、或は又神代の史談を修飾變改して、今日の事情に適合せるものに作爲せんと務むるもの
あれども、是れ又大なる誤にして、畢竟鬼神談の本性を知らざるに坐するものなり、蓋し此の如き史
談は、吾人が今日に於て太古を知るべき活歴史なれば、成るべく之を其儘に保存して東西各國の歴史
と照合し、此等を比較的に研究すべき道を開かざるべからず、然らば他日必ず一大眞理の其中に胚胎
せるを發見することあらん、斯くて從來妄誕不稽として排斥せられたる各國の鬼神談も、今日は學術
上宇宙の眞理を考定すべき活書と看做さるゝに至れり、是によりて之を想は、鬼神談豈に容易く排
斥すべきものならんや。

然りと雖も、茲に一言の注意せざるを得ざるものあり、即ち鬼神宗教の事に關する古代の説は、其
外面に發表せる所、極めて卑近拙劣なれば、是に安じて其まゝ之を信するが如きは、愚の至りと謂は
ざるべからず、予が鬼神談の必要なることを唱ふる所以は、其内部に包有する一大眞理を開鑿せんこ
とを務むるに由れり、今日愚民の信する所は、外面卑近の部分を見て直に之を信じ、其内部に奈何な

る眞理を蔵するかを知らざるものなり、予固より此の如き迷信者を贊するものにあらざるなり、特に鬼神説の如きは、太古は却りて醇良のものなりしも、中古に至りて之を糊口の材料となすものありて、之に種々の怪談奇説を附會し、以て愚民の迷信に乗じ、私利を營まんとするものありき、是れ東西何れの國も皆然らざるはなし、是を以て鬼神説は益々塵芥の中に埋もれて、愈々其眞相を失し、之が内部の眞理を閉鑿せんこと一層困難なるを覺ゆるに至れり、予が前に述べたりし儒佛神の三道に於ける種々の鬼神談には傳來の際に附會したるもの多きも、職として此理に由れり、之を要するに余の論は宇宙の體即ち神にして、其實相を宇宙の進化によりて内部より外發するものと信す、是に於て余が會て忠孝活論に述べたる、神代史上に存する神と人との關係について一言するを要するなり。

余以爲らく我邦の神代史上の神は之を神と解するを得べく、又人と解するを得べし、若し其一方に偏するときは其論未だ盡くさる所ありと云はざるべからず、今之れを形體上よりいはゞ神も人も共に是れ人にして、精神上よりいふときは神と人とは區別ありて同一にあらずとなさざる可らず、而して其の所謂精神上の神とは通俗にいふ所の形體的のものにあらずして無形無質の精神の純氣を指すなり先づ此の理を知らんと欲せば天地開闢説より説明せざるべからず、天地の未だ剖判せざりし以前に溯りて之を考ふるに、何れの説に従ふとも、未だ一定の形體あらざりしは明にして所謂混沌無一物の状態なれば、唯一氣ありて存せしのみ、此の一氣なるもの次第に開發して終に形質ある物質なるものを現はすに至りしと雖も、亦此物質と共に一種の勢力なるものありて初めより相存したるや疑なし、故に原始體の中には實に形質と原力とを包含したるものにして、其の原力の開發したるものは即ち勢力及び精神なりとす、故に若し此の原始の體につきて氣に純不純を分つときは、物質は不純の氣にして精神は純氣なりと謂ふべし、故に人の精神は實に天地未分の當時に成立せる純氣をうけて成れるものなりと雖も、此の純氣の精神は不純の氣質即ち物質的身體によりて圍繞せらるゝが故に、我が精神も知らず識らず其の氣に動かされて、本來純然の精神も漸々不純の氣を帯ぶるに至れり、此に於て精神に高等下等の區別を生じ、下等の精神も其の深底を探ぐれば固より本來純然の精氣を存せざるにあらずと雖も、唯其の表面不純の氣のために濁りたるのみ、而して其所謂純然の部分は之を良心、良知、良能と名け、其の本體之れを神と名くるなり、故に無形的神は吾人の丹誠眞心に命じたる名なりと知るべし、而して其眞心は既に天地未判の時に存したりし一氣より出でたるものに外ならざれば萬有の本元も我が精神も共に同一にして、共に神と名くることを得るなり、然らば人にして果して能く心面の汚泥を去りて、本來清淨の精神の水をたゞよはし、我が心を純然の氣に復するを得ば其の人を稱して神というて可なり、我が古代の人の如きは未だ本來固有せる清淨の純氣を失はず、能く其眞相を保ちて物質不純の氣を受くることなきが故に之れを神と呼びしものなるべし、其所謂神は形體上に解せずして精神上に解するときは今日の學理を以て説明し得るなり、尤も何れの國にても古代の人は

を現はすに至りしと雖も、亦此物質と共に一種の勢力なるものありて初めより相存したるや疑なし、故に原始體の中には實に形質と原力とを包含したるものにして、其の原力の開發したるものは即ち勢力及び精神なりとす、故に若し此の原始の體につきて氣に純不純を分つときは、物質は不純の氣にして精神は純氣なりと謂ふべし、故に人の精神は實に天地未分の當時に成立せる純氣をうけて成れるものなりと雖も、此の純氣の精神は不純の氣質即ち物質的身體によりて圍繞せらるゝが故に、我が精神も知らず識らず其の氣に動かされて、本來純然の精神も漸々不純の氣を帯ぶるに至れり、此に於て精神に高等下等の區別を生じ、下等の精神も其の深底を探ぐれば固より本來純然の精氣を存せざるにあらずと雖も、唯其の表面不純の氣のために濁りたるのみ、而して其所謂純然の部分は之を良心、良知、良能と名け、其の本體之れを神と名くるなり、故に無形的神は吾人の丹誠眞心に命じたる名なりと知るべし、而して其眞心は既に天地未判の時に存したりし一氣より出でたるものに外ならざれば萬有の本元も我が精神も共に同一にして、共に神と名くることを得るなり、然らば人にして果して能く心面の汚泥を去りて、本來清淨の精神の水をたゞよはし、我が心を純然の氣に復するを得ば其の人を稱して神というて可なり、我が古代の人の如きは未だ本來固有せる清淨の純氣を失はず、能く其眞相を保ちて物質不純の氣を受くることなきが故に之れを神と呼びしものなるべし、其所謂神は形體上に解せずして精神上に解するときは今日の學理を以て説明し得るなり、尤も何れの國にても古代の人は

一般に純朴にして慾念少きものなり、支那の堯舜伏羲時代の人民の如きも、精神上よりいはゞ實に神に近きものなりしは明かなれば、何ぞ獨り我邦の古代の人を神と稱する理あらんや、然るに我邦にては特に精神上に於て然るのみならずして、其外界に於ける天地山川の自然の光景は自ら美術的にして高妙の風致を現じ、宇宙純良の氣能く物質の上に開發し、其靈容我が精神の鏡面に映射し來り、一層此の心をして純然の本性を發育するを得しめたり、其一たび發育し來れる神性は子々孫々相傳へて後世に及ぼし、全國民をして一種の元氣即ち大和魂を養成し、萬國無比の國體を護持して今日に至らしむ、是れ豈偶然ならんや、其淵源する所實に深くして且つ遠しと謂ふべし。

余の鬼神論は以上述べたる所によりて略ぼ明なるべしと雖も、更に宇宙論の上より之を要言すれば鬼神の本体は眞如理想の如き宇宙萬有の實體と同一にして、其體開發して一方は物質となり、一方は精神となり、即ち一は純氣となり、一は不純氣となれり、中に就て鬼神は其の純氣の精神上に成立するものにして、形體を具へし物質性のものにはあらず、先きの所謂靈魂不滅の理も亦蓋し此に本づくものにして、人死するや之と同時に其肉體を形成せる不純の物質性は分解すと雖も、純良無雜の精神は不滅不死なりといふにあり、而して靈魂が人間の死後一種の成立を有つものを指して鬼といひ神といふ、是れ即ち差別性の鬼神なり、之に對して平等性の鬼神あり、即ち彼我自他の差別を有せざる絶對的精神理想の體を云ふ、今余の信する所はかゝる平等性の鬼神も差別性の鬼神も、共に必ず存在す

べきものとするなり、然れども世俗の鬼神を以て形あり色ありとするが如きは、これ却て鬼神の鬼神たる所以にあらずして、人間の想像上より書き出したるに過ぎず、蓋し天地自然の現象に接し、變々化々する状態に際會して其の恐怖の念の禁すべからざるや、終に種々の妄想を起し幻象を浮ぶるに至る者なり、故に之を物理的説明に考へ來らば、世人の所謂鬼神なるものは全くあることなしと斷言するの外なかるべし、然れども若し心理的説明によるときは、世間の所謂鬼神は固より其の體あるものにあらずと雖も人間自身の想像觀念相結合して、之によりて種々の幻覺妄想を生じ、實に鬼神を見ることあるは實事にして疑ふべからず、故に人若し恐怖の念に動かされ、或は鬼神の存在を信じて之を豫期するときは、其の形狀を現見することありて、先きの所謂幽靈の存在を見るに至る、是によりて之を観るに、鬼も魔も皆人の心より描きあらはしたるものなれば、鬼神も幽靈も不思議にあらずして、心其物の獨り奇々怪々不可思議なることを知るべし。

第廿五節(妖神、惡魔、七福神、貧乏神) 以上述べたる鬼神論について、之れに善惡二種あることは別に説明するを待たずして知るべし、思ふに天地間の事物一として相對ならざるはなく、氣に清濁あり陰陽あり純不純あり、萬有に有機無機の別あり、人心に善惡の異りあるの類皆此例なり、而して古代人智未だ開けざるや、物理實驗の學は未だ開くるに至らざりしも精神上の道理は當時既に種々に想像せられ、就中人心に善惡の別あることは最も早く人の認めたる所なりき、隨て鬼神の上にも亦二種

の區別をなすに至れり、然るに此の善惡二神の起原については、先に既に述べたるが如く、スペインセル氏の宗教進化論によるに、古代蒙昧の世にありては、人の智力未だ現世と死後の世界とを區別すること能はずして、人の死するは現世の上にて、單に此の地より他の地に移轉するに過ぎざるが如くに考へ、且つ精神にも亦肉體の如き定形あるもの、如く想像し、此の世にて人に善惡の別あれば死後にも亦善惡ありと想ひ、此の世に尊卑あれば死後にも尊卑ありと想ひ、尊貴の人にては或は慈仁下を恤むものあれば、殘忍人を虐するものあり、隨て鬼神にも慈善の神あり猛惡の神あるを見るに至るものなり、要するに皆是れ此の世より他の世を想像してかゝる考を起すに至れるものに過ぎずといふ、是れ固より一理ある説明にして、蠻民の妄想に歸せざるべからず、而して道理上論ずる所の鬼神は、決して我が目前の世界と比較して論ずべきものにあらずして、純然たる精神性のものなれば、世人の所謂善神惡神とは同一視すべからず。

我邦にて古來福神と窮鬼を祭る風あり、福神には、七體ありて之を七福神と云ふ、而して窮鬼は之を貧乏神と云ふ、此二種は善惡二神の想像と同く、今日實際上の社會の現象について想出したるものにして、道理上説明すべき限りにあらず、且つ神に禍福二種を分つが如きは、人の自然の感情に本きたるものにして、誰人も其自然の性として福を祈り禍を避けざるはなく、富を欲し貧を厭はざるはなし、而して世間の事たる意の如くなる能はず、是に於て神を想定して之に向て祈願するに至る、今七

福神の如きは、古傳舊說中より福壽財寶を有するものなりといへる類を集めて福神となし、之を祈念すれば福壽を得べしと妄信せるに過ぎざれば、是れ固より道理上説明すべからざるのみならず、人の慾心を増長せしむるものにして、道德の目的に反するものなり、然れども心理上之を考ふるに、人の心を慰むるに於て未だ全く其功なしと云ふべからず、蓋し貧民は何程日夜勞働するも富を得ること甚だ難し、然るに福神を祈念して神力によりて富を得べしと信するときは、之によりて自ら安心することを得べし、然れども若し猥りに神力に依頼して自ら勉むべきを勉めざるに至ては、其世の進歩を害するや實に大なり、故に吾人は教育を普及して愚民の心海中に知識の航路を開き、之をして復た貧富禍福の門に迷はざらしむることに力を盡さざるべからず。

七福神の事は我邦誰も知らざるものなしと雖も、其起原傳記に至ては之を知るもの少きを以て、今其由来を考ふるに、日本七福神傳凡例に、國俗、吉祥、辨才、多聞、大黒の四天、布袋和尚、南極老人、及び吾國の蛭子神を以て七福神と稱して之を祭る、其の四天は金口の説く所にして（金口とは釋迦云）而して福神たること明かなり、布袋南極は支那に出現して而して布袋は福神爲らずと雖も、然も權化の散聖、之を信じて福を祈る、定めて靈驗有り、南極は福を人間に降す文の如く知る可し、蛭子は乃ち天照の家弟而して國俗尊て第一の福神と爲すとあり、又隨意錄に、世俗の所謂七福神は、我未だ其の由来する所を知らず、何爲ぞ、其の伍するの類せざるや、大黒と夷とは斯れ日本の神、毘沙門

と辨才天とは、斯れ天竺の神、布袋和尚は即ち明州の僧、壽老人は南極老人星と稱すと云ふ、福祿壽は未だ何の神たるを審にせざるなりとあり、更に日本七福神傳及福神考によりて其起源傳記を掲載すること下文の如し。

吉祥天

諸天傳に曰く、梵語に室利摩訶提毘耶、此に吉祥大天と云ふ、涅槃及陀羅尼集に功德天と名く、皆其の略なり、佛說大吉祥天女十二名號經に曰く、世尊(世尊とは釋迦)薄福貧窮の諸の有情を利益せんと欲するが爲めの故に、觀自在菩薩に告て言く、善男子よ、若し苾芻、苾芻尼、近事男、近事女の諸の有情の類有りて、(苾芻は男僧苾芻尼は女僧近事男近事女は男)此の大吉祥天女十二名號を知て、能く受持讀誦し、修習し供養し、他の爲めに宣說せば、能く一切の貧窮業障を除き、大富貴豐饒財寶を獲ん。

大辨財天

大辨財天とは略名なり、能與總持大智慧聚大辨財天と云ふ、光明經に曰く、廣宣し流布し、乃至是の經を聞くことを得ば、當に是等をして悉く猛利不可思議大智慧聚不可稱量福德の報を得せしむ云云最勝王經に云く、辨財天は閻浮提の長姉たり、(閻浮提は此の地球なり)又云く、坎窟及び河邊に在り云々。是故に水邊にこれを祭る、安藝嚴島の類是也、竹生島は神系圖に媛蹈鞞五十鈴媛命なりとし、又審

鎮要記には天鈿女命とあるを辨財天とす、嚴島は市杵島姫の神なり、世俗吉祥天女を以て辨財天なりと思ふは誤なり、諸天傳に、大功徳天と稱するは吉祥天女なり、熏修道場圖を見るに、吉祥辨財の二天を以て佛の左右に置く、吉祥は佛の邊にあり、故に吉祥最も諸天の第一とするなり、世間一切の行願を成就す、因て題名隨其所求令得成就大功徳天と稱すと云ふ。

毘沙門天

孔雀經に曰く、北方に大天王有り、名けて多聞と曰ふ、陀羅尼集に曰く、北方天王像、其の身量一時、種々の天衣を着け、左手臂を伸し稍を執りて地を柱へ、右手肘を屈して佛塔を撃け、長一丈八尺云々、光明疏に云く、北水精埵の王を毘沙門と名く、索隱に云く、福德の名四方に聞ゆる故に、亦た普門と翻す。此天三界に餘る程の寶を持ちたまふ、善根の人にあたへ、名利の人に不與之、善人は少きゆる寶多くして毎日須彌山三ッほど配焼したまふ、故に種々門天とも云へりとのれば、是を以て福神に列すと見えたり。

大黒天

大黒天神經に曰く、爾時に如來大衆に告て言く、今此の會中に十菩薩有り、名けて大福德圓滿自在菩薩と曰ふ、此の菩薩往昔正覺を成じて大摩尼珠王如來と號す、今自在業力を以ての故に、娑婆世界に來りて大黒天神と顯はれ、一切の貧窮無福の衆生に於て爲めに大福德を與へ今優婆塞の形を現

じ(優婆塞とは僧にあらざり)眷屬七世女天三界に遊現す、台家の説に、傳教大師、大黒天に東坂本に逢ふ短身黒面、手に槌を持ち、足、米糞を踏み、専ら壽福を掌る云々、或記云、大黒は佛なり、摩訶迦羅神と云ふ、北方をつかさどりたまふ、北方は子なり、故に子の日を以て是を祭る、或記云、大黒天は軍神なり、佛書四天王の部類三十二將軍の中にありて、摩利支天韋陀天と同列なりと云へり日本七福神傳に曰く、日本神代卷に曰く、大國主神亦た大物主の神と名づけ亦た國作大貴已尊と號す、曾て其の子の事代主尊と、一百八十一神、力を戮せ志を一にして、天下を經營し、蒼生畜生の爲めに、療病の方を定め鳥獸昆虫の災を攘ふ云々、舊事本紀に又大國主神俗を負ふの事有り、大國主神は乃ち雲州の大祖素盞烏尊の嫡子にして、而して三輪下鴨建部等の天神及び日吉山王是れなり、神社啓蒙曰、今世に敬する大黒の像の頭に被る所身に服する物皆我邦の俗なり、大已貴命を大國主命とも申せば、大黒大國音相同きを以て誤る乎、舊事記に稻羽の八上姫に通ひ給ふ時に、大已貴命負レ袋從、これ大黒の負袋に似て名も亦大國大黒その音同じければ、今の惠比須大黒配合は即是ならむと云り、又西宮の本宮は蛭兒なり、大黒相殿の事は卜部兼靈二十二社の註疏に、左は大已貴命、右は事八十神なりと云へり、蛭兒をエビスとはせずして、事八十神を以てエビスとし、大國主神を以て大黒となせり、大國主神は大黒なりとは兩部習合より言ひ出せるなり。

壽老人(又稱南極老人) 福祿壽

福神考に元壽老人福祿壽は一人別名の由にて、本は化人也、或は別人とする説もあり、世に傳ふる圖像を見れば、壽老人は其形端正にして仙老の像、しかも鹿をさす、福祿壽は長頭短形にして、最黒相なり、龜を愛し鶴を懐く、二人ともに星宿の精靈なりと云ふ、又仙老なりとも云ふ、或る記に云く、俗に所謂福祿壽は即ち壽老人なり、五雜俎に之を評して云く、宋嘉祐年中、壽星變じて道士と爲り、酒を飲めども醉はず、夫れ星の精、人と爲り、感ずる所あつて而して生ず、理或は之れ有り、豈に天に在るの宿變じて人物と爲り、下りて人間に遊ぶ者有らんやと云々、谷響集にも、福祿壽と壽老人別名同人の由見えたり、又老人星を以て壽老人に當る説あり、日本七福神傳に云く、世に曰ふ福祿壽星は乃ち南極老人なり、其の福祿壽星と稱するは、福祿壽の三徳を主るの星なり、所謂福は治安より大なるは莫く、壽は黄河の屢清むを見るなり、祿は既に福壽有れば則ち祿其の中に在り、福神考之、諸説を見くらぶるに、福祿壽老人、星壽老人、壽星皆同事にて、延壽の巧を以て福神と云へるなり、或人云、壽老人の杖に結びつけし一軸は天下の人の壽命の短長をしるす司命の卷なりといへり。

布袋和尚

傳燈錄、明州奉化縣に布袋和尚と云ふあり、其の形材、腰膝にして蹙額瞠腹、杖を以て一の布袋を荷ひ、身に供するの具、盡く囊中に貯へ、鄞肆聚落に入りて物を見て輒ち乞ひ、或は醃醢魚菹、才

に接すれば口に入れ、少計を分ちて囊中に投じ、自ら稱して碧之と名け、時に長汀子、布袋師と號す、蓋し彌勒の化身なり、事類全書云、布袋と稱するもの四人あり、唐末僧契此、宋世に僧了明と云ふあり、其形傾肚大道貌豐碩、世稱三布袋云々、元世に布袋と云ふものあり、これ再來なりといふ、元末に喪命張氏の男、容貌常に異り、膨腫を擁し、人を見て嬉笑し、恰も俗に畫く所の布袋に似たり云々、日本七福神傳に云く、布袋和尚は未だ以て福神と稱する所以を知らず、按ずるに國俗圖する所の形は、布袋を擔荷し、頗る大黒天の模像に似たり 笑を含んで閻々、故を以て福神と稱するか、然らば本と權化の散聖、而して格して黒迹を言て世に顯赫す、今或は其の像を取て而して、兒戯の翫具と爲すものは、神聖を蔑にするの罪を免れざるなり、福神考云布袋和尚常に少童を愛せらるゝよし言ひ傳へ、畫にも多くは兒童を添へてから子遊など云へり、されども三佛傳によれば十八人の童兒も佛の化身ならめ、布袋を以て福神とする事其説明證なし、國俗圖畫する所を見るに布袋を荷ひ頗る大黒の像に似て、笑を含みて閻々たり、故を以て福神と稱するなるべし。

惠比須

惠比須大黒天の配祀古來より其本據、詳、惠比須は蛭兒なりといふ、是亦左說不明、大國を以て大國主命とするは誤にて天なる事分明、その名義相類せる故に音通附會せるなり、神代卷に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊、日の神を生み、次で月の神を生み次に蛭子を生む、已に三歳なりと雖も

脚猶ほ立たず、故に之を天磐楳船に載せて而して順風に放棄すと云ふ、而して其の船、攝州武庫浦に泊す、其の後里人廟を立て祭る、甚だ靈驗有り、乃ち西宮の神廟是れなり、其の蛭子三郎と稱するは、伊弉諾尊の第三子なるを以てなり、世に夷三郎と謂ふは非なり、神代講述抄に、蛭兒と奉レ稱事は、此神不具の御體なるを以て、流産血にまみるゝの形蛭の如くになりおはせし故と云、神皇正統錄にも、蛭兒は西宮大明神にて、夷三郎是也、此神は海を領し給ふと世此の神放たれ給ふ所を神代には只だ海原とのみあり、福神考に云、負袋の形を彫て大黒眞像とし、魚を釣るの形を彫て蛭兒の眞像として一小壇に安置して家々に之を祭る、大黒負袋の事は大國主神と音通を取て其據なきにあらず、蛭兒魚を釣るの事其據未詳、後來大國神の子事代主神魚を釣るの事を以て、大國神の兄の事代八十神とするものは其名ひとしきを以てこれに混ざるなり、凡そ惠比須大黒に就て四の訛あり、蛭兒三郎を以て夷三郎とす一なり、事代主神を以て事代八十神とす二なり、蛭兒、事代主、事代八十神を福神とする證據なし三なり、大國神を以て大黒神とす是四なり、大國神を以て大黒神とするものは傳教大師より始まりて、妖巫妄祝之に就て右の如き訛を言出せるなり、諸天傳にも其つかさどるところ各異なりと雖も、皆これ三寶を守護する福神なり、其外壽星權化の散聖諸神所長功德靈驗ましますば、斯言をなせしものなるべし。

以上七福神の由來について之を考ふるに、世間之を祭り之を拜するは安心休意の一種にして、決し

て其力に頼て富を得ると云ふにあらす、恰も結婚に吉日良辰を擇びト筮方鑑を用ふるに異ならず、然るに愚民の之を祈念して富を得んと願ふは妄信の甚しきものと謂はざるべからず、然るに若し之を祈念して果して富を得たるものあらば是れ福神の力にあらすして自身力によりて致す所の結果なること明かなり、即ち福神を信じて一心に勉強するものは富を得、福神を信じて自ら勉めざるものは富を得ず、要するに之を得ると得ざるとは彼れの方にあらすして我の方にありと知るべし、又百物語語評判に錢神の事を記せり、其説稍奇怪なれば福神論の参考迄に此に掲ぐ、曰く「問て云、世に錢神といふものありて、たそがれ時に薄雲のやうなる物の氣一村其聲をなして人家の軒だけをさめきわたれり、見る人刀をぬきて切とむれば錢多くこほれ落ると云へり、然ども誰得たりといふ者を聞かず候あるべきものにやと問ければ、先生答ていはく、是世界の錢の精、空中に靡く物なりけらし、何にても其物あつまれば其精必ず生ず、陽の精は日となり、陰の精は月となり、金石の精は星となれば、錢も人爲にいづる物なれ共、其集るに及ては其精なきにしもあらじ」と述ぶるが如きは、實に其愚を笑はざるべからず。

以上は福神の種類を掲けたるのみ、是より窮鬼即ち貧乏神のことにつき二二の書に出でたるものを擧ぐれば左の如し。

百物語語評判(卷三)云、ある人の云ざる物がたりに云るは、河西あたりのきはめてまづしき者、何

事も左すまふをとるがごとく、くる年も佗しく、明る年も心かなはねば、とやせんかくやあらむと身のおき所さへ案じくらす折ふし、何かは知らず肩の上より五寸ばかりなる物落ちけり取あけ見れば人形にて目鼻口舌もそろひたり、彼貧者おどろきて、汝何者なれば我肩より落たると云へば、答て云、我世にいはゆる貧乏神にて日比こなたの身に住ひせし者なりと、(中略)先生評していはく此神を窮鬼と名付たり。

兎園小説に云、文政四年辛巳のころ、番町なる四五百石ばかりの武家の用人、大かたならぬ主用にて下總のかたほとりなる知行所へ赴くとありけり、江戸をたちてゆく／＼草加の宿のこなたより一箇の法師あへり、見るに年の齡は四十あまりなるべく、面は青く又黒く眼深くして世にいふ鐵壺めきたるが、顔尖りていと瘦せたり、身には瀧鼠染とかいふ袴の單衣のふりたるを褙はさみして頭には白菅の笠を戴き、頂には頭陀袋を掛けたり、跡につき先にたちてゆく程に、烟草の火などを借られしより物いふこともしば／＼なり、さて和僧は何處より何所へ赴き給ふにかと問ふに、法師答へてわれは番町なる某の屋敷より越谷へゆくと申す、用人聞きてふかくあやしみ、そはいはる、ことながらわれはその屋敷の用人なり、わが素より見しらぬ人のわが屋敷にをることやはある、出家には似けなくもそら言をいはる、よと瓜彈をしてあざ笑へば法師も亦あざ笑ひて、なでふ和どのをあざむくべき、和殿が吾を見しらぬなり、そも／＼われを何とか見たる、われは世にいふ貧乏神

なり、和殿は譜代のものならねばむかしのことはしらぬなるべし、われは三代已前より和殿の主の屋敷にをれり、さるにより彼家には病みわづらふもの常にたえず、先代兩主は短命なりき、只是のみならずよろづにつきて幸ひなく、貧窮既に世をかさねて、祿はあれどもなきが如し、かくて家の亡びざりしは、先祖の遺徳によれるのみ、昔和殿の主人にはしかるの事ありしなり、近ごろは又筒様々々と人にしらすぬみそか事を見つるが如く説き示すに、用人いたく駭き怕れて嘆息の外いらへも得せず、窮鬼はこれを見かへりてさのみおそるゝことにはあらず、和殿の主の世に至りていよいよ貧窮至極したれど、その數やうやく竭きたれば、われは他所へ移るなり、今よりして和殿の主人はさきくさおふる家となりて、世をかさねたる借財なども皆返すべきよすがはいで來ん、ゆめよ疑ふべからずといふに、用人心おちついて、しからば君はいづ方へ遷らせ給ふにやと問ふ、窮鬼答へてさればとよ、わが行くところは遠くもあらず、和殿が主の近隣なる何がしの屋敷にをらん、その移轉の程一兩日いさゝかのいとまあれば、越谷わたりに相識るものを訪はんとて出で來たれど、翌は彼處に移るなり、見よ、今より彼屋敷はよろづの事にさちなくなりて、遂に貧窮至極せん、こゝと和殿の主の今茲まで頭を擡ぬ如くになりてん、ゆめな洩しそとさゝやきつゝ、はや越谷まで來る程にあやしき法師はいづちゆきけん、忽見えすなりしとぞ、いはれしことのしるしにや、かくて件の用人は知行所へ赴きて材役人等とかたらふにたびゝの借財なれば成り易からじとあやぶみたる

に、事立どころにとゝのひて思ひしよりは物多くかり得てかへりけるとなん、この一條はおなじ年六月の下つかた蠟崎波響の物語なり、彼用人と親しきもの波響にも亦疎からねば渠より傳へ聞きしといへり、かの武家并用人の姓名も定かにて、まさしき奇談なるよしなれども、世には々かりの關に任せてそこらのくだりは、具に記さず、猶遠からぬ程なれば知りたる人もあらんかし。ちなみにいふ、世に福の神とて祭れるは、富貴を禱る爲なれば、貧乏神といふもあるべし、且福は禍の對、貧乏は富の偶なるをもて、神史に幸の神あれば又枉津日の神もあり、佛書にも吉祥天あれば又黑暗天もあり、唐山にはこれを窮鬼といふ、東坡に送窮の詩あり、歳の十二月下旬彼にて家の内を掃除して新年を迎ふるを送窮といふ、この方の煤拂と相同じ、送窮の事は荆楚歲時記、五雜俎等にみえたり、又耗といひ皆といへるもこゝにいふびんぼうがみと相同じ、耗は類書に載せたる唐の逸史に、玄宗の夢にみえし終南山の鍾馗の靈が劈き啖ひしといふ鬼の名なり、耗は即虚耗の義なり、よりて皇國にて薰香のほひのうするに耗の字を當てたるなり、耗は破財の鬼なるべし、又昔は牛に似たる獸にて、よく禍をなすといふ、黒膏の祟ありしは宋元通鑑徽宗紀に見えたり、これ宋の衰ふら兆なりければ、耗も膏もびんぼうがみとよみてその義に稱ふべしと曩に家嚴のいはれし事あり近世江戸牛天神の社のほとり貧乏神の禿倉有りけり、こは何がしかいひし御家人の窮してせんかたなきまゝに祭れるなりといひ傳ふ、さるを何ものゝわざにやありけん、其神體を盗みとりて禿倉